

伏し、枉げて反意の事案を容認し、其所謂無責任、非立憲の行動を助成し、前議會の政戦をして、全然徒爾に終らしむ。公黨の面目、知らず果して何くに在りや。若し夫れ政府の爲す所に至ては、妥協の提議既に陋、其條件最も非。一たひ解散を懸けたる増租案を撤し、之に代ふるに其自ら認めて最も有害なりとする募債案を以てしたるか如きは、其定見なく、操守なく、且つ大臣責任の義理を解せざる、此に至て亦極れりと謂ふへし。

### 局面一變後の憲政本黨 黨運衰頹

政友會既に政府と妥協し、前來盟を聯ねたる憲政本黨との提携、茲に全く破裂す。妥協の交渉尙ほ初步に在るや、兩黨の領袖等、皆な提携繼續を希ひ、屢次會見を累ね、戦機の熟するを待ちたりと雖も、妥協一たひ成立するに及んで、政友會は全然憲政本黨を疎外し、兩者再び反目の舊態に回る。爾來本黨は、全然孤弱の地位に陥り、剩へ頻々たる總選舉に疲れ、多年黨内に鬱結したる不平、此時を以て起り、内訌益、長し、黨運頗る衰ふ。其大會の決議の如き、唯、「前議會の宣

言を實行して、憲政の精神を發揮せんことを期す」と云ふに止り、左、右、顧、空しく形勢を觀望するのみ。若し夫れ本黨の分身同志俱樂部は、依然硬論を持したりと雖も、改選と共に大に同志の數を減し、其勢力甚た振はず。

### 中正俱樂部 政友俱樂部 帝國黨

政友、憲政兩黨の提携、尙ほ未だ解けざるの時に當り、新選議員中、商工同臭の議員三十餘人、相結ひて一團を作し、名けて中正俱樂部と云ふ。此俱樂部は、政府の現に窮地に在るに乘し、其會を舉げて之を政府に活らんとし、而して危迫の政府、亦當初之に頼らんとしたりと雖も、政友會と妥協成るに及んで、少數の黨與、我に於て用なしと爲し、直に之を遠さく。之を外にして、前議會に政友會を除名せられたる議員及一種の中立議員等、相結ひて一團を作し、名けて政友俱樂部と云ふ。中正俱樂部、政友俱樂部、既成の帝國黨、三派相聯盟し、政界を三分して政府を援助するの計を立てたりと雖も、政府、政友會妥協成立の一事、局面全く一變し、黨界の勢力、一に政友會の壟斷に歸す。

第六章 第十八回帝國議會(三十六年五月八日召集、年六月四日閉會)(官民妥協ニ國防計畫決定)

## 衆議院正副議長任命。

當期議會は、憲法第四十五條に據る特別議會にして、其會期を二十一日と定む。召集當日、衆議院は正副議長候補者を選擧し、前議長片岡健吉累ねて議長に當選し、政友會所屬福井縣選出議員杉田定一、副議長に當選し、各勅任せらる。

## 海軍計畫確立。募債政策復舊。行政整理公約。

當期議會召集以前、政府は政友會總裁伊藤博文と私議し、前期衆議院解散問題たる特別増租繼續案を一擲し、別種の財源を以て第三期海軍擴張計畫を遂行することを内約せり。爰に開會劈頭、政府は撤回を豫期して増租繼續案を改選衆議院に提出し、以て解散問題再議の形式を裝ひ、同時に海軍擴張費を計上

せる追加豫算案を提出す。海軍擴張豫算は、一に前會の提案を襲ひ、増租案は、前會の讓歩案に基き、其増徴率を五毛に止む。衆議院は冷眼以て増租案を迎へ、其委員會直に之を否決す。此に於て政府は、政友會常務委員と交渉し、前日其總裁と私議したる妥協條件の承認を受け、次て政友會議員總會亦之を可決し、兩者妥協の約、此に至て正式に確立す。(前章詳叙)此際政府は、三日間の停會(自五月二十一日至同月二十三日)を奏請し、以て妥協交渉に便にす。解停の後、政府は増租案撤回を衆議院に通告し、新に海軍擴張の財源に供せんか爲に、今後十年に涉り、毎年一百萬圓の行政整理を行ひ、五百萬圓の事業を繰延へ、五百五十萬圓の公債を募集する計畫を立て、募債に關しては、別に之か法律案を提出す。憲政本黨は、政府の非憲沒責を詰り、其反覆輕躁を責め、行政整理及事業繰延の前途を危ふみ、又曩者一たひ確立したる公債不募の政策を捨て、再び負債政策を復するの非を鳴らし、一部少數の民黨は、海軍擴張の計畫に併せ反對す。然れとも時既に政府と政友會との妥協成り、而して政友會仍は多數の勢力を保持したるを以て、凡百の異論、何の反響あるなく、院議總て原案を可決す。貴族院亦多少の異

論を排し、凡て原案を可決し、而して募債法案に賛成したる即日、口を極めて募債財政の弊患と其政策の復舊とを論難し、早く再び不募政策の正道に回らんことを政府に建議したり。

### 政府彈劾の議。解散責任解除。

政府敢て政友會と妥協し、豫定の財源を変更して、海軍擴張計畫を確立するや、憲政本黨は、以て前期衆議院解散の趣旨を没し、輔弼責任の大義を紊るものと爲し、上奏以て閣員を閣下に彈劾せんと試みたり。案中、政府の計畫の浮泛にして根柢なく、其主張の放漫にして責任なきを指摘し、且つ曰く、「地租増徴は、舉國公論の否認する所、民心の歸向、昭々として掩ふへからず。閣臣初より其到底通過の望なきを知ると雖も、徒に同案再議の形式を装ひ、以て體面を粉飾せんと欲す。是れ實に上聖明を欺罔し、下國民を蔑如するの甚しきもの。此の如き舉措、因襲例を成し、延て以て後來に及は、輔弼責任の大義、殆ど湮滅せんとす」云々。首相太郎辯疏して曰く、「國家須用の施設を遂行せんとするに

當り、適當の範圍に於て議會と妥協し、以て國務の疏通を圖るは、寧ろ政府當然の責務に屬す。政府か國防の財源を変更するの方案を以て、議會と妥協し、其結果、増租案を撤回したるは、是れ其責務を履踐する所以にして、何等憲法の本旨に背く所あるを見ず」と。院議終に上奏案を否決し、茲に解散議案撤回の行動を是認し、併せて解散に伴ふ責任を解除したり。政友會は、後日自ら辯解して曰く、「解散の責に任ずると否とは、是れ閣員の自ら決すべき所にして、議會は唯、閣員の徳義に訴へ、傍より其處置を監視すべきのみ」と。

### 追加豫算濫發。否決費目の支出。

三十六年度豫算は不成立に歸し、政府は前年度豫算を施行し、茲に追加豫算三件を提出す。其歳入通計七百五十五萬餘圓、歳出通計千六百四十八萬餘圓にして、夫の海軍擴張費亦此内に含み、議會概ね各案に協賛を與ふ。前年曾て衆議院の發議を以て、會計法を改正し、必要避くへからざる經費を除くの外、濫に追加豫算の提出を禁制す。今次提出の追加豫算中、此禁制に觸るゝ款項頗る

多し。衆議院は其匪違を咎め、急施を要せざるものは、悉く之を否決し、爲に歳入二百五十一萬餘圓を減し、歳出四百七十五萬餘圓を減す。鐵道建設及改良費の如き、次年度の計畫を豫算したるものにして、之か急施を要せざるを以て、政友會は一たひ之を否決するの黨議を定めたりと雖も、政府の愁訴を受くるに及んで、重ねて之と妥協を遂げ、兩院之に協賛したり。

爰に附記す。政府は右否決費目中、小學校教科用圖書編纂費及基隆築港費の二件を以て、必要避くへからざるものと爲し、議會閉會の後、未だ幾くならずして、前者を第二豫備金中より支出し、後者を臺灣總督府第二豫備金中より支出し、以て其事業を遂行したり。其金額や甚た多からずと雖も、是れ明に豫算協賛の制度を紊り、憲法の精神を破却するものにして、事態の最も重大なるものなり。此を以て後年政府本件支出の事後承諾を第二十一回議會に求むるや、衆議院は斷して之か承諾を拒絶したり。

### 閣員問責の一一決議(教科書疑獄、取引所法令濫施)當該大臣の進退。

衆議院は、別に二種の閣員問責の議を決したり。一は教科圖書疑獄の事(小學校用圖書の採用審査に關し、各府縣の吏僚輩、賄賂を受けたり、不正の檢定を敢てし、爲に續々司法部の檢舉を被り、有罪の判決を受けたり、者亦尠からず。)に關し、一は取引所法令濫施の事(政府は勅令を以て、取引所の賣買行爲に制限を加へ、民間の趣旨を抹殺したり。)に關す。前者は監督の疎慢より來り、後者は定見の缺乏に因し、共に失政の著しきものなるを以て、政府當然其責に任せざるへからずと云ふに在り。此案は、憲政本黨の提出する所にして、閣僚全員の責を問はんとするものなり。政友會は、問責の範圍を主務大臣に限らんと欲し、之か修正案を提出し、院議修正案を可決す。問責の議既に決するの後、責任の主體たる文部大臣菊池大麓、農商務大臣平田東助、共に恬として其任に留り、日に議院に入して憚るなく、而して衆議院亦之を寛容し、自ら前日の決議を忘却したるもの、如く爾り。貴族院議員中、頗る之を異し、口を極めて被彈者の無耻を罵り、大臣責任の義を論して、嚴に其處決を促す。首相太郎之に答へて曰く、「國務大臣の進退は、一に君主の天命に由る。議院の議に聽き、輕々處決すへきも

のにあらす」と。既にして議會閉會の後、三四閣員の更迭を行ひ、大隈東助亦罷めらる。二人の免官は、間接に衆議院の決議に因するや論を待たず。

## 第七章 權臣の暗闘、黨界混沌

### 黨首元老擇一問題 首相乞骸

曩者桂内閣は、敢て政友會と妥協し、辛く第十八回議會の難關を脱することを得たりと雖も、其計略の陋劣なる、其行動の放縱なる、痛く國民の憤慨を速き、政府の威信、寢く將に地に委せんとす。此時に當りて、外には滿洲問題著しく進展し、之か解決を忽諸に付すへからざるあり。内には議會に對する公約に基き、必ずや行政整理の實績を擧げざるへからず。然も財政益、窮匱を告げ、豫定計畫に齟齬を來たし、且つ大小幾多の事紛、層々續出、交、施政の前路を障礙す。特に此内閣の最も病む所は、伊藤博文の政局に處する無忌の行動とす。博文や、元老の榮錫を荷うて、自由に宮中に入出し、天威に咫尺して意見を奏し、閣員

を視ること猶ほ兒曹の如く、更に去て政黨首領の衣を着け、野人を率ゐて政府に反噬す。首相太郎、謙抑自ら制し、努めて耳を先輩の言に傾け、其指導に聽きて國務を處理し、汲々として感情の融和を求むること、譬へは猶ほ少婦の舅姑に於けるか如く爾り。博文益、舅姑の邪性を揮ひ、慳忍以て閣員を睚み、爲に閣員をして寧ろ破鏡を念はしめたること、其幾たひなるを知らず。偶、六月二十三日(三十)元老大臣聯合會議を閣下に催し、滿洲問題の對策を講ずるに當り、太郎の見と博文の見と大に觸れ、列席元老の調停、僅に内閣の提議を可決したりと雖も、席上衝突の一事、著大の惡感、博文の胸臆に刻み、爾來之を遇すること、一層の難さを加ふ。太郎謂へらく、「若し藤侯をして、居然元老の榮地に據り、諄々閣員を指導すること、猶ほ縣侯の如くならしめは、吾儕請ふ仰て以て絶好の師傅とせん。將た旗幟を政黨に樹て、公然政見を以て相對すること、猶ほ隈伯の如くならしめは、吾儕不敏と雖も、之と一快戦を交うるを辭せず。半は是れ元老にして半は黨首、閣員指導の舌根未だ乾かざるに、早く已に政府に反噬し、一身を以て兩様の舉措に出つ。此の如き怪物の政界に存在するは、是れ大

政の進路を阻攔する所以にして、吾儕閣班に列する者、終に輔弼の重責を完うする能はず」と。一日有朋と相伴ひ、共に博文と會し、審に事情を披陳し、黨首元老、擇んで其一に居らんことを請ひ、有朋傍より之を助く。博文は、元老の榮冠を舍つるに忍ひず、黨首の地位亦快適、魚肉熊掌、兩つなから兼ね取らんと欲し、傲然として太郎の請を斥く。太郎憂悶、遽に辭意を元老に漏らし、頗る決心の堅きを示す。元老等、切に其留任を望み、慰諭交、力めたりと雖も、博文の資格問題未だ釋けざるを以て、太郎輒く之を肯んせず。七月一日、終に病に託して骸骨を乞ふ。其表の略に曰く、「竊に慮るに、今や内外益、多事の時に方り、中興の洪謨に則り、大成を將來に期するは、實に容易の業にあらず。而して臣の不肖なる、近ころ宿痾の更に重きを加ふるものあり。病餘の心身、復た久しく重職に耐ゆる能はざるのみならず、遂に輔弼の任に背き、聖徳を汚すに至らんとを恐る。伏て願くは、聖明至仁、特に聖鑑を垂れ、臣の現職を解き、許すに靜養の時を以てし、報效を他日に期するを得せしめんことを」と。

### 至尊宸憂。伊藤の政黨離脱。首相留任。

首相桂太郎の辭表を捧呈するや、皇上痛く宸襟を惱まし、特に山縣有朋、松方正義の二人を召して、親しく勅問を垂る。二人固と常に政黨を忌み、曩者博文の政友會を組織したるを見て、認めて以て元老の地位と相副はざるものと爲し、機に觸れ時に臨み、毎に離脱を懇進して已ます。茲に首相太郎辭表の事あり、今又勅問を辱うするに及んで、博文をして政黨と絶たしむるは、正に此時に在りと爲し、乃ち勅問に奉對し、此内外多難の秋に當り、内閣の動搖を來すの不可なるを陳し、且つ博文を民間に抜き、之に至高顧問府の重職を授け、元老閣臣、相戮力して國事を経紀するは、眞に方今の要務なるを奏し、議頗る博文平生の言動に及ぶ。皇上之を嘉納し、太郎の辭表を卻け、之に靜養の暇を賜ひ、尋て七月六日、博文を湘南より召し、懇に時務を諮問し、且つ樞密院議長親任の天命を降す。曰く、「朕方今の時局に願て、卿か啓沃に頼るを惟ひ、茲に再ひ卿を煩はして、樞府の重職に就かしめ、國家要務の諮問に應せしめむとす。願ふに維新以來、事業中外に涉りて、前途尙甚た悠遠なり。朕は卿か積年の勤勞に倚信し、匡

救獎順、以て克く其終始を完くせむことを望む」と。不時の召命、意外の優旨、博文たる者、恐懼屏營、輒く之に奉對する所以を知らず。乃ち數日の暇を乞ひ、退て熟、自ら考へ、又之を知友に諮り、踟疑未だ決せざるの間、屢、侍從長の督促を受く。願れば博文、曩者政友會を起してより、今に於て實に三閱年。其間黨首獨裁の權を揮ひ、黨員指導に努むと雖も、黨弊浸潤、支障百端、意の如く立黨の效を收むること能はず。近者閣僚と私議し、妥協を黨員に強ひてより、深く黨員の怨恨を招き、總裁の威信自ら墜ち、黨の基礎亦動搖を來す。且つ一たひ身を政黨に投してより、大に同列元老の惡感を買ひ、宮中の信用亦漸く衰へ、四周の事情、一として我に不利ならざるはなし。彼を念ひ此を思ひ、轉、一身の處理に迷ふの際、偶、樞府重職任命の優詔を拜し、其心爲に大に動き、寧ろ野人の群を脱して、再び雲際に攀ちんことを念はざるにあらず。然も亦數年養ひ來りたる黨界の勢力、一朝之を弊履に委するか如きは、單り愛惜の情に禁へざるのみならず、世上の毀譽、亦之を雲烟に付すへからざるものあり。飽く迄政黨に蟠據し、袒裼裸裎の徒の我を洩すに任せんか。將た再び朝衣朝冠を着け、由々然と

して榮華安佚を貪らんか。多智の博文、此岐路に立ちて、轉、進退に窮す。熟慮多時、終に意を後者に決し、十二日參關、疏を上りて命を奉す。曰く、「陛下の左右に咫尺し、國家要務の諮詢に奉對するは、均しく憲政の施行に屬する職任にして、臣敢て犬馬の勞を效さすんはあらず」と。翌十三日、西園寺公望の樞密院議長を免し、博文を以て之に代ふ。幾日紛糾を累ねたる黨首元老擇一の事案、此に至て始めて解決を告げ、而して首相太郎の宿痼忽焉として癒え、恬乎其位を保ちて復た羞ぢず。

### 權臣の惡戲。樞密顧問定員増加。

博文終に再び樞府に入る、是れ皆な有朋、正義二人の密に畫きたる計略にして、太郎の豫期の希望に副ふものなり。博文は、此事の有朋等の内奏に因するを知るに及んで、己れ亦奇策之に酬いんとし、密に二人を樞密顧問官に奏薦し、等しく十三日を以て親任式を行ひ、之に優詔を賜ふ。當時樞密院の官制顧問官の定員を二十五人に限り、僅に一人の關員あるのみ。乃ち急に官制を改め、定

員を増して二十八人と爲さんとし、之を臨時樞密會議に付す。出席顧問官、定數に達せざるを以て、官制の規定に基き、閣員をして其會議に列せしめ、(各大臣は、議席に列し、表決の權を有す。官制第十一條)以て僅に定數を滿たし、官制改正を議決し、即日有朋、正義を樞密顧問官に親任す。閥族の輩、其私便の爲に、公器を翫弄して忌まざること、概ね此類なり。

### 閣員の異動。

是より先き三十五年三月二十七日、陸軍大臣兒玉源太郎、臺灣總督に轉し、參謀次長寺内正毅、陸軍大臣に任ず。次て三十六年七月十五日、内務大臣内海忠勝、病を以て其職を辭し、臺灣總督兒玉源太郎を以て之に代ふ。同十七日、文部大臣菊池大麓の官を免し、内務大臣兒玉源太郎をして之を兼ねしめ、農商務大臣平田東助の官を免し、司法大臣清浦奎吾をして之を兼ねしめ、逓信大臣芳川顯正の官を免し、大藏大臣曾禰荒助をして之を兼ねしむ。大麓、東助の免官は、第十八回議會の主務大臣問責決議に聯り、而して三省大臣の專任を置かざるは、

一に行政整理調査の便を圖るに出つ。次て同年九月二十二日、文部以下三大臣の兼任を解き、清浦奎吾は農商務大臣に轉し、新に波多野敬直を司法大臣に、久保田讓を文部大臣に、大浦兼武を逓信大臣に任ず。十月十二日、兒玉源太郎の内務大臣を免し、之をして臺灣總督を以て參謀次長を兼ねしめ、以て時局の軍務に専らならしめ、而して内務大臣の任は、總理大臣桂太郎姑く之を兼ね、次年對露宣戰の後、(二月三)芳川顯正を擧げて内務大臣に任ず。

### 再次の行政整理。消極方針。次年度豫算。

桂内閣は、往年行政整理を第十六回議會に約し、其整理の成績に關して、著大の政争を起し、未だ議會の検査を終ふるに及はずして、再ひ行政整理を第十八回議會に約し、以て僅に海軍擴張計畫に協賛を得たり。第十八回議會に對する公約は、固と口舌の義務にあらずして、政府之を實踐するにあらずんば、單り不信の謗を速くに止らす、直に海軍擴張の財源に影響し、其計畫を遂行する能はざるに至るへし。議會閉會の後、政府は銳意調査の事に従ふと雖も、情實依然



として纏綿し、各般の支障亦從て起り、意の如く經費節省の效を收むること能はず。加之租税の豫定收入に違算を來し、爲に公約以上の整理を斷するにあらずんば、豫定の計畫、總て徒爾に歸せんとす。此に於て政府は、斷然一大消極方針を定め、此方針を以て調査を進行し、大に官制を改め、課局を廢合し、定員を減少し、(各省總務長官及官房長を廢し、次官の舊制に復す。)新に製造煙草販賣官營の制を設け、以て歳入の増加を圖り、茲に姑く調査の段落を劃し、三十六年十二月を以て改正官制を發布す。此調査の結果に基きて編成したる三十七年度總豫算に計上する金額は、歳入歳出共に二億五千二百餘萬圓にして、其行政整理減額は四百九十一萬圓、事業繰延額は八百二十六萬圓なり。是れ前議會に對する公約履行の表示にして、政府は今後常に整理を懈らざらんことを揚言し、而して民黨は尙ほ此結果に不平を鳴らし、再ひ取て以て政府の責任を問ふの題料と爲さんとす。(第十九回議會は、開院劈頭解散を命せられ、爲に三十七年度總豫算を接受するに至らざりしを以て、便宜其歳入歳出金額を此に表示す。)

### 妥協後の政友會 黨内紛擾 總裁更任

政友會は、第十八回議會に桂内閣と妥協し、爲に著しく黨内の紛擾を醸し、其會期中、既に若干の黨員を失ふ。閉會の後、黨員不平の聲益高く、皆な總裁の專横を憤り、交、革新の議を叫ぶと雖も、毫も反響あるなし。純潔の黨員、終に革新の希望を將來に絶ち、相率ゐて其黨を脱し、地方支部亦從て動搖し、殆ど全滅したる地方亦鮮からず。民權自由論の發源地高知支部の如き、實に其一なり。此否運の時に當りて、偶、總裁伊藤博文任官の事あり、爲に黨の紛擾、一層甚しきを加ふるに至る。博文の今次俄に樞府に入るや、一に其方寸に決し、事既に定まるの後、僅に之を黨内の二三子に告げ、君命に藉口し、以て自己進退の陋の掩ふ。黨員皆な博文の舉措を詰り、交、惡罵を之に加ふ。曰く、「美辭壯語、以て政黨を組織し、肆に專横を揮つて、背理の事を黨員に強ひ、爲に大に黨運の衰弊を誘致し、今や俄然其徒を捨て、獨り自ら榮華の地位に就く。咄々、人を賊ひ黨を弄ぶも亦極れり」と。然れとも今次博文の任官たる、必ずしも其素志に出づるにあらざるを以て、去るに臨み、其會心の同志西園寺公望を總裁に推薦し、以て自

己の勢力を脱退の後に遺す。爾來新任總裁公望、孜孜として黨運を維持するに努め、幸に小康を保つことを得たりと雖も、此時早く己に多數の黨員を失ひ、當年優越の勢力、復た尋ねへからず。

### 政友憲政兩黨の頽勢挽回策。提携談再燃。

政友會の基礎動搖し、其黨運日に傾くこと、洵に上述の如きものあり。若し夫れ憲政本黨は、未だ黨員の離散を見るに至らずと雖も、黨勢の萎靡振はさること、毫も政友會と擇ふ所なし。兩黨領袖等、轉、同病相憐の情に勝へず、乃ち再び相提携して、各、其黨運を開かんとし、憲政本黨先づ之を提唱し、政友會之に和す。憲政本黨の領袖は、歴史を忘れ、感情を捨て、解黨且つ之を辭せずして、同志と偕に政界に立たんことを揚言し、政友會の領袖、亦略、同様の意見を持し、爾來會談再三を累ね、茲に提携の端を啓く。此時に當りて憲政本黨内一部の徒、滿洲問題を解決せんか爲、他の同志と共に對露同志會を起すや、本黨幹部、見て以て政府の指嗾に出つと爲す。更に舊自由黨系の徒、新に政黨組織を企て、徐々政友

會の領域を侵すや、政友會幹部、亦見て以て政府の後援に負ふものと爲す。爾く兩黨幹部は、共に自黨衰頹の原因を政府の陰謀に歸し、此陰謀を打破して、憲政を擁護するは、必ずや協同の力に待たざるへからずと爲し、提携の切要を感ずること益、深く、而して政府反抗の題目を選び、行政整理の姑息及對露外交の緩慢の二事を擧ぐ。兩黨領袖の提携談を進むるや、極めて之を祕密に付したりと雖も、漸次黨員の聞知する所と爲る。政友會員は、必ずしも提携に異議を言はず。憲政本黨中に在りては、既往幾たひの經驗に鑑み、政友會と提携するの危険なるを念ひ、又彼の反覆不信の徒と事を偕にするは、是れ我が清節を穢すものなりと言ひ、提携の不利を唱ふる者頗る多く、又大に領袖等の專横を非議し、凡そ他黨と相交渉する事案は、細大宜しく之を議員總會に付すへきの議を唱ふ。此群議紛々の間、第十九回議會召集の期、早く已に到る。

### 自由黨再興計畫。同志研究會。交友俱樂部。

曩者政府、政友會妥協の紛議、相聯續するの間、躬ら進んで政友會を脱し、若くは

除籍處分を蒙りたる者、亦甚だ鮮からず。此等政客中、舊自由黨系に屬する者、密に自由黨再興を企て、舊黨首板垣退助を起して顧問と爲し、著々計畫を進む。此輩の意、單り舊自由黨系を糾合するのみならず、況く他派他系を侵さんとし、主として政友會を攪亂し、政府陰に力を之に假す。但、其帷幄に參する輩、概ね曩に政友會を除籍せられたる者にして、身邊自ら醜評を纏ひ、爲に其十全の努力を以てするも、僅に二十餘人の同志を得たるのみ。若し夫れ政友會脱會者は、當初新黨組織の議に與かりたりと雖も、私に純潔健全分子を以て自ら居り、世評紛々の徒と事を借にするを厭ひ、乃ち他の同志議員と共に、別に旗幟を樹て、名けて同志研究會と云ひ、政友、憲政兩黨の間に介して、其提携を策し、明に政府反對の地歩を占め、其議員數約二十人を算ふ。外に舊三四俱樂部に系統する者、同志の無所屬議員と相結ひて、交友俱樂部を組織し、同志研究會と略、同一の態度を取り、其議員數二十餘人を算ふ。

### 對露同志會。主戰論。滿洲問題と政黨。

此時に當りて露國の勢力、益、滿洲に展ひ、東洋の風雲、頗る急を告ぐ。(後章詳叙)曩者北清義和團の變後、慨然蹶起したる國民同盟會は、露清滿洲還付條約の締結を機とし、一たひ其會盟を解きたりと雖も、爾後露國毫も撤兵の約を履ますして、却て益、滿洲掩有の計を運らすに及んで、前年の同志、再ひ期せずして起ち、三十六年八月對露同志會を結ひ、先づ滿洲問題根本解決の急務なるを宣言し、露國をして條約を履行せしめ、清國をして滿洲を開放せしむるの二大綱を決議し、當路に迫りて之か實行を促し、益、其聲を大にして、國論の統一を圖る。此會は、固と國民同盟會の遺緒を紹きて起るもの、此を以て政友會以外の各派黨人、亦來りて之に加はる。但、憲政本黨内、對露問題に關する議論二派に岐れ、一は桂内閣の力柄、克く此重要政務を疏解するに足らすと爲し、他黨と相結ひて先づ之を仆さんとし、一は姑く内閣の信任如何に關せず、舉國一致、以て此國家浮沈の時局に處せんとす。二派確執、黨内爲に大に亂れ、後論者單り同志會に加はり、黨籍を度外に措き、偏に時艱の解決に勉む。夫の帝國黨は、曩者國民同盟會

に加はり、今又對露同志會に參し、十分の信用を桂内閣に置き、其力に頼りて、露勢を滿洲より掃はんことを期す。此の如く對露同志會は、幾多の異分子に成り、其間頗る醜怪の徒を交へ、爲に世上種々の風説を傳へ、或は以て政府掩護の團體と爲す者あるに至る。然も日ならずして世上の誤解自ら釋け、同志益、加はり、偏に其會の目的を達成するに努め、露國の行動、愈、出て、愈、暴なるに及んで、斷然主戰の議を定め、之を政府に懲適し、又之を天關に以開したり。

### 對露同志會宣言

東亞の平和を保持するは我大日本帝國の職にして又其國是ならずや是を以て内は憲政を施行し外は條約を改正し或は清國を併呑して獨力朝鮮を扶植し或は列國と聯合して拳匪の亂を鎮定し或は英國と同盟條約を締結する等皆斯の天職を盡し國是を擴充する所以にあらざるはなし然るに近來露國の爲す所を見るに益々東亞の平和を擾亂するものあるを認む

願ふに我國の露國に於ける好を修し誼を守る至れり盡せりと謂ふへし對馬の占領樺太の交割は今暫く言はず遼東半島は我國が百戰の餘收て以て東洋平和の屏障となせし所而も露國の忠言を敬重せるの故を以て之を清國に還附せり是れ我國の露國に忍ひし一なり然るに其後三年ならざるに露國は猝然として其旅順大連灣を強借し軍港を築き商港を開けり是れ我國の露國に忍ひし二なり加るに露國は西比利亞鐵道に満足せず地を滿洲に籍つて軍事的の東清鐵道を敷設し之を旅大に聯絡せり是れ我國の露國に忍ひし三なり又韓國は我國の扶翼して其國運を進抄せしめんとする所なるも露國猜疑極りなきに依り勉めて退讓して所謂日露協商を約せり是れ我國の露國に忍ひし四なり殊に拳匪の變亂に當てや露國は恣に大兵を滿洲に入れて盡く其地を占領し市府を營み要案を築き猶進て清國と密約して滿洲を略取するの地歩を爲らんを謀れり是に於て我政府は英米兩國と戮力し僅に滿洲還附條約を締結せしめて其撤兵を共てり是れ我國の露國に忍ひし五なり此の如く我國は實に五度露國に忍へり而して滿洲還附條約の締結せらるゝや天下皆以爲く露國は復た約に背くなからんと何そ圖らん撤兵期日を經過するも敢て條約を履行せず剩さへ又密約を清國に迫り清國若し其密約を諾するなくんば撤兵を背せざるへしと稱し却て陸兵軍艦を増遣し鐵道堡壘を修築し其爲す所盡く戰備に汲々たらざるなく一方には清國を脅迫して密約に訓印せしめんとし他方には我國を嘲罵して反對を中止せしめんとす嗚呼此れ果して忍ふへきか是をしも忍ふへくんば孰れか忍ふへからざらん

要するに露國國南の志は一日にあらす其東侵の謀も亦多方ならざるにあらす然れとも特に拳匪の變亂より以來其東亞の平和を擾亂して滿洲を掩有せんとする

の行動に至ては直に我國の天職を凌侮し我國の國是に反觸するものと謂はざる可らず國家若し天職を行ふ能はずんば國威何を以て宣揚せんや國家若し國是を違くる能はずんば國力何を以て發展せんや維新更始の雄圖は未だ完成と稱す可らず明治中興の偉業は中途に挫折す可らざるなり故に我政府は速に最後の斷案を下し根本的に滿洲問題を解決すへし現當局者は日英同盟當時の當局者なり其滿洲問題に於ける必ずや遺算なげん唯夫れ遷延日を涉り徒に巧運を求めて時機を失する如きは吾人の甚た取らざる所以薪嘗膽既に久く軍備擴張亦既に成れり吾人は茲に所信を聲明して我政府の決心を督促せんとす我政府にして事に託し難を避け糊塗時局の結了のみを圖るあらんか則ち國是を誤り天職を曠ふするの罪を免る可らず

### 衆議院議長片岡健吉の死。

三十六年十月三十一日、衆議院議長片岡健吉歿す。健吉、曩者明治七年の交、同志と共に立志社を其郷里高知に起し、本邦政社の權輿を爲し、盛に自由民權の説を唱へ、國會開設願望の事に奔走し、常に身を政界の中心に置き、偏に憲政の創設に盡瘁す。立憲の後、選はれて衆議院に入り、幾次の改選、曾て一たひも其

選に漏れず。(第二回總選舉の時、政府の干渉に依り、一たひも)第十二回議會、擧げられて議長の重職に就き、爾後累任四回の多きに及ぶ。夙に自由黨に籍し、同志と偕に政友會に轉じ、眞に黨内の重鎮たり。第十八回議會の前後、所謂妥協問題の起るに及んで、深く總裁の專横を憤り、又其黨の行動を不是とし、建言忠告、太た力めたりと雖も、一も同僚の容るゝ所と爲らず。此に於て事の終に爲すべからざるを覺り、高知支部の黨員と共に、袂を聯ねて政友會を脱す。其告知書中の一節に曰く「健吉等の此舉、敢て一身の名を潔くするにあらず。苟も今にして其去就を明にするにあらずんば、立憲の大義、自由の精神、全く泥塗に委す。而して其多く語らざるもの、君子交を絶つて惡聲を出さゝるの古道に遵ふのみ」云々。唯、春來久しく病に臥し、妥協政紛の際、徒に病軀を牀上に横へ、懊惱として時事の非なるを嘆し、此に至りて終に歿す。院の内外、皆な之を悼み、宮中の禮遇、亦頗る等を超ゆ。

### 前貴族院議長近衛篤磨の死。

三十六年九月、貴族院議長公爵近衛篤磨、任滿ちて退く。世擧な其適材を許し、切に再任を望みたりと雖も、時適重患に罹り、復た劇職に堪へざるを以て、乃ち其去るに任せ、貴族院は、決議以て其在職中の功勞を彰し、懇に感謝の意を致す。不幸にして病益重く、翌三十七年一月二日終に起たす。篤磨は名門の偉器、聖主深く望を其前程に囑し、(此二句、弔慰の動語中に見ゆ。)世上亦見て以て棟梁の材と爲す。夙に歐洲に學び、歸來直に貴族院に位列し、縦横侃諤の正義を逞うし、最も眼を東亞の大局に注ぎ、汎く草野の志士を延き、會を立て盟を結ひ、清國を保全し、韓國を扶掖し、以て東洋の平和を維持する所以の道を講す。滿洲問題の起るに及んで、深く時局を殷憂し、躬を以て之か解決に任し、國論を導き、當路を援け、清國の王公と應酬し、夙夜碎礪、未だ曾て一日も寧處する所あらず。病既に膏肓に入るの後、夢寐尙ほ之を以て言と爲し、薨するに臨みて、特に人をして當路及元老等に言はしめ、英斷果決、以て國家の長計を定め、此千載一遇の好機を逸することなからしむ。廟謨終に戰を露國に宣し、東洋の平和を旗鼓の間に求むる

の斷に出てたるもの、篤磨首唱の力、實に多きに居る。

### 第八章 第十九回帝國議會

(三十六年十二月五日召集、同日解散)

(勅語奉答紛議ニ解散)

#### 衆議院議長補闕任命。

召集當日、衆議院は先づ議長候補者の補闕選舉を行ふ。(故片岡健)當時政友憲政兩黨の領袖間、提携の約新に成り、爲に政友會は自ら抑へて、議長の地位を友黨に譲り、其結果、憲政本黨所屬福島縣選出議員河野廣中、大多數の投票を得て當選し、次て直に勅任せらる。

#### 衆議院の勅語奉答議事。彈劾議決。解散。

召集後數日を経、十一月十日、車駕親臨して開院の式を舉げ、恆例の勅語を賜ふ。衆議院は即時勅語奉答の會議を開き、議長河野廣中、其躬ら起草したる文案を

朗讀して會議に付す。其文案中「今や國運の興隆洵に千載の一遇なるに方て、閣臣の施設之に伴はず、内政は彌縫を事とし、外交は機宜を失し、臣等をして憂虞措く能はざらしむ。仰き願くは聖鑑を垂れ給はむことを」の字句あり。抑も開院式勅語に對する奉答たる、從來略一定の文例を存し、且つ之を決定するに方り、豫め各派の内議を経るを常とす。唯、議長廣中、大に時世に感憤する所あり、乃ち斷然先例を破却し、密に躬ら此閣臣彈劾の案を立て、公式議場、之を會議に諮ふ。衆甚た意を此に注かず、見て以て恆例の文案に過ぎすと爲し、議長の朗讀を聞き終り、拍手以て之に酬い、一舉之を可決す。議既に決するの後、去て審に其成文を閲すれば、是れ純乎たる一通の彈劾狀、字句極めて簡なりと雖も、峻烈骨を刺すの概あり。衆此に至りて呆然自失、或は怒り、或は怨み、或は悔い、或は喜び、端なく千態萬狀の奇觀を呈す。若し夫れ院外の諸團及個人等、口を極めて廣中の勇斷を稱し、奉答文記する所國民の希望を道破して、復た餘蘊なしと爲し、書を寄せ謝を致す者、亦甚た尠からず。各派は退て交、善後の策を講し、或は文案再議の説を樹て、或は議長懲罰の議を唱へ、若くは奉答文の捧

呈を畢るに至る迄、姑く自ら休會するの論を爲す。政友憲政の兩黨は、憲法の條理及議院の體面に顧み、斷して再議説を排するの黨議を定めたりと雖も、所屬黨員中、解散を怖るゝ者頗る多く、再議以て彈劾の字句を削り、幸に解散の厄を免れんとし、同志陰に相通謀し、爲に再議説の勢力、甚た侮るへからざるものあり。政府亦事の唐突なるに驚き、百方彈劾を沮止せんとし、陰に議員を煽動したりと雖も、奈何せん、二大政黨既に再議説を斥け、復た大勢を回らすへからず。乃ち終に意を解散に決し、十一日、衆議院會議を開くに先たち、解散の詔書を傳達したり。此より先き宮内省は、衆議院奉答文捧呈の時刻を定め、議長廣中の參内を促し、幾くならずして、再び命を傳へて、急に其參内を沮止す。廣中は、若し拜謁の榮を辱うする能はずんは、廷臣を経て奉答文を天關に捧げんとし、苦慮最も力めたりと雖も、會、解散の詔書を拜し、爲に其志を貫くこと能はず。此に至りて衆議院の正式議決したる奉答文は、終に天關に達せずして、而して政府幸に彈劾を免るゝことを得たり。

## 三十七年度豫算不成立。

三十七年度豫算は、曩者政府既に編成を了し、當期議會召集以前、之を兩院各派に内示したりと雖も、正式提案に先たち、衆議院解散を命せられ、豫算終に不成立に歸す。其出入計數、之に伴ふ行政整理及事業繰延額の如きは、便宜之を前章關係事項の下に録したるを以て、茲に之を省略に付す。

## 第九章 滿洲問題、日露交渉

## 附 日英同盟成立

## 露國の滿洲經營、列國の防制、英獨協商、露清密約紛議。

露國の滿韓を覬覦するもの、其由て來る所尙し。曩者日清兩國講和の際、帝國に迫りて遼東半島を清國に還付せしめ、茲に明に攫窃の禍心を暴露し、爾來機を見變に乘し、歩々經略の計を進む。其嘗て韓王を自國公使館に幽して、政令の自由を奪ひたる(年二十九)清國と密約して、滿洲に於ける鐵道鑛山軍事其他の

特權を得、以て東清鐵道の經營に着手したる(年二十九)旅順及大連を占領して、軍港及鐵道を設備したる(年三十)英國と協商して、清國各地鐵道敷設權要求地域を限定したる(年四十二)皆な其宿望達成に一步を進むる所以にあらざるはなし。既にして三十三年五月、義和團の變起るに及んで、好機乘すへしと爲し、續々兵を滿洲に送り、倏にして東三省の要地を占領し、所在に民政廳を設け、清國の主權を藐視して復た忌まず。列國の異言に接するや、露國は聲明を發して曰く、「我邦の兵を滿洲に配置するは、唯、其地の秩序を維持し、東清鐵道を保護するの必要に出づ。異日清帝變を北京に回し、中央政府亦確立し、滿洲の秩序完きを見るに至らば、輒ち直に其兵を撤することを懈らす」と。露國は更に幾多の利權を要め、以て其地歩を保障せんと欲し、密約案を提示して清國に迫る。其約款は、滿洲、蒙古、伊犁、新疆に於ける鐵道鑛山其他の利益を收め、旅順以北、金州の自主權を奪ひ、滿洲鐵道を北京に延長し、清國領土を他國に租賃又は割讓するを禁し、其他滿洲に於ける行政軍令及官吏任免權を獲得せんとするに在り。露國は極めて秘密の間に交渉を進め、清國幾と將に之を容れんとするの



時、約款の内容、端なく外間に漏る。列國は其前日の聲明と違ふを非難し、若し露國をして其志を遂けしめは、爲に列國勢力の均衡を破り、延て世界の禍亂を誘致すること、固と必然の數なりと爲し、之を防制するに全力を用う。英獨兩國は、別種の方策を以て、露國の禍心を挫かんとし、兩國協力して清國保全の政策を行ひ、今回の北清事件を利し、何等土地に對する利益を獲得せざることを聲明し、若し土地獲得を企つる邦國あらは、至當の方策を以て之に對せんことを相約し、普く列國に通牒して賛同を求め、後日の贊同國も、提唱國同一の權義の下に立つことを附言したり。(協商條目、清國に於ける諸港を開放し、諸外國の貿易兩國協力して清國保全の政策を行ふべき事、他の列國にして今回の事件を利用して何等の形勢の下にも土地に對する利益を獲得せんと企つる相互に於ては、英獨兩國府は各自の利益を保護せんが爲に、執るべき方策に關して相互に協定を爲すの權を保有す。)英獨協商の成立したるは、三十三年十月十六日にして、帝國政府亦列國と共に之に贊同し、一致以て露勢の進展を沮止せんことを努む。露國の對清要求益、急なるに及んで、帝國政府は、終に英米獨奧伊の諸國と共に、警告を清國に加へ、如今北清事件講和談判の中道に當り、敢て一國に特殊の利益を與ふる

か如きは、管に談判の進行を妨ぐるのみならず、清國及東洋の不利甚大なるを述へ、切に其反省を促したり。時に清帝仍ほ蒙塵して西安に在り、大に六國の警告を諒とし、其廟議亦終に條約拒絶に決し、之を露使に言明す。此各般の障礙に遭ふと雖も、露國毫も其志を變へず、清廷を欺罔し、又脅喝し、設ひ兵力に訴ふるも、密約を得ずんは以て已まざらんとす。帝國政府は、終に直接に露國に警告し、英國亦露國の行動、其前日の聲明と相容れざるを指摘し、審に其意圖を質す。露國は以て現下の對清交渉は、單、是れ當該兩國事務施行の便宜を圖らんか爲、一時の章程を暫定せんとするに過ぎずと爲し、第三國の姑く之を傍觀せんことを望み、且つ適當の時機に之を公表し、又其兵を撤することを聲明し、然も依然前來の計畫を遂行して、復た忌む所なし。此に於て帝國政府は、屢、内閣會議を催し、元帥會議を開き、努めて外交と軍事との密着を圖り、國論亦大に昂り、主戰の議を定めて、之を政府に慫慂する者亦鮮からず。政府終に第二の警告を露國に發し、特權要求の放棄を迫り、其言辭頗る鋭なり。露國終に屈し、枉けて密約案を擲ち、之を列國に聲明して、徐に時局の進展を觀る。時に三十

四年四月にして、我に在りては伊藤内閣時代の事に屬す。

### 清帝回鑾。對露撤兵要求。滿洲還付條約。

露國は密約案を放棄したりと雖も、毫も意を滿洲に絶たず、其爪牙を磨きて、攫窃の機を窺ふこと、依然として前日と異なる所なし。我邦の志士、深く露國の傲戻を悲り、之をして眞に滿洲より撤退せしむるを以て、方今必須の要務なりと爲し、之を政府に建言し、果斷の舉を促すこと極めて切なり。既にして三十四年十月の交、露國は滿洲還付及撤兵時期に關して、清國と交渉するに當り、之が對償として各般要求を提す。其事項は、滿洲に於ける清國の軍備を制限し、且つ兵勇訓練、鑛山探掘、鐵道放資等の權利を自國に獨占し、此條件の下、三年以内に撤兵せんとするものにして、其清國の主權を蔑如し、滿洲開放の義に反するや、毫も前日の密約案と擇ふ所あるを見ず。當時我に在りては、伊藤内閣既に瓦解し、桂内閣之に代り、小村壽太郎入て外務大臣に任し、縱横に其手腕を揮はんと擬す。帝國政府は、前日密約案に對する方策を以て、今次の要求案に對し

英米二國と行動を共にし、特權を露國に許與するの不可なるを清國に警告す。清國の廟議、亦要求拒絶に決し、露使の督促極めて急なりと雖も、毫も其志を動かさず。既にして清帝北京に還り(三十五年四月四日)、中央政府亦確立し、次て日英兩國の攻守同盟成り、以て清韓の領土保全及極東の平和維持の義を昭にす。清廷特んで以て益、強硬の態度に出て、露國の要求は悉く之を拒絶し、且つ速に滿洲を還付せんことを要求して已まず。事此に至りて、四周の形勢、悉く露國に非にして、以て其宿望を達すへきの策なし。露國乃ち前來の要求を擲ち、何等對償を要めずして撤兵を約し、三十五年四月八日を以て、滿洲還付條約に調印す。此條約に依り、撤兵の最終期を調印後十八箇月とし、其期間を三分し、六箇月毎に一部の兵を撤すること、定む。多年紛擾を累ねたる滿洲問題、此に至つて僅に解決の曙光を見る。

### 日英同盟。帝國政府の聲明。

爰に少しく日英同盟の由來を叙説する所あらん。蓋し英國が帝國と手を携

へ、借に東洋問題を處理するの意圖を抱くこと、決して一日の故にあらず。前年帝國還遼の後、露國敢て自ら旅順大連の地に據るや、英國は直に其禍心を看破し、以て東洋禍亂の端を啓くものと爲し、密に我に促すに露國に抗議するの事を以てしたりと雖も、帝國政府之に應せず。更に威海衛無期駐兵を我に忠告したりと雖も、是れ亦之に應せず。英國乃ち帝國の撤兵を待て、自ら威海衛を租借し、以て露勢に抗したり。既にして北清義和團の變起り、露國乘して以て其禍心を満たさんとするや、英國は帝國と協商し、以て露勢を滿洲より一掃せんとし、清國保全の議を提したりと雖も、帝國政府尙ほ之に應ずるに踟疑す。此に於てか英國は、帝國に提議したる所を以て、之を獨逸に試み、終に夫の英獨協商の成立を見る。此より先き滿洲問題紛糾以來、本邦朝野憂國の士、深く之に關心し、交之を解決する所以の策を按し、一部の識者、英國と結ひて露勢を挫くの至計たるを論し、漸次其聲の高さを加ふ。其間日露同盟論を唱ふる者あり、是れ亦適切な理據を有し、頗る時人の視聽を惹く。桂内閣は斷して日英同盟論を把り、駐英公使林董をして、攻守同盟の議を英國政府に提せしむ。英國

は夙に帝國の實力を認識し、又東洋に於ける利害の相同しきに省み、喜んで此提議に應じ、交渉數次、協議輒く成熟し、三十五年一月三十日、兩國全權委員其約書に調印し、越て二月十二日、兩國同時に各、之を其國の議會に發表す。

日英協約は、其序文に於て、極東の現状及全局の平和維持、清韓兩國の獨立及領土保全、清韓に於ける各國商工業の機會均等の三大義を掲げ、其約款に於て、既に獨立を承認せられたる清韓兩國は、全然侵略的趨向に制せらるゝことなきを聲明し、兩締約國の清韓に於ける特殊利益にして、若し他國の爲に侵迫せらるゝ時は、兩締約國は、其利益を擁護するに必要なる措置を執るの權利を相互承認し、甲締約國若し其利益を防護する爲に、別國と戦端を開く時は、乙締約國は、嚴正中立を守り、他國若し甲締約國の對戦國を援助し、其戦闘に参加する時は、乙締約國は、甲締約國と協同戦闘に當り、之か講和亦兩締約國合意に之を爲すべきことを約し、而して此協約の有効期を五年と定む。帝國政府の聲明に曰く、此協約の目的は、極東の平和を益、鞏固にし、同時に清韓兩國に於ける帝國の利益及權利を擁護するに外ならず。而して清國の領土保全及門戶開放は、

夙に列國の是認する所なるを以て、此協約は、決して列國の異議を招くことなきを信す云々。露國をして撤兵對償の要求を擲ち、無條件に滿洲還付條約を締結するに至らしめたるもの、蓋し亦日英同盟に負ふ所なしと謂ふべからず。爾來時運の進展に伴ひ、屢、約款を更正したりと雖も、此協約は後年に涉りて、長く帝國外交の關鍵たり。時論皆な此有力なる外交策の確立したるを喜び、認めて以て桂内閣の功と爲し、邦家の爲に深く之を慶す。

日英協約

日本國政府及大不列顛國政府は偏に極東に於て現状及全局の平和を維持することとを希望し且つ清帝國及韓帝國の獨立と領土保全とを維持すること及二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せしむることに關し特に利益關係を有するを以て茲に左の如く約定せり

第一條 兩締約國は相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て該二國孰れに於ても全然侵略的趨向に制せらるることなきを聲明す然れども兩締約國の特別なる利益に鑑み即ち其利益たる大不列顛國に取りては主として清國に關し又日本國に取りては其清國に於て有する利益に加ふるに韓國に於て政治上並に商業

上及工業上格段に利益を有するを以て兩締約國は若し右等利益にして別國の侵略的行動に因り若くは清國又は韓國に於て兩締約國孰れか其臣民の生命及財産を保護する爲め干渉を要すへき騷擾の發生に因りて侵迫せられたる場合には兩締約國孰れも該利益を擁護する爲め必要缺くべからざる措置を執り得べきことを承認す

第二條 若し日本國又は大不列顛國の一方か上記各自の利益を防護する上に於て別國と戦端を開くに至りたるときは他の一方の締約國は嚴正中立を守り併せて其同盟國に對して他國が交戦に加はるを妨ぐることに努むべし

第三條 上記の場合に於て若し他の一國又は數國が該同盟國に對して交戦に加はるときは他の締約國は來りて援助を與へ協同戦闘に當るべし講和も亦該同盟國と相互合意の上に於て之を爲すべし

第四條 兩締約國は孰れも他の一方と協議を經ずして他國と上記の利益を害すへき別約を爲さざるべきことを約定す

第五條 日本國若くは大不列顛國に於て上記の利益が危險に迫れりと認むるときは兩國政府は相互に充分に且つ隔意なく通告すべし

第六條 本協約は調印の日より直に實施し該期日より五ヶ年間效力を有するものとす若し右五ヶ年の終了に至る十二ヶ月前に締約國の孰れよりも本協約を廢止するの意思を通告せざるときは本協約は締約國の一方か廢棄の意思を表示し

たる當日より一ヶ年の終了に至る迄は引續き效力を有するものとす然れとも右終了期日に至り同盟國の一方が現に交戦中なるときは本同盟は講和終了に至る迄は當然繼續せるものとす

### 露國の違約。對清強要。列國の舉措。清國の決心。

三十五年十月八日、是れ露國の滿洲撤兵第一期日たり。露國は僅に其兵員の所在を移動し、若くは單に武装を解除し、以て撤兵の様を装ふ。次て撤兵第二期日たる翌年四月八日に及び、毫も撤兵の約を履まざるのみならず、却て益兵員を増し、軍容を壯にし、且つ再び撤兵條件を提出して清廷に迫る。其條件は、行政軍事及領地處分に關する清國の自主權を制限し、各種の特權を自國に收め、努めて他國を排拒せんとするものにして、頗る前日の要求に勞霏す。日英米三國は、各、清國に警告し、又露國に質問し、而して清國は、言下に露國の要求を拒絶す。爾來露國の對清行動、一弛一張、或は欺罔し、或は威迫し、益、軍備を張り、持久を策し、又貨賄を散布して、官府の權豪を誘ひ、少しく要求條件の案様を更へて、之か容納を迫る。清廷大臣之か強要に堪へず、或は將に條件の二三を容

れ、以て時紛を解かんとするの態あり。日英米三國之を不可とし、交、拒絶を懲通し、清國の士商及海外留學生等、皆な起て速に露勢を掃ふの急務なるを切論す。清廷の意復た決し、斷然露國の要求を拒絶し、且つ條約履行を迫り、茲に明に衝突の勢を形す。露國益、其決心を鞏うし、内閣を改造し、武斷派を以て閣員に充て、新に極東大總督府を旅順に置き、皇帝直隸の太守を其長官に任し、之に委するに軍事外交及一切の行政權を以てし、本國の武斷内閣と相呼應して、其侵略主義を行はんと擬す。大總督府會議は、累ねて少しく要求條件を更改し、之を提けて容納を迫る。(九月六日)曰く「貴邦若し前説を固執せば、我極東太守は、躬ら提案中の事項を遂行し、東三省撤兵の期、永遠に到來すること無かるへし」又曰く「貴邦若し數百年友誼深厚なる我邦の要求を拒み、敢て他邦に信賴することあらは、我邦は、枉けて最後の手段を取り、以て貴邦に臨まざるを得ず」と。日英米三國は、固く前來の主張を把り、要求拒絶と撤兵要求とを清國に勧め、且つ滿洲各地開放を促し、以て側面より滿洲問題を解決する所あらんとす。清國一に之を容れ、露國の要求を拒絶し、撤兵を要求し、且つ滿洲開放を諾す。此に於

て露國は、口舌の間に其慾望を貫くの至難なるを悟り、専ら力を實動に注ぎ、約案記する所の條件、之を清國の肯諾に求むるの迂路に由らすして、單意獨力、躬ら之を攫取するの計に出つ。其間撤兵第三期日空しく過ぎ、十月二十八日、露兵進んで奉天府を襲ひ、宮殿を占領し、將軍を拘禁し、北京奉天間の電線を絶ち、清兵を斥攘して、自ら府城の内外を衝る。報一たひ北京に達するや、舉朝皆な爲に震愕し、誓て祖宗發祥の靈域を清め、以て主權を完うするあらんことを期し、直に露國に抗議し、又地方官に命じて、嚴に軍備を充たさしむ。此より先き對清要求の事甚た艱むや、露國は姑く紛議を北韓方面に移し、帝國を牽掣して、滿洲攫窃の禍心を遂げんと欲し、鴨綠江下流の要地に兵營を築き、海壁を設け、運河を鑿ち、電信を架し、着々持久の軍防を施す。帝國は韓國に勸むるに、宜しく露國の暴舉に抗議すへきの事を以てし、且つ鴨綠江下流の要地を開放せしめ、以て紛争解決の一助に資せんとす。韓國依違未だ決せざるの間、露國の經營益進歩し、東洋の天地愈々多難に赴く。

### 帝國の廟謨 對露交渉提言。

事件發生已來、帝國政府は、姑く露國累次の聲明を了とし、拱手して時局の推移を観る。露國の清國に加ふる所、往々其聲明と反し、撤兵第二期日以後、特に其甚しきを加ふるに及んで、政府は露國の禍心尋常ならざるを看破し、姑息手段を以て一時を彌縫するは、終に禍患を將來に貽す所以なるを念ひ、茲に根本の國策を確立し、以て東洋時局に應ずるの廟謨を一決したり。曰く「英獨協商日英同盟露清滿洲還付條約の趣旨に倚據し、萬難を排除して、東洋の平和を維持するの職責を貫かん。先づ露國をして、滿洲駐屯の兵を撤せしめ、且つ滿韓に於ける其軍備及各般要求を擲たしめ、以て其禍心を根柢より芟除せざるへからず。更に清韓兩國をして、斷然露國の要求を拒ましめ、且つ各國貿易の爲に、要地要港を開放せしめざるへからず。若し此國策の遂行を阻碍する邦國あらば、爲に干戈を動かすも、亦敢て辭する所にあらず」と。首相桂太郎、此廟謨を天關に奏し、特に之を元老會議に付せんことを乞ふ。六月二十三日、(三十一)勅して元老を召し、之をして廟謨の是非利害を審議せしむ。伊藤博文井上馨二人、

頗る異論を唱へたりと雖も、山縣有朋、松方正義二人、共に廟謨の趣旨を賛し、議終に之を是認し、皇上亦之を裁可し、今後内閣の首班其人を更ふるも、恪守厲行、斷して之を變更せざらんことを相約す。既にして露國の滿韓經略、日一日に進み、暴力を以て其素志を果さんとし、其行動益々忌憚なく、而して清韓兩國の力微にして、能く露勢を掃ふに足らず。此に於て政府は、直接に露國と交渉し、櫛俎の間に滿韓問題を解決するの計を定め、而して之を遂行するの好機、今日を措て復た其時なしと爲し、七月二十八日、一訓電を駐露公使栗野慎一郎に發し、之をして本國政府の名を以て、滿韓問題直接交渉開始の議を露國政府に提起せしめたり。

### 日露交渉開始。帝國の讓歩。露國の確執。

露國政府、我が提議に接して、甚た之を拒まず。駐露公使、乃ち八月十二日を以て協商案を示し、之を交渉の原案と爲し、且つ露都に於て協商を試みんことを提言す。帝國政府の希望は、今回の協商を以て、滿韓問題を根柢より解決し、全

然東洋の妖雲を一掃して、清明の天地を開かんとするに存し、協商案、實に此趣旨に成る。案の大意、清韓兩國の獨立及領土を保全し、並に兩國に於ける各國商工業の機會均等主義を保持するの大方針を定め、唯、帝國は韓國に優勢なる利益を有し、露國は鐵道經營に關して滿洲に特殊の利益を有し、而して其利益を保護するに必要なる措置を執るの權利を相互承認し、其地に於ける兩國商工業の活動を阻碍せざることを相約し、且つ露國をして韓國指導は帝國の專權に屬することを承認せしめんとするに在り。露國は冷然として我が提議を迎へ、輒く之に答ふことを爲さずして、却て益々軍備を充實し、更に旅順會議決定の第三要求を以て清國に迫り、次て我に對しては、東京を協商地と爲すの議を提し、且つ帝國の提案を交渉の基礎と爲すを拒みたり。帝國政府は、再々論争を累ねたりと雖も、終に枉けて之を容れ、速に對案の提出を要め、而して露國は、受案以來五十餘日を経て、十月三日始めて對案を提出す。其案、帝國提案中の滿洲に關する事項を默殺し、一言も清國の獨立及領土保全の事に及はず。又帝國の韓國に於ける優勢なる利益を承認するも、其指導企業及軍事施設に

關し、種々の制限を附し、韓國北境に中立地帯を設け、且つ新に「滿洲及其沿岸は、全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認する事」の一條項を設けんとす。即ち露國の意、今次の協商範圍を韓國に限らんとするものにして、帝國の希望と全然相容れず。我は極力其不可を争ひ、直に對案に對する修正案を提出し、露國をして滿洲に於ける清國の主權及領土保全を尊重し、并に帝國の商業の自由を阻碍せざることを約せしめ、而して帝國は、露國の滿洲に於ける特殊利益を承認し、又其利益を保護するに必要な措置を執るの權利を承認せんとす。露國は滿洲を協商の範圍内に入るゝを拒み、此問題を以て彼我交渉を累ぬるの間、露國の放肆益、長し、公然軍事行動を逞うして復た憚るなく、其奉天府を占領したるは、實に此際の事に屬す。我か政府、仍ほ隱忍以て平和の解決を求めんと欲し、十月三十日、累ねて自ら確定修正案を提出し、清韓兩國の獨立及領土を保全するは、確く前案の主義を維持するも、滿韓兩地に於ける特殊利益の協定に關し、大に前來の主張を讓歩し、露國をして韓國は露國の特殊利益の範圍外に在ることを承認せしむると共に、帝國自ら滿洲は日本の特殊

利益の範圍外に在ることを承認し、併せて露國か其利益を保護するに必要な措置を執るの權利を承認し、又日清日露各條約上の權利を阻碍せざることとを相約し、此保障の下、總に滿洲に於ける通商及居住上の我か利益を支へんとす。帝國政府は、此讓歩を敢てするも、必ず協商を成立せしめんことを期し、露國尙ほ斷乎として之を拒み、我か至嚴の督促を無視して、回答を遅延し、十二月十一日に及んで、始めて第二對案を寄せ來る。其本旨及條項、毫も前案と異なる所なく、寧ろ滿洲を日本の利益範圍外に置くの條項を削除したるは、協商の範圍を韓國に限るの意圖を表示するものなり。此對案に對し、我は累ねて修正案を提出し、彼亦之に倣ひ、共に協商の地理的範圍に關して相争ひ、韓國領土の軍略使用禁制及滿韓國境中立地帯設定等の議に及ぶと雖も、彼我徒に前言を覆説するに過ぎずして、談判何の進展する所あるを見ず。此に於て帝國政府は、翌三十七年一月十三日を以て、更に最後の修正案を提出したり。其主眼、曰く「日本は滿洲及其沿岸は、日本の利益範圍外なることを承認せん、但し露國は滿洲の領土保全を尊重することを約束せよ」と曰く、「露國は列國か清國との條



約に依り獲得したる滿洲に於ける利權の享有を阻礙せざることを約束せよ」曰く「露國は韓國及其沿岸は、露國の利益範圍外なることを承認せよ」曰く「日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し、并に此等利益を保護するに必要なる措置を執るの權利を承認せん」と。此修正案を提出するに當り、帝國政府は、苦言を以て露國の反省を促し、且つ其回答の迅速ならんことを望み、爾來責頗る嚴なりと雖も、久しきに涉りて對案の提出を見ず。

### 時局遷延。帝國の和戰兩策。日露國交斷絶。

交渉開始已來既に半歲、露國毫も交讓の誠意を以て我か提議を迎へず。其間、辭を左右に託して、故らに時局を遷延し、軍備を充實し、我か最後修正案提出の前後、彼の軍備全く熟し、其大兵既に韓國の北境を壓し、明に挑戰の態度を取る。我亦夙に露國の意中を洞知し、干戈以て之に抗するの已むへからざるを認め、乃ち和戰兩様の準備を整へ、軍費支辨の緊急勅令を發し、京釜鐵道速成の計畫を立て、大に軍事機關を刷新し、新に有力の軍艦を海外に購ひ、對策復た遺算あ

るなし。彼れ敢て滿洲を協商の外に置くの主張を固執し、頑として清國の主權及領土保全の尊重を約するを拒み、我か最後の修正案を冷眼に付するに及んで、帝國政府は樽俎折衝の益なきを覺り、乃ち斷然懸案の談判を絶ち、獨立行動を取るの廟謨を定め、二月五日午後二時、之を駐露公使に訓電し、駐露公使は六日午後四時を以て、談判斷絶告知狀を露國外務大臣に手交し、直に公使館を撤退したり。此に至りて半歲の談判、終に徒爾に歸し、帝國は將に其認めて以て必要なりとする獨立行動を取り、依て以て躬ら滿洲問題を解決するの任に當らんとす。

### 斷交告知狀

日本國皇帝陛下の特命全權公使なる下名は本國政府の訓令に遵ひ露國皇帝陛下の外務大臣閣下に對し左の通牒を爲すの光榮を有す  
日本國皇帝陛下の政府は韓國の獨立及領土保全を以て自國の康寧と安全との爲に緊要缺くへからざるものなりと思惟す故に如何なる行爲たるを問はず苟も韓國の地位を不安ならしむるものは帝國政府に於て之を看過する能はず

露國政府が韓國に關する日本の提案即ち帝國政府に於ては之か採用を以て韓國の存立を確實にし并に該半島に於ける帝國の優越なる利益を擁護する爲め緊要不可缺と思惟する提案に對し到底妥協の望なき修正案を提出して執拗に之を拒絶したること并に又露國が其の清國との條約及滿洲地方に利益を有する他の諸國に對し累次與へたる保障の存在するに拘はらず依然該地方の占領を繼續し爲めに甚しく侵迫を蒙れる滿洲領土保全の尊重を約することを執拗に拒否したることとは帝國政府をして自衛の爲め其の探るべき手段を慎重に考量するの已むを得ざるに至らしめたり露國に於て了解し得べき理由なくして屢次回答を遷延し加ふるに平和の目的とは調和し難き軍事的活動を爲せるに拘はらず帝國政府が現交渉中用ひたる耐忍の程度は其の露國政府との關係より將來誤解の一切の原因を除去せむことを忠實に希望したることを十分證し得て餘ありと信す而も帝國政府は其の盡力の結果帝國の穩當且無私なる提案若は又絶東に於て鞏固且恒久の平和を確立するに近き如何なる他の提案に對しても露國政府の同意を得ることは毫も其の望みなきを領得したるか故に現下の徒勞に屬する談判は之を斷絶するの外他に選ふべき途を有せず

帝國政府は右の一途を採用すると同時に自ら其の侵迫を受けたる地位を鞏固にし且之を防衛する爲め并に帝國の既得權及正當利益を擁護する爲め最良と思惟する獨立の行動を採ることの權利を保留す

### 滿韓交換策。帝國の天佑。

日露交渉の經過略、上叙の如し。願ふに帝國政府、平和の間に滿韓問題を解決するに力めたること、亦至れりと謂ふべく、讓歩又讓歩、修正又修正、曰く第一對案の修正案、曰く確定修正案、曰く第二對案の修正案、曰く最後の修正案、而して一修正案を出す毎に、皆な讓歩の痕を留めざるはなし。當初の原案、我は單、鐵道經營に關して、露國の滿洲に於ける利益を承認するに止めたるも、次て此制限を撤し、同地に於ける一般の利益を承認し、更に一步を進めて、滿洲は帝國の利益範圍外に在ることを承認し、唯、彼をして滿洲の領土を保全し、條約の權利を尊重し、且つ韓國を其利益範圍外に置くことを承認せしめ、此條件の下に、自ら滿洲を放棄するの斷に出てんとす。是れ明に時論の所謂滿韓交換にして、當初單に鐵道經營の利益を承認せんとしたるに比し、其範圍の廣狹、固より同日の談にあらず。若し當年露國の當路をして、多慾且つ多智ならしめ、喜んで此絶大の讓歩案を容れ、新に公認を領したる勢圏に踞據し、肆然其欲望を逞うするの舉に出てたるなるべく、而して帝國は、其自認せる利益範圍外の宣言

に縛せられ、拱手して他の施爲を傍觀せざるを得ざるへし。果して然り、則ち露勢の根柢益々深きを加へ、所謂領土保全條約尊重の約束の如き、之を空文に付し、終に攫奪の宿意を果すに至るへきや、智者を待て之を知るにあらざるなり。幸に對手國の頑冥に依り、最後の修正案終に廢滅に歸し、爲に此醜果を結ぶに至らずして已みたりと雖も、顧みて當年一髮の危機に念到せば、人をして悚然覺えず膚に粟せしむ。

### 國論の趨勢。主戰論。

爰に顧みて少しく當年國論の趨勢を査せん。國民は滿洲問題の至重至大にして、東洋の理亂帝國の汚隆、一に其解決如何に繫るを念ひ、深く意を時局に注ぎ、國論を統一し、政府を督勵し、相偕に戮力して、以て時艱を救はんことを期せざるはなし。是より先き北清事件以來、露國の忌憚なき行動は、大に我が國民の公憤を激成し、主戰論亦隨て起る。茲に日露交渉の局面、彼國に半點の誠意なく、頑冥執拗、我が提議を拒絶し、益々滿洲攫奪の計を進むるに及んで、國內の主

戰論一層其聲を高うし、從來の平和論者、亦樽俎折衝の時期既に去りたるを認め、斷然最後の手段を以て、彼か暴戾を挫くの已むべからざるを唱へ、志士論客及學究等交々起て政府の決心を促し、又之を天關に哀願し、夫の樞密院の老臣等を以てするも、亦終に平生の寡黙を破り、國論幾と全く主戰に歸す。政府亦大に決する所あり、籌畫頗る周密にして、努めて國民の希望を曠うせざらんことを期し、幾微の間に其意を漏らしたりと雖も、實行往々にして之と背馳し、爲に國民は大に政府の優柔を憤り、非難攻撃亦從て起り、滿洲問題を解決せんと欲せば、先づ内閣を更迭せざるべからざるを論ずるに至る。此群議紛々の間、政府は露國と交渉を累ね、終に斷然獨立行動を取るの計に出づ。此に至つて國民舉な額手して之を慶し、從來政府の優柔を非議したる者を以てするも、翻然として其勇斷を稱し、歡聲都鄙に滿ち、佳氣山河に遍し。

## 第十章 對露開戰附軍國情勢

## 對露軍事行動開始。宣戰の詔勅。

日露の國交既に絶ゆ。帝國は直に軍事活動を起し、旅順に、仁川に、開戦初程に偉勳を樹て、大に敵膽を寒からしむ。明治三十七年二月十日、我が皇上赫として對露宣戰の大詔を降す。左の如し。

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に露國に對して戰を宣す朕か陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に従ふべく朕か百僚有司は宜く各其の職務に率ひ其の權能に應じて國家の目的を達するに努力すへし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し遺算なからむことを期せよ

惟ふに文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に

維持し各國の權利利益を損傷せずして永く帝國の安全を將來に保障すへき事態を確立するは朕夙に以て國交の要義と爲し且暮敢て違はさらむことを期す朕か有司も亦能く朕か意を體して事に従ひ列國との關係年を逐ふて益、親厚に赴くを見る今不幸にして露國と疊端を開くに至る豈朕か志ならむや

帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非ず是れ兩國累世の關係に因るのみならず韓國の存亡は實に帝國安危の繋る所たればなり然るに露國は其の清國との明約及列國に對する累次の宣言に拘はらず依然滿洲に占據し益、其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす若し滿洲にして露國の領有に歸せん乎韓國の保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むへからず故に朕は此の機に際し切に妥協に由て時局を解決し以て平和を恒久に維持せむことを期し有司をして露國に提議し半歳の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交讓の精神を以て之を迎へず曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備

を増大し以て我を屈從せしめむとす凡そ露國か始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安全は方に危急に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國か平和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求むるの外なし朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保全せむことを期す

### 敵國の怨言。帝國の應酬。

露國は遽に東洋海面の敗報に接し、我か爲に機先を制せられたるを悔い、其皇帝は詔勅を宣し、其政府は信報を發し、厚顔自ら東洋平和及韓國保全を云々し、事案の商議進行中、帝國急に國交を絶ちたるを咎め、又宣戰布告に先たち、突如軍事行動に出でたるを詰り、其海上の奇捷は、是れ詐術に起因する不法の收得なりと爲し、報復百倍、以て之を懲罰するの期、敢て遠きにあらずと謂ひ、遺恨を傲語に裏み、其聲鳴々として甚た悲し。我か政府、一々之に辯駁を加ふ。要、挑

戰の責は、不信暴戻の敵國に存し、帝國の應戰は、自衛の洵に已むを得ざるに出で、而して宣戰に先たち戰鬪を開始するの例、近世戰史の歴々具載する所にして、毫も國際法の條規に背く所なしと謂ふに在り。

### 列國の局外中立。清國の地歩。交戰地域限局。

日露戰端を啓くや、歐米列國皆な局外中立を宣言し、而して露國に於ける帝國の利益は、米國之を保護し、帝國に於ける露國の利益は、佛國之を保護す。列國は、努めて交戰地域を限局し、以て戰爭の商業及交通に及ぼす災禍を輕うせんことを欲し、之を帝國に提言す。又帝國は、清國と事を偕にし、其無限の民衆物資に頼るの利なるを知ると雖も、爲に其國の財政を亂し、其民心を誤らんことを虞れ、乃ち清國に懲慙し、歐米列國と等しく、局外中立を宣せしむ。但、現に露國の占據する滿洲の地、固より之を局外に置く能はず。此を以て此地域を除き、其他の清國領土は、之を中立に置き、苟も露國にして、誠意國際條規を遵奉せは、帝國亦清國の中立を尊重することを宣言し、且つ此意を以て交戰地域限局

に關する列國前日の照會に對ふ。同時に清國に對し、帝國軍隊の行動は、一に國際條規に據り、秋毫も侵す所なく、又今次の戰爭を利し、清國の領土を獲得するの意圖なきことを聲明し、以て其官民の危惧誤解を豫遏したり。

### 韓國指導協約、顧問雇聘協約。

對露開戦と共に、帝國政府は韓國政府を促し、之をして國交斷絶を露國に告知し、併せて一切の現行條約を破棄せしめ、又直に韓國施政指導協約の交渉を開始し、商議容易に成り、二月二十三日を以て協約に調印を了す。其要旨、韓國政府は、確く帝國政府に信頼し、施政の改善に關して、一に其忠告に遵ふべく、帝國政府は、確實に韓國皇室の安寧、並に其國の獨立及領土を保全し、此保障を完うせんか爲に、臨機必要の措置を取り、又軍略上必要の地點を收用するの權を收め、以て兩國の親交を保持し、東洋の平和を確立するの基礎を定む。是れ曩者日露交渉中の重要案件にして、露國の障礙に遭ひ、輒く決定する能はざりし所のもの。今や國交斷絶の結果、當該兩國間の交渉に依り、口舌の間に、容易に協

約を結ふことを得たり。

既にして戦局益々發展し、帝國の韓國に於ける勢力愈々伸び、八月二十二日、之と顧問雇聘に關する協約を結ぶ。即ち韓國政府は、日本政府の推薦する財務及外交顧問各一名を雇聘し、日本人を財務顧問に任し、外國人を外交顧問に任し、其意見を諮詢て、財務及外交を施爲すべく、又條約締結其他重要なる外交案件は、總て日本政府と協議し、然る後に措置すべきの議を定めたり。

### 對東外交の緩慢。國論の要望。

開戦以來、海陸の戦況、皆な帝國に利にして、威武八表に輝く。不幸にして外交の操縦、之と相伴はず、國民をして轉々煩悶に禁へざらしむ。由來對露交戦の本旨、清韓を保全し、自國を防衛し、以て東洋平和の基礎を確立せんとするに在り。砲火の威力大に揚がるの日、是れ正に此政策を遂行するの好機たり。然るに政府の緩怠なる、此好機に際して、幾と何の爲す所なく、拱手して一に成を軍事に待ち、唯、開戦と共に、韓國と施政指導の約を結び、次て顧問雇聘の件を協定し

たるに過ぎず。國民は未だ以て韓國の改善を圖り、帝國の前哨を防衛するに足らずと爲し、又對清外交の甚た振はすして、戰捷の名聲と相副はざるを憤り、各派各人交起て政府に迫り、機宜の施設を促し、特に對露同志會の如きは、頗る苦言を之に加へたり。

### 宣戰當時の國情。 聖慮。 民心。 舉國一致。

對露交戰、是れ眞に國命を左右するの大故、宜しく民心を一にし、國力を傾け、千艱萬難を排して王愾に敵し、以て軍國の事に終始せざるへからず。皇上深く時局に宸慮し、嚴に文武當局を警め、籌策施爲、共に其宜しきを制せしめ、又元老に勅し、各其所長を以て閣員を援助し、一致戮力、以て軍國の計を謬ることなからしむ。次て戰程益進歩し、快報相踵くに及んで、十月十日、勅語を内閣總理大臣に賜ひ、汎く官民を戒飭激勵す。曰く、「開戰以來、朕の陸海軍は、克く其忠勇を致し、官僚衆庶其心を一にし、以て朕か命を遵奉し、著々其歩を進め、今日に及ぶ。然れとも前途尙遼遠なり、堅忍持久、益、奉公の誠を竭し、以て終局の目的を達す

ることを努めよ」と。官民感激、誓て聖旨を奉體し、必ず全捷の績を收めずんは以て已まざらんとす。國債の應募、軍資の獻納、軍人家族の扶助救恤、人各、其能に應じて邦家の急に赴き、茲に明に舉國一致の美風を現はしたり。

### 衆議院議員總選舉。

三十七年三月一日、第九回衆議院議員總選舉を行ふ。比年總選舉頻々相繼ぎ、政客は一般國民と共に疲勞し、轉、選舉の煩累に堪へず。加ふるに國家外に事あり、爲に一世の耳目は、偏に時局に集中し、復た他あるを知らず。此を以て競争場裡極めて無事にして、平靜の間に總選舉を了することを得たり。今回より北海道各支應管内に選舉法を實施し、議員三人を増し、總數三百七十九人を算ふ。選舉の結果、既成政黨は、略、前期議會同數の議員を挙げ、唯、中立議員に多少の異動を見るのみ。(前議會現在議員數は、政友會百二十八人、憲政本黨八十五人、帝國黨十八人、今回選舉の結果、政友會百三十人、憲政本黨九

十人、帝國黨十九人)

政黨事情 官民和合。(甲辰俱樂部、無名俱樂部、自由黨、同攻會、有志會)

前期議會召集以前、政友、憲政兩黨の幹部相約し、外交行政兩問題を提けて、政府を突撃するの計を畫す。不幸、衆議院は勅語奉答問題を以て解散せられ、次て日露の開戦と爲り、局面全く一變す。兩黨は幾多の不滿を政府の施設に抱き、特に外交の緩慢を憤ると雖も、姑く時局に省み、遽に鋒鏑を戩め、相借に之を援護し、官民一和、以て此際に處せんことを相約す。其對議會宣言の如き、亦皆な此趣旨に成り、外交を刷新し、行政を整理し、國用の濫糜を警め、軍費の辨給を豊にし、堅忍持久、以て全局の捷利を收めんことを期す。政府亦各派協一の力を藉り、以て軍國の要務を經紀せんと欲し、各派議員を招きて、頻々茶話會を催し、意思の疏通を圖り、畫策遺漏なからんことを力めたり。

改選議員中、前會の中正俱樂部員等自ら中心と爲り、新に甲辰俱樂部を組織す、其數約四十人、稍、吏臭あり。前會の同志研究會及交友俱樂部員等相集りて、無名俱樂部を組織す、其數二十餘人、純潔自ら居る。第二十一回議會の近づくに及んで、無名俱樂部其名を同攻會と改む。舊自由黨系の議員、前會以來繼續し

て自由黨再興の事に從ふと雖も、計畫容易に進捗せず、其數約二十人、去就明ならず。外に約六十人の無所屬議員を算へ、其約半數は、第二十四回議會閉會後、新に有志會を組織し、其色彩稍、同攻會に類す。

貴族院被選議員總改選。

此年<sup>(三十七年)</sup>六月より七月に亘り、貴族院伯子男爵議員及多額納稅議員を改選す。各、法定任期七年の滿限に由るものにして、憲法發布以後第三次の總選舉に係る。多額納稅議員は概ね其人を易へ、三爵議員は概ね前任者の累選を見る。(本件總改選は、第二十回議會閉會後の事に係る。)

第十一章 第二十一回帝國議會

(對露宣戰の後、未だ幾くならずして臨時議會を開き、次て冬期の通常議會を開く。便宜、兩議會を一章の下に收む。)



## 第二十回議會(三十七年三月十八日召集 二十九日閉會)

### 臨時議會召集。衆議院正副議長任命。

軍國臨時の議會期に先ちて之を召集し、其會期を十日間とす。衆議院は先づ正副議長候補者を選擧し、政友會所屬佐賀縣選出議員松田正久議長に、憲政本黨所屬大分縣選出議員箕浦勝人副議長に、各、勅任せらる。

### 軍事費豫算。非常特別税。特別増租法の命數。

當期議會の要務は、主として軍費を辨給し、國民の強大なる後援を以て、軍國の事に終始せんとするに在り。此より先き東洋の風雲漸く急を告げ、日露の衝突、終に避くへからざらんとするや、政府俄に緊急勅令を發し、軍費支辨の道を立て、既に一億五千六百萬圓豫算外支出の勅裁を経、爰に豫算を以て今後所要の經費を要求す。三十七年中の軍事費豫算三億八千萬圓、豫備費豫算四千萬

圓にして、前記豫算外支出と合せて、五億七千六百萬圓を臨時軍事費の總額とし、而して其財源は、之を増税・歳計剩餘・特別會計資金繰替及公債に取らんとす。財源中、増税収入は、地租以下十數種の税率を高め、鹽消費税以下數種の新税を起し、名けて非常特別税と謂ひ、外に煙草販賣を官營と爲し、以上各種通計年額六千八百萬圓の収入を豫定す。歳計剩餘金は四千七百萬圓にして、戰時當然剩餘を生ずるもの、外、行政整理及事業繰延金を含み、内、四千萬圓を豫備費の財源とす。外に特別會計資金繰替額は五千萬圓にして、公債募集額は四億千百萬圓なり。衆議院は此戰時財政計畫の大綱を是認し、僅少の修正を施して之を可決す。即ち非常特別税法中、鹽・絹布の兩消費税を廢棄し、地租を減率し、砂糖税其他二三を増率し、又煙草專賣率を高め、且つ非常特別税法の有効期を平和克復後翌年末日に限る。此修正に依り、豫定の収入約六百萬圓を減すべく、政府乃ち歳計剩餘及特別會計資金繰替額を増加し、以て其不足を補ふの計畫を立つ。衆議院は以上修正の外、悉く原案を可決又は承諾し、貴族院亦同一の議決に出て、茲に官民一致の下、戰時財政計畫を確立したり。

附記す。曩者第十三回議會の協賛を経たる地租八毛特別増徴の法律は、其徵稅年度を三十二年乃至三十六年に限定す。桂内閣は、嘗て此有效年限を撤廢せんと企て、衆議院の反對に遭ひ、政争連續の間、年限自然に到來し、該法律亦從て其效を失ひ、三十七年度以降、地租は二厘五毛の正率に復す。(主ち田畑地租を地目は之を略す。)然るに日露の戦争、恰も此年に起り、地租を以て非常特別稅中の重要種目と爲し、當期議會は、田畑地租一厘八毛増徴案に協賛し、次期議會は、更に一厘二毛増徴案に協賛し、正率と合せて地價百分の五厘五毛を課す。即ち農民は、三十二年以降、繼續して特別増租の義務を負擔するものなり。

### 政府の方針。議會の決心。國民後援の決議。

開院の初、首相桂太郎は、對露交戦の眞に已むを得ざるに出でたる所以、並に舉國一致、以て交戦の目的を達成するの要務なるを力説し、外務大臣小村壽太郎は、滿洲問題に關する日露交渉の經過を報告し、且つ之か往復文書を議會に提示したり。議會亦軍國極めて多難にして、戦局の前途尙ほ甚た遼遠なるを慮

り、官民戮力、以て全局の勝利を收めんことを期し、此意衷や、發して軍國諸議案に對する表決と爲る。更に衆議院は、將來の軍費辨給の議を決し、以て國民後援の實を昭にしたり。曰く、「今や戦端僅に開け、我艦隊の奏功偉大なるものありと雖も、全局の大捷を收め、東洋の平和を克復するは、前途猶遠に屬す。其必要の戦費の如きは、本院の固より吝まざる所なり。本院は切に望む、内閣大臣は皇諫を翼賛し、運籌畫策、能く機宜に適し、速に戡定の功を致さんことを」と。尋て海陸の捷報荐りに臻り、兩院は各、感謝の議を決し、以て出征軍隊を鼓舞激勵するに力めたり。

### 第二十一回議會(三十七年十一月二十八日召集、三十八年二月二十七日開會)

#### 君民合體。軍事費豫算追加。再度の増稅計畫。

當期通常議會亦舉國一致の國情の下に召集せられ、而して其主要の任務は、即

ち軍費の辨給に存す。開院式に賜ふ所の勅語「臣民の忠誠に倚信し、終局の目的を達せんことを期す」と宣し、嚴に軍國の大計を昭にす。聖主の叡慮は、即ち群黎の衆意にして、其相合ふこと猶ほ符節の如く、衆議院の奉答此に在り、貴族院の奉答此に在り、政府の披示したる施政の方針、亦實に此に在り。前期臨時議會の協贊を受けたる五億七千六百萬圓の軍事費及豫備費、漸く將に盡きんとし、而して交戦方さに耐なるを以て、政府は三十八年度(年)に要する之か經費を當期議會に追加要求したり。軍事費追加額は七億圓、豫備費追加額は八千萬圓にして、其財源は、前會と等しく増稅歲計剩餘特別會計資金繰替及公債に取らんとす。財源中、増稅收入は、前會協贊を得たる非常特別稅法に改正を加へ、再ひ地租以下十數種の稅率を高め、通行稅以下數種の新稅を起し、各種稅法を改正して、其平時の定率を増課新設し、別に相續稅を創定し、又鹽の販賣を官營と爲し、以上各種通計年額八千二百七十二萬餘圓の收入を豫定す。歲計剩餘金は一億二千三百二十七萬餘圓にして、内、八千萬圓を豫備費の財源とす。外に特別會計資金繰替額八百萬圓、公債募集額五億六千六百萬圓にし

て、公債中一億二千萬圓は、當期議會召集以前、財政上の必要處分として、既に募集の手續を了したり。衆議院各派は、政府計畫の大綱に同意し、軍費の總額に異論を唱へざるのみならず、其主要財源たる公債募集亦之を是認し、唯、増稅の種目及稅率、并に專賣制度に異議を挟み、各、之か修正の黨議を定む。政府乃ち妥協を政友憲政兩黨に提言し、其代表者と交渉を累ね、終に地租を減率し、砂糖稅其他二三を増率し、又其課稅方法等を改め、茲に妥協成案を作製す。兩黨所屬議員、大に其成案に不平を唱へ、代表者の讓步過大なるを詰り、黨内一時紛騷を起したりと雖も、日ならずして成案容認の議を決す。此修正に依り、豫定收入約一千萬圓を減すべく、政府乃ち微温なる行政整理を行ひ、零細の雜收を拾ひ、外に公債五百萬圓を増募するの填補計畫を樹て、兩黨之を容認し、衆議院は以上修正の外、悉く原案を可決す。貴族院に於ても、相續稅其他の稅目に關し、二三の異論起りたりと雖も、終に衆議院の決定に同意し、茲に官民兩院一致の下、第二次戰時財政計畫を確立したり。

三十八年度豫算協賛、緊縮方針、行政整理論争。

臨時軍事費以外、三十八年度總豫算に計上する金額は、歳入三億四百三十六萬餘圓、歳出二億千五百五十四萬餘圓にして、九千二百八十一萬餘圓の歳入有餘を見る。此歳入有餘は、交戦自然の不用額、經費節減、事業繰延等に成るものにして、別に陸海軍經常費の不用額約三千萬圓と併せ歳入有餘の全額を擧げて、之を軍事費の財源に供す。政府は時局に鑑み、最も緊縮の方針を以て豫算を編し、大に行政を整理して、經費を節減したりと稱す。衆議院の二大黨は、多年行政整理問題を以て政府と争ひ、對露交戦の爲に、姑く抗争を休めたりと雖も、今次の行政整理を以て、微温姑息の甚しきものと爲す。偶、軍事費の財源たる増税計畫を修正し、爲に政府の豫定收入約一千萬圓の陥缺を來すに及んで、其全部の填補を行政整理の經費節減に求めんとし、之を政府に迫りたりと雖も、政府之を拒み、僅に一般行政費百萬圓を減し、外に陸海軍省の經費五十萬圓を剩餘することを約し、兩黨終に沈黙す。衆議院は靜穩の間に豫算を審査し、歳入三萬圓を減し、歳出百一萬餘圓を減し、他は悉く原案を可決す。貴族院の議決、

亦毫も衆議院と異なる所なし。

會計紊亂追窮の議(兵營建築工費不當支)

衆議院は三十四、五兩年度の決算を検査するに當り、端なく官紀弛廢、財政紊亂の重大問題を發見したり。事は上川兵營の建築工事に關するものにして、其概要、政府は此工事を起すに當り、故らに競争入札の方法を避け、之を一商賈の請負に委し、諸般の便宜を之に與へ、其工費極めて高價、其工續極めて危築、然も契約工事費の全部を支拂ひ、爲に國庫に巨額の損耗を與へたりと云ふに在り。本件に關し、會計検査院は其支出の不當なるを斷定し、政府略、此非難に首服したり。衆議院の決算委員會は、以て黙すへからざるの重事と爲し、審に問題の内容を調査し、又當該吏僚の責任を糺し、追究論難大に力む。政府は一たひ陳謝し、辯解し、又前言を抹消し、更に罪を屬僚に嫁し、以て一時を糊塗せんと擬す。委員會は、此失態を上奏して、天裁を仰ぐの當理なるを認め、之か案文を本會に報告し、議員の多數之に和す。政府狼狽、密に之か鎮撫を政友憲政兩黨首領に

請ひ、兩黨首領亦時局に鑑み、此件を以て宸衷を惱ますの穩當ならざるを念ひ、此議を懐きて黨員に臨む。黨内硬論甚だ盛にして、輒く幹部の諭示に服せず。爲に黨の集會に於て、將た衆議院本會に於て、盛に激論を交へたりと雖も、中道に及んで論調俄に一變し、上奏説空しく廢棄に歸す。兩黨は、更に特別決議を以て、政府の反省を促すの内議を定めたりと雖も、中道復た異論を生し、終に他の數十件の不當支出を一併し、本件工事費支出の不當なるを議事録に留むるに止めたり。

別に私立銀行不當救済の問題あり。大阪の百三十銀行なるもの、關西有数の金融機關にして、元老聯縁の某之を主宰す。某や頃者其行金を利して、之を他の私業に投し、其計畫端なく齟齬を來し、三十七年春初の交、大に行務を障碍す。政府は某の哀願を容れ、日本銀行をして一百万圓を該銀行に貸付せしめ、自ら保證の地位に立ちたりと雖も、銀行の否運、日と共に甚しく、終に六月中旬を以て、一時店舗を鎖すの已むを得ざるに至れり。利害相關する者、百方救済を政府に請ひ、政府終に其請を容れ、第二豫備金及國庫剩餘金を以て六百萬圓を貸

付し、辭を軍國財務の必需に取り、特に對外信用を云々す。衆議院一部の議員は、頗る此事件を重視し、必ず政府の責任を糺彈し、以て財政監督の任務を盡さんとす。政府大に之を怖れ、是れ亦救を兩黨首領に乞ひ、仍ほ國家問題を以て辭柄と爲す。兩黨首領亦時局に鑑み、此件を以て政府の責任を問ふを欲せずと雖も、此一大失態を黙止するか如きは、公黨の信を天下に維く所以にあらずるを念ひ、乃ち一決議案を提出し、單に政府の措置の不當なるを認定するに止めんとす。一部の議員は、尙ほ此決議の微温なるを難し、確く問責の議を唱へたりと雖も、院議終に決議原案を可決し、政府の責任を寛恕したり。

### 軍國議會の成果。戰勝の因。憲政の賜。

當期議會開會以前、官民屢一堂に會し、交驩歎語、相互の情意を疏通し、以て舉國一致の素地を作す。爰に軍國重要な議案、略、議決を告ぐるに及んで、閉會に先たつこと數日、累ねて官民合同の盛宴を張り、政友憲政兩黨の首領及當路并元老等、交、起て軍國議會の成績を稱し、相偕に益、奮て力を國事に效さんことを矢

ひ、各自の決意極めて牢し。既にして將に議會を閉ちんとするの時に臨み、衆議院議長松田正久、一場の式辭を述へ、帝國連捷の一因を憲制の存在に歸し、敵國現下の情態に對比し、政體の良否は、國運の消長に至大の關係あるを説き、今後益々憲政を扶植して、有終の美を濟すの切要なるを論じ、衆皆な之を首肯す。此會期中、海陸の捷報頻々相踵き、兩院各、感謝の議を決したること、前會の例の如く、而して衆議院は、特に旅順陷落、敵艦隊全滅に關して賀表を捧げたり。

## 第十二章 戰況一斑

### 遼東封鎖、黃海及蔚山沖海戰、敵國東洋艦隊殲滅。

三十七年二月八日正子、帝國海軍聯合艦隊は、猛然起て露國東方海軍根據地旅順口に薄り、其強力の軍艦數隻を擊破し、次日再び同港を襲うて、大に敵勢を挫き、仁川方面の海戰、亦碩果を收む。尋て宣戰の大詔渙發の後、我か海軍は、其絶

大の威力を以て、頻々旅順港内を猛射し、港口を閉塞し、敵艦出入の自由を奪ひ、帝國陸軍の輸送に便にし、五月二十六日を以て、遼東半島南部一帯の實力封鎖を宣言す。敵艦空しく港内に蟄伏するもの累月、我か砲撃の益、急なるに及んで、終に之に耐へずして、八月一日、大舉黃海に出つ、蓋し北して浦鹽の友軍に合せんとするの計に成る。我軍之を遇岩附近に邀へ撃ち、其旗艦を破り、其首將を殲し、其大小艦艇に致命の損傷を與ふ。敵軍全く潰亂し、其敗殘の艦艇は、多くは旅順に還り、他は南方の中立港内に逃竄し、自ら爆沈し、若くは武装を解く。別に我か海軍の一隊は、同月十四日、敵の浦鹽艦隊と蔚山沖に戦ひ、全然其首腦の戰鬥力を奪ひ、玆に海上の運輸交通を安全ならしむることを得たり。既にして我か旅順攻圍軍の戦程大に進み、二零三高地を占領するに及んで、海陸兩軍、力を戮せて猛撃を逞うし、日に日に港内蟄伏の敗殘敵艦を轟沈し、十二月中旬を以て、幾と其全部を殲す。此情勢の下、旅順開城と爲り、東洋海面、敵艦の隻影を留めずして、帝國は絶対の海上權を握る。(聯合艦隊司令長官は海軍大將東郷平八郎)

## 日本海海戦。波羅的艦隊殲滅。

東洋艦隊の主力殲滅し、旅順要塞の危機亦刻々に迫るや、敵國は遂に其波羅的艦隊を東洋に派遣し、以て倅に頽勢を挽回せんと企てたり。其艦隊は、三十七年十月中旬を以て本國を發し、行く々々中立條規を犯して東航を繼ぎ、翌年五月中旬、全隊悉く佛領安南に集り、假に根據を此地に置き、十分に戦闘準備を整へ、猛然として假根據地を發し、二十七日黎明、朝鮮濟州島沖に達す。航破一萬里、日程二百有餘日、新鋭快船の艦體三十八隻、船體相衝みて、肅々日本海に進む。我が首將東郷平八郎の明晰、敵の將に取らんとする航路を洞知し、隊を整へ砲を開きて以て待つ。敵艦見ゆ。戰機熟す。皇國の興廢、此一舉に繫る。彼我兩軍、沖ノ島附近に相衝き、互に主力を以て輪贏を争ふ。我軍の威力極めて強大にして、終日の激戦、能く敵艦の大半を撃滅し、次くに水雷夜襲を以てし、益、其戦績を偉大にす。翌日、索敵收獲戦を敢行し、益、威力を揮ひ、殘敵の首腦、終に降旗を樹つ。我軍之を容れ、其艦を收め、其將卒を擒にし、爾餘の艦艇を捕獲又は轟沈し、司令長官以下全員を俘虜とす。敵國の心血を傾けたる雄大の計圖、憐

むへし一朝にして水泡に歸し、徒に國內の紛擾を長し、又列國の嘲笑を招くの醜果を贏ち得たるのみ。

波羅的艦隊の東航するや、到る處、艦を中立國の領水に托し、炭水糧食を其地に求め、肆然戦闘準備を講して憚らず。我が國論大に昂り、萬口囂々として中立國の背法を詰り、政府亦頗る此問題を重視し、關係列國に對して、強硬の抗議を提す。其事案未だ解決を告げざるに當り、敵國艦隊は、早く既に日本海に入り、全隊潰滅、復た遺類を留めず。此に至つて中立義務違反の問題は、敵艦と共に影を没し、人をして其東航を援助したる中立國を徳とし、併せて帝國政府の抗議甚だ緩慢なりしを喜ぶの情に禁へざらしむ。

## 旅順要塞攻陥。其軍司令官の高風。

旅順要塞は、是れ敵國極東經營の策源地。租借以來、山河自然の險阻に施すに、人工極致の防備を以てし、半島全面に涉りて、幾重の砲壘砲臺を繞らし、其堅緻周匝、東西幾と匹なく、世呼んで難攻不落の堅城と爲す。我軍は先づ此本據を

衝き、以て敵の死命を制するの方略に出で、出征第三軍(司令官陸軍大將乃木希典)之か攻圍の任に就く。攻圍軍は、金州南山方面より進發し、惡戰苦闘、歩々敵の前進陣地を破り、三十七年八月初旬、防禦本線を壓し、大に包圍を緊縮して、茲に總攻撃の準備を整ふ。十六日、軍使を派して、我皇の聖旨を傳へ、非戦闘員の避難を促し、且つ要塞の運命を説きて、之に降伏を勧む。敵將之に應せず。乃ち十九日より總攻撃を行ひ、強襲の戦法を用う。防備極めて堅牢にして、敵兵之を死守し、數日の激戦、僅に二砲臺を得たるのみ。攻圍軍は此戦迹に顧み、改めて正攻の戦法を取り、大に坑道作業を起し、九月十九日より第二回總攻撃を行ひ、次て十月二十六日より第三回總攻撃を行ふ。兩回の攻撃、共に我軍の損害極めて多大にして、成績之に副はず、徒に敵軍をして頑強の名を肆にせしむるあるのみ。此に於て更に大規模の攻城設備を整へ、十一月二十六日より第四回總攻撃を行ひ、正攻強襲併せ用ひ、海陸巨砲を増して敵壘に薄る。今次の攻撃、戦果大に觀るべきものと雖も、死傷續出、能率減耗、不幸にして復た初志を果すこと能はず。此時に當りて、恰も好し二零三高地の我有に歸するあり。(三十一日)是

より戦局大に發展し、十二月中旬、港内蟄伏の敗殘敵艦を殲滅し、連日破竹の勢を以て、各高地及砲臺を占領し、翌三十八年一月二日、將に進んで旅順市街に突入せんとするの時、敵帥終に屈して開城の議を提す。我軍之を容れ、砲臺砲臺及一切の武器軍需品を收め、陸海軍人及義勇兵全員を擒にし、茲に所謂難攻不落の堅城を攻陥するの初念を達成することを得たり。

旅順攻圍軍の首將乃木希典、忠厚篤敬、貫くに一誠を以てし、眞に古武士の典型たり。今や新に偉大の勳績を建て、一世の欽仰を身邊に鍾むと雖も、自ら其功に居らずして、却て彌久多殺の咎を引き、凱旋の幸慶を陣歿將卒と偕にする能はざるを傷み、復命書中、此意を致すこと太た切なり。其二愛兒は、共に軍に従うて我か麾下に隸し、相前後して敵陣に墮れ、家に餘藥を遺さすと雖も、兒等の能く其本分を完うしたるを喜び、偏に萬行の血涙を無數殉難の將卒に濺ぎ、面目の以て父老に見ゆるものなしと爲し、忸怩として常に戚容あり。夫れ至誠は神の如く、萬物咸な感孚せざるはなし。一將の心は即ち萬卒の心、此心凝て百鍊の鐵と爲り、銳鋒の向ふ所皆な披靡す。皇師克く旅順の堅城を抜き、絶大



の威名を耀かすことを得たるもの、此無形の武器に負ふ所、亦甚た大なるを念はざるへからず。

### 滿洲軍三道駢進。遼陽占領。

敵は遼陽を以て滿洲軍の重要據點と爲し、堅緻の防備を施し、我軍を此に沮止せんとす。我軍亦此地を以て第一次の大會戰場と爲し、三軍を編成し、各道を異にして遼陽に向ふ。第一軍(司令官陸軍大將黒木爲頼)は、宣戰と共に征途に上り、朝鮮内地の敵を掃て北進し、五月一日鴨綠江を涉り、九連城・鳳凰城・岫巖・摩天嶺・橋頭・様子嶺等を占領し、横まに遼陽を壓す。第二軍(司令官陸軍大將奧保榮)は、五月五日遼東半島に上陸し、大に金州南山に克ち、旅順遼陽の聯絡を斷ち、北して得利寺・熊嶽城・蓋平・營口・海城・牛莊等を占領し、正面より遼陽に迫る。第四軍(司令官陸軍大將野津道貫)は、五月十九日大孤山に上陸し、第一第二兩軍の間に介して北進し、分水嶺・拆木城等を占領し、第二軍に聯りて遼陽の正面に陣す。(第三軍は、時に旅順攻圍に従ふ。)時は三十七年八月上旬にして、滿洲軍總司令部亦此時に成る。(總司令官陸軍大將大山巖、總參謀長陸軍大將兒玉源太郎)月の

二十五日、三軍齊しく活動を起し、先づ敵の第一防禦線を破り、三十一日、城外の前進陣地を抜き、九月一日より城内を攻撃し、激戦三晝夜を連ね、四日早天を以て其全部を占領し、直に追撃して敵の退路を斷ち、滿洲全軍第一次の決戦、子に我軍の全捷に歸す。

### 沙河會戰。奉天占領。長柵以外の對陣。

遼陽の敗敵は、退て奉天に據り、兵員を補充増益し、陰に遼陽奪還の計を運らし、屢、我か陣地の前面に逆襲す。我軍每次之を斥け、十月十日、全軍齊しく起て前進し、十四日、大に沙河に戦ひ、敵を其右岸に走らせ、確實に其地點を占領す。爾來兩軍、沙河を距て、相對峙するもの累月、其間敵軍屢、南下を策すと雖も、我軍每次之を沮遏す。既にして翌年二月下旬、奉天攻撃の戦機漸く熟す。我か三軍の配置、遼陽攻撃の時の如く、別に第三軍は、旅順の攻略を終へ、來て左翼に聯り、新編の鴨綠江軍(司令官陸軍大將川村景明)亦右翼に聯り、陣地の延長四十餘里、彼我の戦闘總員八十五萬人に達す。我か各軍は、皆な其據點より前進し、行く々々前面

の敵を掃ひ、三月上旬を以て渾河の線に出て、弦月の陣地を布き、正面左右より奉天城を壓す。我軍一氣突撃、接戦數合、九日終に占領の偉效を奏し、北くるを追て之を掩撃し、姑く興京鐵嶺の線を占め、茲に奉天戦の一段落を劃す。敵は退て長春吉林の線に據り、此に潰亂せる軍容を整へ、我軍亦少しく其據點を進め、長柵以外十數里の要地を占め、刮目して進發の機を窺ふ。

### 樺太回復。北韓方面の軍事活動。

我が陸軍の一部隊は、三十八年七月中、舊領土樺太を進撃す。敵勢極めて微弱にして、容易に全島を占領することを得たり。之と相前後して、別隊は北韓より露領を衝くの任に當り、韓領の要地を占領し、將に豆満口を越えて、浦鹽方面に進まんとし、戦況頗る我に利なり。樺太の奪還、北韓要地の占領、共に海軍の援助に負ふこと甚た多く、海軍は陸軍援助の任務に従ふと共に、沿海州、黒龍江州、勘察加等に威嚇砲撃を行ひ、陸軍と相待て、漸次浦鹽攻撃の計を講し、戦局發展の機益を迫る。

## 第十三章 平和克復 附日英同盟改竊

### 米國の講和勸告。提議の由來。列國の總意。

皇師の前途頗る好望にして、四周の事情亦皆な我に有利ならざるはなし。但、霖雨の妨ぐる所と爲り、姑く兵を息めて、兩軍空しく相對峙す。既にして雨季去り、戦機亦熟し、我が滿洲軍將に猛然起て北進する所あらんとす。此時に當りて適、講和の議を生し、和約次て成り、我をして終に其武を用うることを得さらしむ。初め日露兩國戦端を開くや、列國皆な其勝敗を判するに惑ひたりと雖も、概ね帝國を輕視し、其新銳の威勢を以てするも、終に強露の敵にあらずと爲す。然るに之を爾後の實蹟に照すに、此豫測は悉く正鵠を誤り、露軍海陸に連敗し、皇師をして單り赫耀の聲譽を領せしむ。列國頗る事の意外なるに驚き、或は妬み、或は喜ひ、其露國の爲に慮る者は、瘡痍未だ深からざるの際、斷然和を乞ふを以て利なりと爲し、我が帝國の爲に圖る者は、武威大に揚かるを機と

し、驕然師を班すを以て智なりと爲し、若くは人道及通商の利害に省み、早く兵火の終熄を庶幾して已ます。其意圖の孰れに在るを問はず、平和恢復は、實に列國共通の希望として、而して此希望は、旅順の攻陥(三月十八日)に兆し、奉天の占領(三月九日)に長し、日本海の大捷(五月二日)に及んで全く熟す。此に於て列國密に協商を累ね、交戦兩國に講和を勸告するの議を決し、米國大統領ルーズベルト之が發議の任に當る。三十八年六月九日、帝國駐劄米國公使は、其本國政府の命を奉し、左の講和勸告公書を帝國政府に提示したり。

大統領の所感を以てすれば、今や人類一般の利益の爲め、慘憺たる且痛歎すへき戦争を終局せしむること能はざるかを見んか、爲め大統領に於て努力せざるへからざる秋方に至れり

合衆國が日露兩國と外交親善の關係を保つや久し、合衆國は此兩國の繁榮福祉を祈ると共に、此二大國民間の戦争に依り世界の進歩を阻礙せらるゝを感ず故に、大統領は日露兩國政府に於て兩國自己の爲めのみならず、文明世界全體の利益の爲め相互間に直接の講和談判を開始せんことを切望す

右講和談判は全然兩交戦國間に於て直接に之を行ふへく、換言すれば、即ち日露兩國の全權委員は何等仲介者を設けずして會見し、以て兩國の代表者に於て講和條

件を協定すること能はざるかを見るに至らんこと、是れ大統領の勸告する所なり、大統領は熱心に日本政府に請ふに、同政府が此際如上の會合に同意せんことを以てし、又露國政府にも等しく同意を求めつゝあり、大統領は講和談判其ものに關しては何等の仲介者を要するを見ずと雖も、若し兩關係國にして會合の日時及場所に關し豫議を整ふるに付、大統領の力を假るを利ありとするに於ては、大統領は正當に爲し得る限り何事にも欣然其任に當らんとす、然れども右の豫議とても若し兩國間直接に又は其他の方法を以て之を整ふことを得ば、是れ大統領に於て因より憚ふ所なり、何となれば、大統領の目的とする所は、唯、文明世界全體が依て以て平和を來さんことを齎るへき場合の成立に外ならざればなり

### 交戦兩國の回答。帝國政府の心算。

戦局の進展に伴ひ、帝國政府は、深く邦家の前途を稽へ、時に戡兵の念を備さざるにあらず。謂へらく、既に旅順の堅城を抜き、遼東の要樞を奪ひ、又敵の東洋艦隊を殲滅す。是れ略、宣戦の目的を達したるに庶幾し。今後益、北進し、長城以北の敵兵を驅逐すること、敢て能くすへからざるにあらずと雖も、戦局の擴大するに伴ひ、作戦自ら困難を來し、軍資を要すること亦鉅大にして、財政此より益、多難に赴き、戦後の收拾、亦實に容易ならざるものあらん。況や帝國從來

の戦勝は、海陸共に頗る天佑を荷ふ。今後天若し帝國に幸せずして、變或は不測に起らば、單り軍事の進程を阻碍するに止らず、以往の令名を擧げて、之を泥塗に委することなきを保すべからず。徒に勝に乘し功を貪り、誤て不測の禍に陥らんよりは、如かず兵を至當の時機に戢め、以て以往二閏年の戦果を保全する所あらんには」と。且つ政府は、轉列國の干渉を虞れ、又民心既に戦に倦むと爲し、平和恢復の念、爲に一層の切を加へ、乃ち眼を刮して乘すべきの時會を待ち、又幾微の間に其色を友邦に示す。恰も好し米國大統領の講和勸告の議を提するあり。乃ち喜んで之に應じ、公書以て之に答へて曰く、「露國との平和は、其確立を十分に保障するに足るべき條件の下に、之を復立せんことは、世界の利益の爲、將た又帝國の利益の爲、帝國政府の希望する所なるを以て、帝國政府は、大統領の勸告に應じ、全然兩交戦國に於て、直接に講和條件を商議決定するの目的を以て、相互の意に適し、且つ便宜と認めらるべき日時及場所に於て、露國全權委員と會合せんか爲、帝國全權委員を任命すべし」と。敵國官民は、大言傲語、漫に交戦繼續の虚勢を張ると雖も、其政府亦米國大統領の提議に應ず。

曰く、「平和は固と世界人類の進歩に最も必要とする所、故に日本政府若し講和を希望せば、我が政府亦敢て之に異論を挟まず」と。交戦兩國既に講和の提議を容る、但、其協商地に關し、兩國の希望少しく相踈離し、之か決定を米國大統領に委し、大統領は終に自國領内ニュー・ハンブッシュヤ州ポーツマスを指定したり。其全權委員は、我に在りては外務大臣小村壽太郎を正使に、駐米公使高平小五郎を副使に任じ、彼に在りては内閣議長セルヂ、ウキツテを正使に、駐米公使ローマン、ローゼンを副使に任す。帝國の正使小村壽太郎の發程に臨み、皇上特に勅語を賜うて重寄を託す。中に言ふあり、「朕の常に平和に眷々たるを以てして、露國と戦ふの已むを得ざるに至りたるは、固より朕か素志にあらず。苟も對手の融悟に由り、干戈を戢むるを得ば、何の慶か焉に若かん。朕速に大統領の忠言を納れ、卿等に命じて和議を訂結するの任に膺らしむ。卿等其れ専心従事、平和を永遠に恢復するの目的を達せんことを努めよ」と。壽太郎此詔命を銜み、七月八日東京を發す。

講和會議。 帝國の要求。 露國の拒絶。 償金及  
割地問題。 彼我主張の硬軟。 帝國累次の讓歩。  
和約調印。

八月十日始めて日露兩國講和會議をポーツマスに開く。會議劈頭、帝國委員は先づ約案十二條を披示し、以て交渉の基礎と爲さんことを提言す。曰く、帝國の韓國宗主權を承認せよ。(政事上軍事上及經濟上の卓絶なる利益を承認し、指)曰く、滿洲駐屯の兵を撤し、同地方に有する一切の特權を放棄せよ。曰く、帝國は改革及善政の保障の下に、遼東租借地以外の滿洲占領地を清國に還付せん。曰く、兩締約國は、清國の滿洲商工業啓發政策の施行を阻礙せざることを相互誓約せん。曰く、薩哈噠島(附屬諸島、公共管)を帝國に割讓せよ。曰く、遼東半島租借權(一切の權利特權讓與免許)を帝國に讓渡せよ。曰く、哈爾濱以南の東清鐵道(利特權財產及炭坑を含む)を帝國に讓渡せよ。曰く、滿洲橫貫鐵道は、商工業以外の用に供するを許さず。曰く、軍費實額を帝國に賠償せよ。曰く、中立

港竄入軍艦を帝國に交付せよ。曰く、極東海軍力の制限を誓約せよ。曰く、極東領水上の漁業權を帝國臣民に許與せよと。以上の要求諸件に對し、露國委員は、或は修正し、或は拒絶し、全然同意を表したるものは、僅に滿洲商工業啓發の一條あるのみ。特に帝國の最も重きを置きたる薩哈噠島割讓、軍費賠償、中立港竄入軍艦交付、極東海軍力制限の四條に至りては、絶對に之か應諾を拒みたり。逐條會議席上、帝國委員は、自ら修正案を提出し、頻々讓歩を敢てし、以て僅に上記四條以外の事項の協定を了す。即ち露國は、帝國の韓國宗主權を承認するも、在留露國臣民を最惠國民の地位に置き、且つ締約兩國、共に露韓國境に軍事措置を執らざるの條件を附す。滿洲撤兵は、兩國同時に之を行ひ、帝國の滿洲還付に關しては、改革及善政の保障の下に於てするの條件を削り、而して露國の現に滿洲に有する特權に關しては、之を放棄することを成文に現さずして、唯、之を保有せざることを聲明するに止む。(原案第二、第三を)滿洲商工業啓發の件は、兩國の意見全然歸一す。遼東半島租借權の讓渡は、清國の承諾を求むるの條件を添ふ。東清鐵道の讓渡は、其北方基點を長春とし、是れ亦清國

の承諾を求むるの條件を添ふ。滿洲鐵道使用法の制限は、單に横貫線に止めずして、支線亦同一の制限を受くべきものとす。漁業權の許與は、其地域を限局し、且つ許與の明約を爲さずして、單に他日帝國と協定すべきことを約するに止む。以上各條の協定を了するの後、殘餘の四條に關して商議を累ぬ。露國か中立港竄入軍艦交付を拒絶する理由は、國際法に之か先例なしと曰ひ、又大國の威嚴と相容れすと曰ふ。極東海軍力制限に關しては、是れ亦大國の威嚴を口にし、但、強力の海軍を太平洋上に維持するの意圖なきを聲明し、其聲明を以て約束に代へんと曰ふ。薩哈噠島割讓は、地理歴史政治國防及國民の感情等の理由を綜合して之を拒み、附するに大國の威嚴と相容れざるの辭を以てす。軍費賠償に關しては即ち曰く、我國は今日に至る迄、軍事上幸運に際會せずと雖も、我が活力は、之か爲に毫も衰ふる所なく、優に戰爭を繼續するを得へし。所謂軍費賠償なるものは、敵國の征服を蒙り、續戰の力全く盡きたる國の負ふべき義務にして、此の如きは斷して我國の現状にあらず」と。帝國委員は、一々露國委員の主張を駁撃し、切に其反省を促すと雖も、露國委員頑とし

て之を拒み、談判幾と將に不調に歸せんとす。乃ち屢、會議を中止し、各、本國政府の指揮を待ち、以て纔に談判の決裂を防ぐ。此時に當りて、列國或は將に干渉を試むる所あらんとし、米國大統領は、兩國に互讓を勸告し、事情爲に益、紛糾す。帝國委員は先つ讓歩案を立て、軍艦交付及海軍制限の二要求を撤回する條件の下、主として軍費賠償及薩哈噠島割讓の二問題を以て、交渉の歩を進めんことを提言し、露國委員言下に之を拒絶す。次て帝國委員は第二讓歩案を立て、薩哈噠島を兩分し、其北部一半を露國に付し、之か報償十二億圓を受くることを得は軍費賠償の要求は、之を撤回することを提言す。露國委員復た之を拒絶し、俘虜給養費を除くの外、名義の如何を問はず、厘毛の支出も、斷して之に應諾せざることを明答し、且つ此問題を以て交渉を進むるの無用なるを放言す。大統領深く此に苦慮し、金錢問題を除却するにあらされは、到底和約を締結する能はざるを想察し、帝國委員に勸むるに、金錢の要求を放棄するの事を以てす。曰ふ、是れ戰勝國の寛容を世界に表示し、其光譽を完うする所以にして、寧ろ智者の計たらずんはあらず」と。帝國政府は、在外全權委員の具申に

接し、八月二十八日を以て御前會議を開き、審に戰爭繼續の利害を考査し、深く今後の軍事及財政に憂慮を抱き、縱令幸に連勝の功を奏するを得るも、幾多の困難、層々之に伴ふべきを念ひ、又果して償金を得るの算ありや否やを疑ひ、以往の戦果、及敵使の既に承認したる和議條件は、以て開戦の目的を達したるに庶幾しと爲し、枉けて大統領の忠告を容るゝの廟議を定め、之を在外委員に訓電す。帝國委員は、此意圖を以て第三讓歩案を提出し、軍費賠償の要求を撤回する條件の下、薩哈噠島全部の割讓を要求し、露國委員復た言下に之を拒絶す。此に於て帝國委員は、最後の第四讓歩案を提出し、全然金銀問題を擲ち、唯、薩哈噠島南部一半の割讓を要求し、露國委員此に至りて始めて之を諾す。八月二十九日、講和條約案全部の協定を了し、九月一日、休戰議定書を作り、尋て同月五日を以て、彼我全權委員、各、講和條約及附屬追加約款(滿洲撤兵及樺太國境劃定に關する件)に記名調印を了するに至れり。

### 帝國全權の苦衷。天下後世の清議。

日露講和條約は、全然國の期待に反し、痛く國民の公憤を激成し、爲に絶大の紛擾を醸したること、次章詳叙する所の如し。談判の初、帝國全權小村壽太郎、頗る強硬の意見を把り、割地償金の二條件は、必ず其主張を貫徹し、以て戰勝國の利權を完うせんことを期し、矯々の意氣を以て會議に臨む。敵使頑として再四之を拒むや、樽俎折衝の無用なるを覺り、寧ろ談判を決裂するも、亦已むべからずと爲し、之を本國政府に具申して指揮を待つ。圖らざりき廟議の斥くる所と爲り、却て讓歩締約の訓電に接せんとは。惟ふに當時渠の宜しく履むべきの道は、唯、二、曰く辭職、否らすんは則ち一死以て其主張に殉せんのみ。渠れ抑も何の心ぞ、此反意の讓歩案を携へて、再び協商場裡に入り、全然自己の主張を擲ち、甘んじて他の傀儡と爲り、恬として敵使の前に屈伏するの陋を學ぶに至らんとは。嗚呼丈夫に貴ふ所は、進退去就、能く節に合ふに在り。渠や智餘りありて斷足らず、去就に惑ひ、進退を誤り、終に彼か如き屈辱條約を締し、之

を大にしては國家の長計を阻み、之を小にしては自己の名節を汚し、天下の怨を一身に鍾め、君子の誹を百世に貽し、夫の癩然たる瘦軀を以てして、高天厚地に跼蹐するの已むへからざるに至る。其衷情や真に憐むへしと雖も、皆な是れ自ら速く所のみ。

### 和約批准交換。平和克復の詔勅。

十月四日、樞密院和約を可決して、諮詢に奉答す。皇上之を嘉納し、十四日批准を加へ、政府之を對手國に通告し、十六日之を發表し、條約爰に完全に其效力を生ず。和約發表の日、平和克復の大詔を降し、國民をして各、其需ふ所を知らしむ。左に大詔を掲ぐ。

朕東洋の治平を維持し、帝國の安全を保障するを以て、國交の要義と爲し、夙夜懈らず、以て皇猷を光顯する所以を念ふ。不幸、客歲露國と釁端を啓くに至る亦寔に國家自衛の必要已むを得ざるに出たり。開戦以來、朕か陸海の將士は内籌畫防備に勤め、外進攻出戦に勞し、萬艱を冒して、殊功を奏す。在廷の

有司帝國議會と亦善く其の職を盡して、以て朕か事を獎め、軍國の經營内外の施設其の緩急を愆らす。億兆克く儉に克く、勤め以て國費の負荷に任し、以て費用の供給を豊にし、舉國一致大業を贊襄して、帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり。是固より我か皇祖皇宗の威靈に頼ると雖、抑亦文武臣僚の職務に忠に億兆民庶の奉公に勇なるの致す所ならず。はあらず、交戦二十閱月、帝國の地歩既に固く、帝國の國利既に伸ぶ。朕の恒に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め、生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せむや。嚮に亞米利加合衆國大統領の人道を尊ひ、平和を重するに出て、日露兩國政府に勸告するに講和の事を以てするや、朕は深く其の好意を諒とし、大統領の忠言を容れ、乃ち全權委員を命じて、其の事に當らしむ。爾來、彼我全權の間數次會商を累ね、我の提議する所にして、始より交戦の目的たるものと、東洋の治平に必要なものとは、露國其の要求に應じて、以て和好を欲するの誠を明にしたり。朕、全權委員の協定する所の條件を覽るに、皆善く、朕か旨に副ふ。乃ち之を嘉納批准せり。朕は茲に平和と光榮とを併せ獲て、上は以て祖



宗の靈鑑に對へ下は以て丕績を後昆に貽すを得るを喜び汝有衆と其の譽を偕にし永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ今や露國亦既に舊盟を尋て帝國の友邦たり則ち善隣の誼を復して更に益敦厚を加ふることを期せざるへからず

惟ふに世運の進歩は頃刻息まず國家内外の庶政は一日の懈なからむことを要す假武の下益兵備を修め戰勝の餘愈治教を張り然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠に扶持すへし勝に狃れて自ら裁抑するを知らず驕怠の念從て生ずるか若きは深く之を戒めざるへからず汝有衆其れ善く朕か意を體し益其の事を勤め益其の業を勵み以て國家富強の基を固くせむことを期せよ

日露講和條約(節略)

露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及管理の

措置を執るに方り之を阻礙し又は之に干渉せざることを約す○韓國に於ける露西亞國臣民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるへく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるへきものと知るへし○兩締約國は一切誤解の原因を避けむか爲露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるへき何等の軍事上措置を執らざることに同意す(第二條)日本國及露西亞國は遼東半島租借權か其の效力を及ぼす地域以外の滿洲より全然且同時に撤兵すること、前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は其の管理の下に在る滿洲全部を擧げて全然濟國專屬の行政に還附すること、露西亞帝國政府は濟國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若は專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す(第三條)露西亞帝國政府は濟國政府の承諾を以て旅順口、大連並其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞帝國政府は又前記租借權か其の效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す(第五條)露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其の一切の支線並同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産並同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くることなく且濟國政府の承諾を以

て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す(第六條)  
 日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し  
 換して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す(第七條)  
 露西亞帝國政府は陸哈陸島南部及其の附近に於ける一切の島嶼並該地方に於け  
 る一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す其  
 の讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む○日本國及露西亞國は陸哈陸島又は  
 其の附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其の他之に類する軍事上工作物を  
 築造せざることに互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を阻礙  
 することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す(第九條)  
 露西亞國は日本海「オコーツク」海及「ペーリリグ」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に  
 於ける漁業權を日本國臣民に許與せむか爲日本と協定をなすべきことを約す(第  
 十一條)  
 日露通商航海條約は戦争の爲廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國  
 政府は現下の戦争以前に效力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を  
 締結するに至るまでの間兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於け  
 る待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す而して輸入税及輸出税、税關手續、  
 通過税及噸税並一方の代辨者臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國  
 の許可及待遇は何れも前記の方法に依る(第十二條)

### 日英同盟改締

日英同盟の協約成りてより、既に三年有半、冥々の間、東洋の平和に資したるこ  
 と鮮少にあらず。兩締盟國は、其實施の成績と四周の情勢とに鑑み、此際協約  
 を更改して、益、其効果を擧げんと欲し、駐英公使林董と英國外務省との間に交  
 渉を累ね、三十八年八月十二日、倫敦に於て約書に調印を了し、越て九月二十七  
 日、兩國同時に之を發表す。新協約は、其適用の範圍を弘め、之を東亞及印度に  
 及ぼし、其地域の平和を確保するを主眼と爲し、依然清國の獨立及領土保全、並  
 各國商工業の機會均等主義を支持し、又東亞及印度に於ける兩國の領土權及  
 特殊利益を保持防護するの目的に成る。(協約序文「東亞及印度の地域に於ける全  
 領土保全並清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にして清國に於  
 ける列國の共通利益を維持すること。東亞及印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を  
 保持し、並該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること。若し兩國の上記權利々益にして、一朝危殆に迫  
 ることあらば、協同以て之か擁護の措置を考量し、甲締盟國終に別國と戦端を  
 開くときは、乙締盟國直に來りて協同戦闘に當り、講和亦合意を以て之を爲す

へきことを約す。是れ前協約の相互戦闘援助に制限を附したるものに比し、大に其實質を異にする所とす。(協約第二條、兩國若くは數國より一方が挑發することなくし、一國若くは數國の侵略的行動に因り該締盟國に於て本協約前文に記述せる其の領土權又は特殊利益を防禦せむか爲り該締盟國に於て本協約前文に記述せる其の領土權が何れの地に於て發生するを問はず他の締盟國は直に於て之を爲すべし)前協約は、清韓兩國を同一地步に置きたりと雖も、新協約は、韓國の獨立及領土保全の條項を削り、英國は帝國が韓國に有する卓絶なる利益を擁護増進する爲、正當且つ必要なる措置を執るの權利を承認し、(協約第三條、日本國は韓國に於て利益を有するを以て大不列顛國は日本國が該利益を擁護増進せむか爲め正當且つ必要と認むる指導、監視及保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す但し該措置は常に列國の商工業に對する機會均等)帝國亦英國が印度の領地を擁護する爲、其國境附近に於て必要なる措置を執るの權利を承認す。(協約第四條、大不列顛國は印度國境に於て其の特殊利益を有するを以て日本國は前記國境の附近に於て大不列顛國が一切の事項に關し其の印度領地を擁護せむか爲め必要と認むる措置を執るの權利を承認す)若し夫れ現下の日露戦争に對しては、英國は依然嚴正中立を維持し、但、別國若し露國に與みして交戦に加はるときは、英國亦直に帝國と共に協同戦闘に當ることとを約し、而して本協約の有効期を十年と定めたり。

### 日韓協約改締。外交權收受。

對露の交戦は、主として韓國の獨立及領土を保全し、以て帝國の前哨を牽うせんとするの趣旨に出つ。此を以て曩者交戦の初、帝國政府は、施政指導を韓國と約し、尋て顧問雇聘の約を結ぶ。今や日露講和條約及日英同盟改締成り、露英兩國、共に明に韓國に於ける帝國の權利を承認す。帝國政府は、此際を時として、當該國と協定を遂げ、此權利を約書に明瞭する所あらんと欲し、樞密院議長伊藤博文を韓國に特派し、之をして駐韓公使林權助を佐け、韓廷と交渉の任に膺らしむ。大使博文、十一月十日京城に入り、屢、韓王に進謁し、詳に東亞の形勢を説き、豫め約案を内覽に供し、又其國大臣を招きて、懇に内外の要務を訓誨す。尋て十六日、公使權助、約案を韓國首相に手交し、韓廷は之を議政府會議に付す。新協約の要旨、韓國富強の實を認むるに至る迄、外交事項の監理指揮權を帝國政府に收めんとするに在り。廷臣中、轉、主權の要部を擲つを惜み、然も亦時運の大勢に稽へ、枉けて帝國の提議に應せんとする者あり。飽く迄國家の歴史

體面に省み、斷然之を拒絶せんとする者あり。若くは内豎儒生等を煽動し、密に協約の成立を沮碍する者あり。異論紛出して、更に之を次日の閣議に付す。會議方さに酣なるの時、我が駐屯兵は、盛に發火演習を行ひ、嚴に城の内外を警戒し、而して大使博文、俄に駐屯守備軍司令官を伴うて閣議に臨み、駐韓公使と共に勸説最も力む。閣議終に我が提案を容れ、十七日深更に及んで、始めて約書に調印を了す。此に於て帝國は、韓國の外交權を收め、其國の對外關係は、一に帝國政府の管掌に歸し、韓國の肆に他國と條約を締結するを禁し、其王室の安寧尊嚴は、帝國政府之を保障し、而して帝國は、統監を京城に置き、之をして政府を代表して、韓國外交事項を監理せしむ。(協約第三條、日本國政府は其代表者と監を置く統監は専ら外交に關する事項を監理する爲京城に駐在し親しく韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す日本國政府は又韓國の各開港場及其他の日本國政府の必要と認むる地に理事官を置くの權利を有す理事官は統監の指揮の下に從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し並本協約の條款を完全に實行する爲必要とすへき一切の事務)韓民中、帝國を憐はざる者、交起て協約を非議し、所在暴動を企て、物情洶々たり。其間亦衷心國運の日に非なるを嘆し、慨然自ら國に殉する者なきにあらず。或は讜議極評爲に謫刑を買ひたる大臣あり、或は藥を仰きて

世を厭ひ、若くは頭を碎きて死を謀りたる高官あり。夫の亡國の末路、亦多少の悲史を貽す。

### 日清條約。 日露和約承諾。 滿洲處分諸案。

日露講和條約中、宜しく清國政府の承諾を求むべき條項あり、遼東半島租借權及東清鐵道讓渡の二件即ち是なり。帝國政府は、之か承諾を清國政府に求め、且つ戦後の時局に鑑み、滿洲撤兵後の處分、各都市の開放、各鐵道の經營、其他の事項に關し、別に協約する所あらんと欲し、外務大臣小村壽太郎を清國に特派し、駐清公使内田康哉と共に、之か交渉の任に膺らしむ。清國政府の意、其嘗て露國に許したる所を以て、之を帝國に許すは、事情洵に已むべからずと爲すも、新に利權を割きて、之を帝國に付するを欲せず。交渉爲に頗る艱み、累日に涉りて、輒く成案を得る能はず。唯、今次の條約會議は、嚴に之を祕密に付し、毛頭の微と雖も、之を外間に漏らさざりしを以て、帝國の要求條項知るべからず、彼我の主張知るべからず、交渉滯滞の事項及論點、亦之を知るべからず。究局清國

政府は遼東半島租借權及東清鐵道讓渡に關する二件を承諾し、之を正約に掲げ、其他の事項は之を別約に付し、十二月二十二日を以て彼我調印を了したり。  
(條約第一條、清國政府は露國か日露講和條約第五條及第六條に依り日本國に對し爲したる一切の讓渡を承諾す。第二條、日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地並鐵道敷設に關する原條約に照し努めて遵行すへきことを承諾す。將來) 是より先き日露講和の議起るや、列國皆な傍觀の地に立ちたりと雖も、清國單り此會議に參加せんとし、之を米國大統領に提言す。曰く、日露の戦争は、主として中國の領土滿洲を戰場とし、而して今次の講和條件、亦自ら此地の處分に涉らざるを得ず。故に中國は、當然講和會議に參加するの權利を有す」と。大統領直に之を斥け、交戦兩國、亦之を一笑に付す。此に於て清國は、日露の條約を以て、滿洲處分の議を定むるも、中國之を承認せざることを聲明し、而して今次の日清會議席上、再ひ此問題を以て論議を交へたりと雖も、帝國の力、能く滿洲に若干の利權を收むることを得たり。

## 第十四章 國民の公憤、帝都の騷擾

### 附 平和餘沫

#### 講和と時論 私擬講和條件。

米國の講和提議當時、我が國民は、熟、軍事の進程に省み、又敵國の情勢に察し、概ね以て講和の時期未だ熟せずと爲し、更に膺懲の師を繼かんことを望みて休まず。唯、政府既に友邦元首の提言に應じ、和議全權委員亦既に定まるを以て、今や時期の熟不熟を争ふの辭を有せず。此を以て國民は、樽俎の間に戦果を收め、滿韓問題を根柢より解決し、以て東洋將來の平和を確保せんことを期し、軍隊に後援したる所を以て、直に之を外交に用ゐ、交、講和條件の希望を披瀝し、以て當路の參考に資す。曰く、軍費賠償(其金額は二三億圓の間)、曰く、薩哈噠島の割讓、曰く、沿海州の割讓(全部、又は南北各一部、又は黑龍江州)、曰く、東清鐵道の讓渡、曰く、滿洲租借權の放棄、曰く、中立港竄入艦船の交付、曰く、極東海軍力の制限、曰く、清韓

保全の誓約等是なり。平生東亞の憂を同うする各種團體は、今次の講和條約の得失は、即ち國家興亡の決なりと爲し、相聯合して一致の行動を取り、全權委員の出發に臨み、決議以て其行を壯にし、姑息なる平和は、國家將來の深患たるを誡め、若し樽俎折衝に其志を得ずんば、斷然談判を決裂して、干戈を繼續するの切要なるを表言し、之を監視督勵すること頗る嚴なり。左に同志聯合會の飛檄を掲ぐ、是れ實に當年の國論なり。

(上略)惟ふに露國の信なきこと久し、普佛の交戦に乘し、倫敦會議に於て巴里條約を蹂躪したるか如き、清國か英佛軍の爲めに城下の盟をなすに當り、一言調停の勞あるを奇貨とし、烏蘇里一帶數百里の地を割讓せしめたる如きの類、僕を更ふるも尙算し得ざるものあり、殊に我に還遼を迫りて、戰勝の効果を横奪し、圍匪の變に乘して、滿洲を占領し、以て東洋の平和を擾亂したるは、即ち問罪の已むを得ざるに至りし所以にして、我國民の夢寐にたも忘る能はざる所なり、彼れ今戰敗に困頓し、内訌に迷惑し、中心平和を渴望せりと雖も、彼の權詐なる巧に虚勢を張りて、敗餘の窮狀を掩飾し、外交手段に依りて、戰敗者當然の責務を逃れんとするや、炳焉として火を觀るよりも明かなり、我全權委員たるもの警戒せざる可けんや、由來露國の驕傲にして、狼戾なる今日、未だ悔悟の誠意あるを認むへからず、吾人は

苟に講和の時期早きに過ぎたるの感なき能はず、然れども陛下の至仁にして、平和と人道とを軫念し、玉ふの誠意を盡し奉り、吾人は唯此際、當り微力を君國に致すの道を講ずるの外あるへからず、蓋し露國か今日最も腐心するは、休戦にして談判は先づ休戦の議を以て開始せられんか、而して我若し十分の條件を把握せずして之を聽るすか、如きことあらん乎、是れ談判の劈頭に於て、彼の詐術に陥るものなり、今や我滿洲軍は既に吉林長春に迫りて、哈拉賓は指顧の中に在り、北韓軍亦一鞭互滿江を渡らば、ボシエツト復た彼の有に非ずして、浦潮甚た危く、而して我北造軍は既に手に唾して、樺太を取り、更に足を擧げて、沿海州を踏まん、とす、到底勝算なきの彼れに在りては、恐るゝ所は、戰爭の繼續より甚しきものなし、休戦は彼に利ありて、我に利なし、我は宜しく陸海協同して、各方面の大活動をなさむるへからず、夫れ局に當りて、平和克復に努むるは、固より全權委員の責任なり、平和を永遠に克復せんと欲せば、擾亂者の爪牙を殺き、其立脚の地を收め、之をして百年復た手足を出たすに由なからしむる保障を獲ざる可からず、全權委員果して此大任を全うして遺憾なきを得らるへきは、是れ吾人の關心に堪へざる所なり、我外交當局從來の施設も、すれは機宜を失し、國民の希望に負くもの少しとせず、股鑑違からず、還遼に在り、今や國民たるもの宜しく起て、我當局者を督勵すへきの秋なり、抑も幾萬の精良を犧牲にし、鉅億の資財を抛擲し、國力を傾注して、以て存亡を一舉に賭せるは、何の爲ぞや、吾人は決して姑息の平和を望むものに非らず、開戦の目的、苟も貫く能

はすんは戦争の繼續は幾年に亘るも國民の擧て覺悟する所なり吾人は茲に陸海軍の大活動を望むと同時に奮て國論の在る所を世界に宣揚せんと欲す云々

### 國辱條約排撃の國論

當時の國論概ね帝國全權委員の提示したる講和條件は、抑損に過くるの甚しきものと爲し、寧ろ談判の決裂を希望して已ます。不幸にして政府及全權委員、共に鞏固の意思なく、此抑損の條件すら、自ら之を支持する能はずして、歩々屈讓、終に全然敵使の主張を容れ、爰に和約を協定す。國民は大に當路の措置を悲り、見て以て宣戰の本旨を忘れ、東洋永遠の禍根を培ふものと爲し、其談判の末期に當り、急電以て交渉撤却を在外全權委員に勸告し、次て協定を了するや、更に批准拒絶の議を唱へ、以て條約の成立を阻止するの計に出つ。爾來全國都部の各團體及個人、争ひ起て條約の不利屈辱を鳴らし、當路の無策無能を罵り、其謝罪引責を促し、上奏以て批准拒絶を哀願し、必ず此條約を破却して、國家國民を屈辱より救ひ、以て連勝の碩果を保護せんことを期し、凡そ國論の沸

騰したること、以往實に罕に觀る所なり。

### 國民大會。政府の彈壓。帝都空前の騷擾。都下戒嚴。

九月五日、是れ彼我の全權委員、ポーツマスに於て和約に調印を行ふの日なり。我か國民は、其一致の意思を正式に表明し、以て條約の成立を阻止する所あらんとし、國民大會を帝都日比谷公園に開く、會する者無慮數萬人。其決議に曰く、「我全權委員の議定せる講和條件は、戰捷の効果を没却し、君國の大事を誤りたるものと認む。吾人は現内閣及全權委員をして、罪を上下に謝せしめ、且つ該條約をして、不成立に終らしめんことを期す」と。別に樞密顧問官に對し、批准拒絶を奏上せんことを望み、又滿洲出征軍に對し、猛然進發、敵軍紛碎の舉に出でんことを希ひ、併せて此兩様の決議を爲す。政府は當初必ずしも深く之に介意せずと雖も、其熱烈意外に強旺なるを見て、終に武斷以て國論を抑壓し、必ず所信を遂行するの計に出つ。旨を希ふの警吏、百方小策を弄して、國民大會を禁遏するに努め、之に附隨せる演說懇親會を事前に解散し、肆に大會々

場の門扉を鎖し、以て民衆の出入を禁制す。弔旗を手にする幾萬の民衆、端なく警吏と門前に衝突し、争論の激する所、早く既に鐵拳舞ひ、瓦礫飛ひ、形勢刻々不穩に赴く。適市吏來りて警吏の越權を詰り、直に門鎖を解き、民衆乃ち進て會場に入り、前記決議を取てすることを得たり。大會既に畢り、民衆皆率ゐて二重橋畔に赴き、仰て宮闕を拜し、將に國歌を奏して、聖代の隆昌を祝せんとするに當り、警吏漫に之を阻み、爲に兩者の間に格闘を起し、砂礫飛ふこと雨の如し。爾後民衆の通路到る處、警吏と相觸れ、警吏肆に暴力を揮ひ、手に應して民衆を捕縛し、兇徒の名を以て之を濫致す。警吏の民衆に加ふる所、愈出て、愈暴爲に自ら其感情を激動し、延て怨を警察の長官たる内務大臣に結び、必ず其責任を糺さんとし、期せずして公園正門前の其官邸を圍み、鐵柵を破り、門衝を燒き、更に火を構内の小廂に放ち、且つ進んで本第に迫る。警吏劍を拔て之に抗し、民衆柵を揮つて之に應し、茲に始めて死者を民衆の裡に出す。薄暮以降、騷擾益長し、民衆益加はり、其地域亦益擴かり、殺氣帝都に滿ちて、光景轉慘たり。夜中、政府急に近衛兵を動かし、之を日比谷公園附近及近傍諸官衙并に大臣高

官等の官私邸に配し、嚴に不虞を警む。此に於て民衆は去て火を市内大小の警察官衙に放ち、一夜にして其大半を燒夷し、別隊は首相私邸警視廳及官權新聞社等を襲ひ、白晝より夜陰に亘り、屹然として警吏と相抗す。翌六日、軍隊は遍く市内要地に配置せらる。民衆の怨恨尙ほ未だ消せず、依然として内務大臣の官邸に薄り、又去て市内の電車を燒棄し、耶蘇教會堂を破壊し、殘存の警察官衙を襲撃し、騷擾毫も前日と異なる所なし。此夜政府遽に緊急勅令を發布し、戒嚴令の要部を東京全市及隣接地域五郡に施行し、又新聞紙禁賣停刊の權を行政官の手に收め、依て以て騷擾を鎮壓し、條約遂行に資せんとす。帝都の騷擾は、爾後尙ほ數日に涉ると雖も、至嚴なる戒嚴令の厲行、纔に其秩序を回復することを得たり。騷擾發生以後、都下の警吏、皆な武装して起ち、酒を被りて勢を助け、公然白刃を閃かして、揚々街衢を横行し、苟も人を見れば、輒ち之を誰何し、之を詰問し、若くは之を拘引し、甚しきは則ち直に之を戕害す。身に寸鐵を帯ひざる行客を斬り、何等抵抗せざる傍人を傷け、初より危害の虞なく、若くは危害既に去るの後、肆に此等良民を殺傷し、又之を溝渠に陷擠せり。渠等は



同胞を視るに仇敵を以てし、平靜の地、安寧の陌、地物に據り、木柵に隠れ、群を爲し、劍を按し、陰に行客を要し、脚を蹴き、脚を刺し、老幼擇ふ靡し。(九月六日夜中、新宿警察署附、此の實況、著者亦此に害に遭ふ。)凡そ此騷擾の間、市民の死傷、數百人を算し、警吏の負傷、略之に副ふ。爾來市民の警吏を視ること、猶ほ蛇蝎の如く、其威信全く地を掃ひ、而して警察力の空乏は、自ら惡漢の横行に資し、市民をして少時も生を聊んずることを得さらしむ。

### 騷擾波及。在外同胞の感想。軍人の衷情。

和約の屈辱に憤慨するは、國を擧げて齊しく一なる所にして、地方到る處、批准拒絶を叫び、而して帝都未曾有の騷擾は、微妙の心理を以て、自ら各地に傳播し、客氣の馳する所、其行動間、常軌を逸し、所在不穩の情勢を形す。在外同胞、亦和約の武勳と相副はざるを認め、祖國の名譽、一朝にして地に墜つるを憤り、決議以て本國政府の反省を促し、内外相應して、頽勢を挽回するに努む。彼れ軍人や、嚴肅なる軍紀の下に立ち、明に政談を試むるを許さずと雖も、等しく是れ忠

良なる臣民にして、君國の憂を抱くこと、毫も恒人と異らず。此輩亦今次の和約に憤慨し、百戰の碩果、空しく水泡に歸したるを悲しみ、滿洲に、内地に、海上に、到る處不平の聲を漏さ、るはなし。唯、其爆發の甚しきを見るに至らざりし所以のもの、一に軍隊紀律の節制する所にして、其裏面、往々にして悲哀の史話を傳ふ。此時に當りて、佐世保軍港繫留の軍艦三笠、俄に火を發し、時餘にして海底に膠著し、乗員六百、悉く之に殉す。(九月十一日早旦) 查問太た力めたりと雖も、遂に其原因を知る能はず。三笠は聯合艦隊の旗艦にして、開戦以來、常に僚艦の先頭に立ち、終始敵彈の標的と爲り、曾て微傷をたも被らず。今や波靜に浦安き自國軍港の内、偶爾突兀として此變報を傳ふ。世を擧げて皆な之を異しみ、私に殉難乗員の志を悲しむ。

### 批准拒絶の議。國民委員大會。奏議頻々。

政府の國論を抑壓すること愈、嚴。世の屈辱條約に憤慨する者、此抑壓に遭うて、毫も其志を挫かず、敢然所信に邁往し、前日國民大會決議の趣旨に基き、必ず

批准拒絶の素志を成さんことを期し、運動最も力む。爾來國論益勃興し、批准拒絶閣臣免黜の聲、轟然山河を動かし、其勢滔々浩浩として、得て遏むへからず。九月二十日、戒嚴令下、軍隊圍繞の裡、全國同憂の志士相集り、國民委員大會を開き、國論を天關に以開するの議を決し、二十五日、聯署して一封の奏議を閣下に捧ぐ。東京帝國大學の教官數輩、亦同様の奏疏を捧げ、批准拒絶の已むへからずして、其事の決して國際法に悖らざる所以を陳奏す。之と相前後して、類似の上奏、頻々相踵き、皆な批准拒絶の聖斷を仰くにあらざるはなし。

### 各政黨の講和態度。

講和の議起るの初に當り、既成各政黨は、頗る曖昧の態度を取り、政黨所屬以外の志士學究等、主として國事に動む。既にして國論漸く熟するに及んで、各政黨亦起て其黨論を明にするに至れり。政友會總裁西園寺公望の和約稱讚の口吻を漏らすや、黨員交、其言の不經なるを詰り、施て黨内に紛擾を起し、黨論終に今次の和約を以て、千歳の屈辱と斷し、都下騷擾の責任、必ず問はざるへからず。

と爲し、憲政本黨亦略、同様の決議を公にす。

(本黨の決議に曰く、今次の講和條件は、宣戰の目的と戰勝の權利とを没却し、國民の意思に反する千載の屈辱なり、政府宜しく其責に任ずへし。言論集會の自由に干渉し、警察權を濫用して無辜の良民を殺傷し、帝都を無政府に陥らしめ、終に戒嚴令を布くに至りたるは、憲政創始以來の失態なり、政府宜しく其責に任ずへし。)

兩黨は、共に和約の屈辱たるを認むと雖も、然も亦批准拒絶の背信たるを念ひ、枉けて和約を容認し、唯、政府の責任を問ふに止めんとす。黨内一部の徒、其微温に失するを憤り、盛に批准拒絶論を唱へ、終に此意を以て之を天關に上奏したり。

### 樞密院の奉答。 事案一決。

形勢刻々國論と背馳し、縷命一に樞密顧問官の獻替如何に繋る。此を以て有志交、顧問官を訪ひ、和約の利害を披陳し、縷命に對ふるの日、深く意を此に致さんことを懇囑す。各顧問官、亦概ね今次の和約に憤慨し、見て以て戰勝の偉勳と相副はざるものと爲し、和約内示會席上、交、苦言を發ち、當路をして幾と正視するを得ざらしむ。唯、和約は、全權を佩有する使臣、正式に協定調印する所、今に於て之か批准を拒絶するか如きは、信を國際に維く所以にあらすと爲し、十

月四日の樞密會議、各員沈鬱の間に和約を可決し、之を闕下に奉答す。次て成規の順序を経て、日露講和條約始めて其効力を發生し、爰に纔に平和の克復を見る。國民累月の苦辛、此に至りて終に水泡に歸し、萬衆呆然、彼の蒼旻を仰きて、徒に空しく太息するのみ。

班師凱旋。論功行賞。民心沮喪。

平和克復し、二閱年の戰雲、爰に始めて收まる。十一月十六日、車駕伊勢に幸し、親しく捷を大廟に獻し、又侍臣をして之を祖考の山陵に奉誥せしむ。爾來軍隊の凱旋、陸續相踵き、軍人皆無限の感慨を胸中に藏し、國民亦一種の奇想を以て之を迎ふ。翌年に入るに及び、壯大なる陸海軍凱旋式を擧げ、殉難者を祀り、療兵院を興し、國格亦昂進して、締盟列國と大使を授受し、功を論し、賞を行ひ、出征の將卒より、以て閣内の文武諸臣に及び、帝國議會兩院議員、亦皆恩賞に漏れず。(元老大臣議員等の行賞は、四十年九月に在り。兩院議員は、一般に勳四等に叙せらる。元老大臣行賞の一、二例を擧ぐれば、侯爵伊藤博文、陸軍公卿、伯爵桂、太

郎陸軍少將、男爵小村、壽太郎、陸軍少將、伯爵の類)若し夫れ一般國民に至りては、國家二閱年の努力、一朝にして徒爾に歸したるを憾み、膺懲の宿志未だ酬ゆるに及はずして、却て新に屈辱を買ひたるを憤り、敵國の倨傲を疾み、友邦の面諛に愧ち、更に邦家の前路益々多難にして、經始の寔に容易ならざるに想到し、亢奮幽悶、民心一時中經を失ひ、戰勝國の天地、濛雲黯淡として、春終に春ならず。

戒嚴令及新聞拘束令。其實施、厲行廢止。

戒嚴令の施行及新聞拘束令の發布は、帝都騷擾の第二日に在り。政府の此二法令を實施するや、極めて嚴厲にして、軍隊は街衢を巡邏し、行客を檢問し、携帶物品を檢査押收し、水陸の通路を停止し、集會通行住居の自由及信書の秘密を侵し、秋毫も假借する所なく、又政府に不利なる記事論説を掲ぐる新聞紙は、直に之に禁賣停刊を命し、言論の自由、全く地を掃ひ、天下再ひ武斷專制の時代に入る。世を擧げて痛く政府の措置を詰り、非難の聲到る處に起り、兩院議員、各政黨、個々有志等、交々二法令撤廢を促したりと雖も、政府毫も之に耳を貸さざる

のみならず、却て益、之を濫施し、平和既に克復し、世態略寧靜に歸するの後、戦勝國の首都をして、永く臨戦地區の情況に立たしむ。此に於て新聞業者は、全國新聞同盟を起し、他の各國と相和して、盛に行政權濫施の匪違を論議し、二法令の撤廢を政府に迫ること益、急なり。政府は尙ほ之を東風に付し、頑冥自ら衛りたりと雖も、終に國論の難詰に堪へず、十一月二十九日を以て、之か撤廢の緊急勅令を發布したり。

### 暴行者檢舉。檢舉偏頗。兇徒嘯聚の疑獄。

曩者帝都騷擾以來、暴行の嫌疑を以て檢舉を被る者、續々相踵き、數日にして早く既に二千人に達す。固と是れ警吏の羅織に出て、爲に其多くは釋放せられ、豫審に付せられたる者三百人を超え、概ね兇徒嘯聚の罪名を以てす。其間僅に一警吏の殴打創傷罪を以て檢舉せらるゝあるに過ぎずして、數百の良民を傷害したる不法警吏、何の咎過を被るなし。衆議院議員有志、各政黨及東京辯護士協會等、交、其處置の公平を缺くを非難し、不法警吏及其命令官必罰の議を

唱へ、又私に司法權の獨立を危み、之を監視することを最も力む。既にして十一月に及んで、再昨月開催の國民大會領袖河野廣中等六人を捕へ、擬するに兇徒嘯聚罪を以てし、突如之を東京監獄に投す。此より先き帝都騷擾の勃發するや、政府は認めて以て組織的機關の豫謀に出つと爲し、之を辭として戒嚴令施行の聖斷を仰く。騷擾既に熄むの後、試に引致者の業體及經歷を検するに、皆な是れ市井の無賴、無智の小民にして、國民大會と交渉あるの迹を認むる能はず。政府は事の豫期に反するに驚き、曩者誇張以て聖斷を得たるに恐懼し、終に陳謝の辭なきに苦しむ。檢事局及警視廳、乃ち名流巨頭を羅致して、以て政府の面目を擁護せんと企て、密に一被告人に啗はすに利を以てし、之をして帝都の騷擾は、即ち國民大會領袖等の教唆に成ることを放言せしめ、唯一の根據を此調書に取り、以て本件の疑獄を起す。既にして豫審終結し、被告二人を免訴し、其四人を重罪公判に付す。審問程を累ぬるに及んで、起訴の真相全く判明し、官憲裏面の陰謀、悉く暴露す。司法部尙ほ人あり、次年四月、本件被告に無罪を宣告し、茲に此疑獄の局を結ぶ。(本件判決は、柱内閣崩壞の後、在りとも雖も、便宜此に之を叙す。)

### 戦勝の餘徳。露清兩國の覺醒。

天下の事、往々にして常人意料の外に出て、禍福相倚り、成敗相糾る。帝國は連捷の戦果を和約に收めんことを期したりと雖も、不幸外交の一蹉、百事空望に歸し、徒に武勳の聲譽を贏ち得たるに過ぎず。翻て惟ふ、帝國の此武勳を輝すことを得たる所以のもの、皇家の稜威と將卒の忠勇とに因ると雖も、然も亦立憲政治に負ふこと、甚た大なるを知らざるへからず。徳孤ならず、必ず隣あり。敵國亦頗る此間の理を悟り、自國戦敗の原因を求めて、之を官僚政治の罪に歸し、戦後直に憲政創設の斷に出て、尋て我か西隣の老大國、亦深く憲政の美を羨み、國民と共に政を爲す所あらんと欲し、爾來孜々として立憲準備の事に従ふ。我か帝國たるもの、連捷の戦果を和約に收得する能はさりし一事、眞に千秋の遺恨なりと雖も、此不測の成果を意外の地に拾ひ、戦時物質に失ふ所を以て、世界の進運に貢獻し、隣邦の生民をして、幸に立憲の徳澤に沐浴するの慶福を領

せしむ、有徳果して孤ならざるなり。爰に此章を畢るに當り、少しく露清兩國立憲の由來を講明する所あらん。

### 露國の憲政。國內の紛擾。

露國は、獨裁の君主を上に戴き、二三の官僚、政權を擅にし、蚩々たる國民、宛として奴隸の境遇に立つ。今次の戦争の如き、亦單に官僚の計圖に成り、國民の關り知る所にあらず。内に在りては抑壓益加はり、外に在りては敗衄相踵ぐに及んで、一部の國民、始めて長夜の夢を破り、交起て政府の措置を詰り、早く立憲の治に浴し、且つ現下の戦争の終止を希望して休まず。皇曆明治三十七年十一月下旬、全國地方會議代表者大會を首都に催し、憲法制度創設の議を決し、之を皇帝に請願す。皇帝は現在政體の下、銳意弊政を釐革するを告げ、立憲の請願は之を斥く。國民皆な爲に失望し、不平不満の聲、全國に轟々たるの際、翌年早春、會旅順陥落の悲報に接す。憲法要求、戦争終止の希望、爲に益高く、示威運動と爲り、同盟罷工と爲り、間、或は暴動を企て、漸次革命の情勢を形す。一月下

旬、幾萬の職工、將に皇帝に乞ふ所あらんとし、相率ゐて冬宮に向ふや、政府は兵力を以て之を沮止するの計に出で、軍隊は先づ職工の群に砲門を開き、職工亦武装して起ち、對抗連日、死傷續出、其光景、宛然同年九月五日以降の我が帝都に髣髴す。既にして日本海敗戦の報に接するや、國民の憤慨極度に達し、一齊起て開戦の責を問ひ、敗戦の罪を鳴らし、政府及軍隊の無能無策を罵り、而して暴動倏ち地方に波及し、其規模は大に、其範圍は廣く、破壊掠奪頻々相踵き、海陸現役の武人等之に策應し、革命の兆候、歴々として復た掩ふへからず。政府稍、此に悟る所あり、貴族中、亦憲政創設の已むへからざるを密奏する者あるに至る。全國地方會議代表者は、再ひ各市長と聯合總會を催し、速に民選議院を開きて、戦争繼續の可否を議せしめんことを奏請す。皇帝終に四周の情勢に鑑み、國論の歸趨に察し、國民代表者を引見し、民選議院設立の議を容れ、速に委員を擧げて、憲法を立案せしむるの公約を與ふ。時に廟堂に文武二派あり、立憲政治の無用なるを論する者亦尠からず。此を以て新制憲法、自ら此趣意を加味し、國會は唯、皇帝の諮問機關たるに過ぎずして、翌三十九年新春を以て始めて召

集せらる。國民は此國會制度の不備なるに不満を抱き、間、暴動を起し、爾來多年に涉りて、官民の紛争を繼ぐ。爾く露國の憲法は、文明國通有の性質を具せずと雖も、姑く其形式を以て之を見れば、專制國一變して立憲國と爲り、其國民は奴隸の境遇を脱して、參政權の一部を得たるものなり。惟ふ、戰勝國民は屈辱を買ひ、戰敗國民は憲法を得。人生意外の事多しと雖も、此の如きは豈に亦天下の奇觀にあらずや。

### 清國立憲の機運。太后有司の苦慮。

清國王室の尊嚴にして、其主權の絶對なる、毫も露國と異なる所なく、其執政の固陋、其黔首の蠢愚、寧ろ或は之に踰ゆ。西勢東漸已來、中外事多く、而して當路の施設、概ね機宜を誤り、剩へ綱紀頹廢、積弊浸潤、國歩の艱難、日一日に加はる。光緒帝一たひ處士の言を容れ、慨然として變法自強の政を試みたりと雖も、變や蕭牆に起り、壯圖蹉跎す。西太后再ひ垂簾の政を行ひ、夙夜孜々として治を圖ると雖も、禍患深く骨を刻み、輒く頹勢を回らす能はず。此時に當りて日露兩

國兵を交へ、日軍連りに捷ち、識者私に其一半の因を憲制の存立に歸す。清國の朝野、亦少しく此に悟る所あり、志士大官、立憲の議を奏す。太后及宗室高官等、深く世運の趨勢に鑑み、顧みて自國の現状に察し、今に於て積弊を掃蕩し、國運を保維するの道、唯、萬機を公論に決し、上下心を一にして、盛に經綸を行ふに在りと爲し、立憲の意圖、油然而して其胸臆に湧く。此より先き科擧の制を廢し、大に新學を奨め、多數の學生を海外に出して、文明の學術を講せしむ。是れ皆な舊來の陋習を破りて、天地の公道に基かんとするにあらざるはなく、其世界に求むる知識、内外の形勢と相待て、自ら立憲の機運を促進す。皇曆明治三十八年中、考察政治大臣を擧げ、之を我か帝國及歐米各國に派遣し、之をして其國憲法の沿革成績及現狀等を查察せしめ、又人材を擧用して、各種政體の得失を審議せしむ。考察大臣、各、其使命を畢へて本國に還り、皆な憲法政治の欽仰すへきを言ひ、徒に祖法を墨守するは、斷して文明の治に副ふ所以にあらずることを力説す。軍機所各大臣の意見、自ら緩急の別なきにあらずと雖も、國家立憲の議に至りては、概ね之を贊せざるはなし。太后終に之を制可し、三十

九年九月、立憲豫備の上諭を發し、先づ官制を更め、機を見て憲法を制定するの教を下す。爾來清廷は、銳意立憲準備の事に従ひ、其間各種の障害に遭ひ、計畫幾變遷を累ね、其制度の完成を告げたるは、凡て後年の事に屬す。記せよ、露國の憲政は、國民の強要に成り、而して清國の憲政は、主として太后の盛意と有司の獻替とに出で、一般國民に至りては、幾と之を關り知らざりしことを。不幸未だ其績を見るに及はずして、皇帝と太后と相踵て崩殂し、(四十一月)幾くならずして愛親覺羅氏の社稷終に覆へり、新に共和政體の出現するを見る。(四十二月)事は後編に詳なり。

## 第十五章 內閣崩壞

### 政局否塞。閣員問責の議。

和約既に成る、其時機の熟否、其條件の是非、其批准の利害、凡て論議の餘地を存せず、剩す所は唯、內閣責任の問題あるのみ。曰く屈辱條約の締結、曰く彈壓政

策の遂行、是れ責任論の二大綱要にして、而して彈壓政策遂行の一綱は、又之を數目に分つを得へし。官權を濫用し、民怨を挑發し、施て帝都の騷擾を醸したること、是れ其一。良民を殺傷し、無辜を羅織し、恣に皇家の大寶を陵きたること、是れ其二。苛法を厲行し、人權を蹂躪し、全く憲典の保障を破りたること、是れ其三。頑冥執拗、久しきに彌りて悛めず、平和既に回復するの後、仍ほ武斷の政策を執り、連勝の光譽を没し、帝國の面目を穢したること、是れ其四。若し詳に其細目を分析表示せば、其罪過、固より此數事に止らず。蓋し桂内閣の信望は、講和談判の末期に於て、早く既に衰へ、次て屈辱條約を締結し、彈壓政策を敢行するに及んで、萬口囂々として、其無能遺算邪肆橫暴を非難し、其信望全く泥土に墮ち、政局の否塞、此に至りて窮り、先づ内閣を更改するにあらずんば、國家の政務、一も手を下す能はざるの勢を形す。前來和約の批准拒絶に邁進したる同志聯合會は、批准と共に其論題を更め、全力を内閣彈劾に傾注し、以て民心を一新し、以て政局を疏通せんことを期し、左の決議を公にして、同志運動の旗幟と爲したり。

現内閣か外交の機宜を誤り、屈辱を極めたる和約を締結して、曠古無前なる戰勝の効果を没却したるの大失態は、中外の具瞻する所、掩はんとして、掩ふへからず、然るに閣臣等は、毫も自ら反省せざるのみならず、其罪過を糊塗せんか爲め、却て國民の公憤を蔑如し、謂れなく戒嚴令を暴施して、人權を蹂躪し、且つ言論集會の自由を壓抑し、甚しきは警察力を濫用して、無辜の良民を殺傷し、若くは志士の羅織を是れ努め、以て憲政の大義に背戾するを敢てせり、其輔弼の道を誤りたるの責任、茲に於て至重至大なりと謂ふへし、今や戰餘の瘡痍、特に深し、舉國一致善後の經營を策し、以て國運の發展を圖るは、一日も緩うすへからざるの急務に屬す、而して閣臣等か其責を引かざる間は、慷慨鬱結を極めたる人心は、固より之を疏通するに由なし、閣臣等か一日其位に居るは、即ち一日國務を滯滞せしむる所以なり、故に吾人は、閣臣の處決を以て、局面一新の關鍵なりと認む。

此決議の一たび現はるゝや、全國翕然として之に贊し、衆心を集結して、必ず其目的を達せんことを期し、意氣頗る昂然たり。夫の曩者批准拒絶の議を非認



したる論者を以てするも、亦皆な政府の責任を問はざるへからすと爲し、國の輿論、全然彈劾の議に歸一す。

### 閣員の待罪。恩宥。内務・文部兩大臣更迭。

是より先き帝都騷擾の事あるや、閣員深く皇上に畏れ、又少しく天下の清議に恥ち、九月十日、表を上りて罪を待つ。皇上寛宥して問はず。閣員恩命に忤れて、恬然其任に留る。唯、當面の職司内務大臣芳川顯正、罪累最も重く、一日も重寄の地に在るを許さず。月の十六日、顯正の官を免し、農商務大臣清浦奎吾をして内務大臣を兼ねしめ、之に先つこと數日、警視總監の更迭を行ふ。此時に當りて、政府は學者の盛に講和問題を是非するを忌み、諸般小策を弄して、其口を緘するに力め、端なく東西兩大學教官の憤恚を買ひ、其一齊の反抗を蒙る。文部大臣久保田讓之に堪へず、十二月八日、捧表して職を辭し、十四日、首相桂太郎假に文部大臣を兼ねぬ。此に至りて臺閣の上、專任國務大臣二人を闕き、而して政府之か補充に意を致すなし。

### 首相の祕計。和約關聯問題處理。閣員總辭職。

國論澎湃、閣員の處決を促すこと急にして且つ嚴なり。閣員當初毫も反省自決の意なく、或は單籠以て民心を緩和し、或は強壓以て國論を沮止し、幸に閣運を維持せんことを力めたりと雖も、日を経るに及んで、民心益々激し、國論愈々昂り、策術の到底以て彌縫すへからざるを念ひ、終に枉げて引退の意を決するに至れり。唯、爰に和約に相牽聯せる重要外交にして、尙ほ未決に屬する懸案あり。即ち和議條件中、清國の承諾を求むべき事項存し、而して韓國の處分、亦此際に於て之を斷せざるへからず。政府は自ら之か解決の任に膺り、其終結の時を以て引退の期とし、銳意事案の解決に力む。既にして日韓協約に、調印を了し、次て日清の談判亦終結を告ぐ。此に於て十二月十九日、首相桂太郎は、侯爵西園寺公望を招き、告ぐるに辭意を以てし、薦むるに後繼を以てす。是れ蓋し豫め元老の協定を了し、且つ私に内旨を請ひたる所なり。越て二十一日の閣議席上、太郎は公望と交渉の顛末を披示し、閣僚の辭表を其袖中に集め、偏に遺清

大使外務大臣小村壽太郎の歸朝を待ち、其間、後繼内閣に貽すべき政策を定む。時に第二十二回議會召集期日正に到り、臘尾二十八日、桂内閣輔弼の下に開院式を行ひ、尋て翌三十九年元旦、壽太郎歸朝し、六日、日清條約を批准し、同日、日露講和會議録を公表し、和約に關聯する外交事案、其一切を終る。翌七日、西園寺内閣親任式を行ひ、桂内閣茲に終焉を告ぐ。

### 桂内閣の回顧。最長期内閣。其功罪。

桂内閣の在職、實に四年八閱月、其間、帝國議會を累ぬること六會期、蓋し閣制創設以來、最も長壽の内閣と爲す。此内閣は、鞏然として一徒與を衆議院に有するなく、屢、民黨の爲に窮地に厄せられ、若くは將に厄せられんとし、然も巧に之を操縦し、以て議會の難關を踰え、再び聯合民黨の包圍を受けんとするの時、偶、東洋の風雲頗る急を告げ、終に露國と齟齬を開き、自ら舉國一致の勢を馴致し、民黨をして姑く其鋒銜を戢むるに至らしむ。即ち桂内閣の長く命運を保つことを得たる所以のもの、實に政黨操縦の力と、日露交戦の賜にして、而して其

倒れたるは、實に終戦に隨伴する内外政治の失措に因す。蓋し對露開戦は、桂内閣の偉業にして、其勇斷や以て多とすへく、日英の同盟、滿韓の經營、亦其功勞に算ふるに足る。行政及財政の整理、其聲、徒に大にして、實績の觀るべきもの甚だ尠しと雖も、其計畫の苦心に至りては、姑く之を諒として可なり。政黨を操縦し、妥協政治を行ふの事、敢て必ずしも不可なるにあらずと雖も、桂内閣の之に處するや、固と公明の心事に出るにあらずして、權變譎詐、唯、一時を彌縫するに在るを以て、自ら政黨の腐敗を導き、議會の墮落を來し、施て憲政の進運を戕賊す。此種の弊竇たる、山縣、伊藤兩内閣の交より以來、歳と共に其趨勢を長し、桂内閣に及んで、特に其著しきを加ふるを見る。若し夫れ講和終戦の施設に至りては、遺算失計、幾と道ふに忍ひず。屈讓和を講して、軍旅の威武を抹し、倨傲文を舞はして、憲典の本義を紊り、外に對しては、諂諛維れ努め、内に臨みては、兇險忌むことなく、溯りて列聖宗祖を辱しめ、降りて奕葉仍嗣を誤り、神人威な怒り、乾坤共に棄つ。嗚呼斯の如きの狡賢、豈に一日も其任に留り、肆に大器を弄するを容さんや。私に惟ふ、泰西政法の原理、當路失政の責任は、辭職に依

りて之を解除すと雖も、我か東方の士道は、少しく之と反す。單一の失政、尙ほ或は恕すへし、失政に加ふるに、無道背徳の事を以てし、以て國耻を速き、國命を危くし、國害を百世に貽すに至りては、閣員たる者、宜しく一死以て其罪を上下に謝すへく、若くは身を巖穴に投し、恐懼屏營、全然人世と相絶たざるへからず。罪障之に由て消え、道義之に由て立ち、庶幾くは以て天地の浩氣を扶養し、丈夫の名節を砥礪するを得ん。今夫れ桂内閣の責任、單に辭職の一事に依り、直に之を解除するに足るへきや否や。

## 第十編

第一次西園寺内閣(自三十九年一月十七日  
至四十一年七月十四日)

### 第一章 内閣更迭附政黨事情

#### 西園寺内閣組織。政權授受事情。

三十九年一月六日、勅して侯爵西園寺公望を召し、内閣組織の大命を降す、是れ固と現任總理大臣桂太郎の奏薦に係る。太郎由來公望と政系を異にすと雖も、以往屢、各般名目の下、公望及其徒與の後援を受け、幸に内閣を維持することを得たるもの多年。近者舉世囂々として、日露和約を非議するの時、公望單り時流と所見を異にし、讓歩以て和約を締結したるは、眞に外交の能事を盡し、國家の光譽を發揚したるものと爲し、稱贊措く所なし。此を以て太郎深く公望を徳とし、情意亦自ら疏通す。今や一世の指彈を蒙り、將に政權の地を去らんとするに臨み、公望をして我か遺策を踏襲せしめ、以て他日の再起に便せんと

欲し、豫め元老と協定を遂げ、之を後任に奏薦す。公望の始めて此交渉に接したるは、前年臘尾十九日にして、直に後繼を内諾し、去て元老伊藤博文、山縣有朋等の後援を乞ひ、爾來屢、太郎及元老等と會見を累ね、徐々組閣の計を進む。既にして新春一月六日、日清條約の批准を經、桂内閣退却の計全く熟するに及んで、爰に同日午後、公望召致の命となる。公望拜謁、謹て組閣の大命を奉し、直に閣員の銓衡を了し、翌七日を以て親任式を行ふ。時恰も第二十二回議會の會期中に屬す。新内閣員の配置左の如し。

- |                          |      |       |
|--------------------------|------|-------|
| 内閣總理大臣                   | 侯爵   | 西園寺公望 |
| 外務大臣                     |      | 加藤高明  |
| 内務大臣                     |      | 原敬    |
| 大藏大臣                     | 法學博士 | 阪谷芳郎  |
| 陸軍大臣 <small>(留任)</small> |      | 寺内正毅  |
| 海軍大臣                     |      | 齋藤實   |
| 司法大臣                     |      | 松田正久  |

文部大臣の兼任は、一時の措置にして、後三月二十七日(第二十二回議會開會當日)駐澳公使牧野伸顯の歸朝を待て之に専任す。此内閣の存続二年有半の間、閣員に二三の異動あり。即ち外務大臣加藤高明辭し、子爵林董之に代り、大藏大臣阪谷芳郎辭し、司法大臣松田正久大藏大臣に轉し、男爵千家尊福司法大臣に任し、遞信大臣山縣伊三郎辭し、子爵堀田正養之に代る。其異動事情の詳細に至ては、後章關係事項の條下に之を敘せん。

閣員の色彩政系。新舊内閣關係。遺策踏襲の約。

新任首相西園寺公望、夙に海外に學び、政法學術の一斑を解し、屢、顯要の職に就き、加ふるに門地清く、風格高く、其識見技能、未だ之を驗するに及はずと雖も、其閱歴地歩、優に内閣に首班たるに足る。其閣員銓衡の迹を見るに、政友會に籍

する者は、僅に原敬及松田正久の二人に止まり、又加藤高明の少しく政黨臭味を帶ふるの外、其他は概ね藩閥團體の官僚にして、政黨と何の交渉あるなく、其政系を原ぬれば、前内閣系に屬する者、寧ろ多きに居る。前日政權授受の交渉中、太郎は公望に告げて曰く、「公を内閣の首班に奏薦する所以のもの、敢て其一大政黨に總裁たるの勢力を貴ふか故にあらすして、偏に華胄の重望にして、其識見才幹の超凡なるに是れ因る」と。公望此意を諒し、毫も其配下政友會の意見を徴せずして、却て二三元老の教を乞ひ、閣員を官僚の間に求めて内閣を組織す。即ち此内閣は、決して政黨内閣に醇なるものにあらずして、依然藩閥官僚内閣の亞流たるを免れず。太郎は又新内閣をして、我が遺策を踏襲せしめんことを期し、以て政權授受の條件と爲し、元老の之か援助を約諾する、亦此條件を以てし、而して公望一に之に應じ、敢て異言を挾まず。此内閣か、後來常に汲々として元老及前閣員に顧眄し、意の如く所信を斷する能はざる所以のもの、畢竟立閣の初に當りて、甘んじて其束縛を肯諾したるに由る。由來飢者は稗麥を佳味とし、渴者は濁潦を辭せず。久しく桂内閣の秕政に惱みたる國民

は、幸に内閣の更迭に遭ひ、宛も大早の雲霓を以て之を迎ふと雖も、奈何せん新内閣は、是れ前内閣の延長にして、毫も國民の飢渴を醫するに足らず。

### 政綱一斑。

既に前内閣の遺策を踏襲するの約束あり。故に西園寺内閣は、新に宣言及政綱を發表するの恒例を趁ふことなく、唯、立閣後旬日、首相の帝國議會兩院に披示したる施政方針、略、此内閣の政策を窺ふに足るべきものあり。今其大旨を要約すること左の如し。

交戦中帝國の發揮したる正義と公平とは深く列國の同情を博し平和克復後列國との交際益、親厚を加ふるは眞に慶賀に堪へざる所なり帝國は戰勝の効果を收得し益、國運の隆昌を圖るに於て舉國一致の力を要するは敢て軍國の際の切なるに譲らず戦後經營の要目一にして足らず即ち内に在りては財政を整理し軍備を充實し産業を奨め教育を盛にし之に伴ふ諸般の政務亦從て改善進歩を圖らざるへからず外に在りては新に滿洲に得たる

利権の實效を收め韓國を指導啓發して保護を完うし又益清國と親善の誼を厚うし帝國の至誠を貫徹し相借に文明の域に駢進するは外交上闕くべからざるの要務なり其他戰勝に依りて得たる光榮と利権とを永遠に維持し益之が伸張を圖るに於て萬遺算なきを期せざるべからず此等至緊至要の國務を遂行するに當り政費の増加を來すは必至の勢なるを以て我が國民たる者宜しく戰時に發揮したる熱誠を以て此重大なる負擔に任するの決心あるを要す此時運に際り戰後經營の經綸を行ふは必ずや舉國一致の力に待たざるべからず

### 警視廳廢止の議 官制改正 暴動頻出

日露講和條約の締結に伴ひ、俄然著大の騷擾を帝都に起し、爾來警視廳の威信全く地を掃ひ、人民は警吏を畏怖し、又嫌惡し、兩者相容れざることを、猶ほ水火の如し。前編既に敍説したるか如く、警視廳は閥族官僚の權勢を擁護せんか爲、特に設置したる官衙にして、警吏常に猜疑の眼を以て人民に臨み、唯、政府ある

を知りて、其他を知らず。從來警視廳を廢して、其事務を東京府に移し、以て全國畫一の制を設くるの議、屢、識者の間に起り、帝都騷擾の事あるに及んで、廢廳の議論各方面に再燃し、其聲極めて鋭く、期成同盟會を起して之か必成を期す。第二十二回議會は、廢廳の請願を受領し、衆議院各派の間に、警視廳建築費豫算削除の議起り、又廢廳建議案の提出を見る。政府は、董毅の下、特殊の警察機關を置くの必要ありと爲し、改善以て其效用を完うせんことを聲言し、廢廳の議を斥く。既にして警視廳の官制を改め、警視總監を内務大臣に直屬し、總監は、高等警察事務に關して、内閣總理大臣の指揮を承くるの現制を變へ、其事務を單一の分課に置き、管掌を更正し、巡視官を設けて事務を檢閲す。同時に前年騷擾に關りたる不法警吏を免黜し、努めて繁穢の弊を去り、事務の簡捷を圖り、警察官たる者、人民に臨むに當り、宜しく温和懇切を旨とすべきことを反覆訓令す。此に至りて警視廳の面目較、更新し、廢廳の議亦隨て熄む。

當時東京市内に於て、電車交通事業を營む數會社、合同及貨錢増額を企て、監督官廳の許可を請ふ。市民之が反抗運動を起し、論争の激する所、端なく著大の

騷擾と化し、政府は滿都の警察力を傾けて之に臨み、尙ほ足らずして、憲兵及騎兵を動かす、僅に之を鎮定し、而して會社は、軍隊保護の下、辛く初志を達するを得たり。(三十九年九月)既にして足尾銅山の坑夫、事に激して暴動を起し、(四十年三月)次て別子銅山の坑夫、亦之に倣ひ、(同年六月)政府は、共に兵力を以て之を鎮定す。僅々一年の間、國內の小紛に對し、兵力を動かすこと三回に及び、時論之を刺る。

### 政友會の地歩及其勢力。黨員自制。

政友會は、其總裁西園寺公望の組閣に際し、何等諮問を受くるなく、組織既に成るの後、僅に一片の報告を領したるに過ぎず。黨員中、中心轉之を快とせず、又閣員銓衡の迹に不満を抱かざるにあらずと雖も、此等の不快や不満や、日と共に消散し、其内閣を目して我黨内閣と謂ひ、唯一の政府與黨を以て自ら居る。其黨員の數亦益増加し、内閣成立當時、所屬衆議院議員百五十人に満たざりしもの、議會三會期を累ぬるの後、其數優に百八十人を超え、此強大の勢力を以て

政府を援助し、相借に戦後經營の任に當る。從來政黨に倚賴する内閣の成るに當りては、政府與黨たる者、自ら驕慢の念を兆し、往々にして公私を混淆し、官紀を紊亂し、爲に大に一世の物論を惹きたりと雖も、今次西園寺内閣の下、政友會員は、相警めて其言動を慎み、跋扈跳梁を敢てすること、從來の如く爾く露骨ならず。唯、其所謂積極方針を以て、政府の計畫を贊助したるの一事、大に帝國の財政を艱まし、政府終に中道其計畫を變更するの已むを得ざるに至りたること、後章詳に叙する所の如し。

### 憲政本黨の去就。内訌連年。旗幟變更。

西園寺内閣に對する憲政本黨其去就極めて曖昧にして、屢方針を變更し、態度亦頗る輕忽に亘る。日露戦役終局の後、開戦前の情態に回り、政友會と提携して、閥族政府に反抗せんことを期したりと雖も、西園寺内閣成立の爲、其計畫終に行はれず。第二十二回議會に於て、悉く政府の財政計畫に反對し、然も一として其意見を貫くこと能はず。既にして第二十三回議會の近づくに及んで、

黨内に改革本領の二派を生じ、前者は政權に接近し、以て黨運を啓かんとし、後者は飽迄其本領と終始せんとし、紛争激烈にして、且つ久しきに彌る。當時の重要議案たる軍備擴張豫算に對し、本黨は其本來の主張に基き、當初大に異論を立てたりと雖も、會期中、改革派の勢力大に伸ひ、終に猝に從來の旗幟を變更し、全然政府の財政計畫に賛成す。然も其會期の終末、郡制廢止法案を以て政府に突撃し、漸次政友會と遠さかり、却て新立の大同俱樂部に接近す。尋て第二十四回議會に入り、始めて政府反對の旗幟を鮮明にし、悉く政府の提案に反對し、一時黨内の小康を保つことを得たり。以上憲政本黨去就の概要にして、多年の内訌、明に黨内の醜態を暴露し、大に其結束を緩らし、基礎動搖して、屢崩壞の危機に瀕す。事の詳細に至りては、之か叙説を後編に譲らんと欲す。(第二章内閣編)

### 藩閥系各派の合同。大同俱樂部。

第二十二回議會召集期の近づくに及んで、藩閥官僚系の少數各派、相合して一

團と爲り、名けて大同俱樂部と謂ふ。會する者は帝國黨甲辰俱樂部、半成自由黨及有志會の一部にして、部員の數七十餘人に達し、舊帝國黨の首領佐々友房、牛耳を執り、前閣員桂太郎、大浦兼武の徒、隱然之を指導す。此俱樂部は、固と西園寺系にあらずと雖も、各會期を通して、政府の財政計畫案に賛成したり。是れ其計畫、概ね前閣の遺策にして、而して爾餘の立案、亦黨師桂太郎等の關與したる所なるを以てなり。但、第二十三回議會中、郡制廢止案に關しては、憲政本黨と結ひて政府を厄し、又第二十四回議會中、政府の財政計畫變更を咎め、問責の決議案を提出し、漸次反抗の鋒銛を磨く。此俱樂部、亦同輩互に權力を争ひ、内訌常に絶えず。幹事長佐々友房の歿後、(三十九年九月)暗闘益々長し、問、暴力を以て相陵き、政治を營利の具に供し、賄賂を收めて去就を二三にす。舉世之を指彈し、呼んで穢族の部落と爲すに至る。其結成の宣言左の如し。

(前略) 惟ふに戦後の經營たる各方面に亘り各事業に涉り殆んど枚擧に遑あらずと雖、今茲に其の大綱を擧ぐれば、行政機關の刷新、財政の根本的整理は、其一なり、陸海軍の補充整理は、其二なり、滿韓を經營し、其富源を開發し、我が



國民的勢力の發展を圖るは其三なり海陸交通機關の整備港灣の修築は其四なり農商工業の改良擴張は其五なり教育機關の刷新振作は其六なり要するに戰後經營は我か赫々たる戰捷に依り得たる所のものを培育助長し之れか効果を收得するに外ならず

吾人の眼中藩閥なく亦黨閥なし唯た國家の利益と國民の福祉と是あるのみ若し夫れ之を外にしては世界の大勢に順應し世界に於ける帝國の地歩を進捗し且つ堅實にし東亞に於ける平和の擁護者となり清韓に於ける文化の普及者となり之を内にしては實業を奨勵し民力を培養し以て富國強兵の基礎を鞏固にし國運發展の實力を扶植せんとす是れ吾人唯一の目的にして無二の希望たり此目的と希望とに於て見る所を一にし第二十二帝國議會開會の期に臨み吾人同志の俱樂部方に成る其執つて以て進むの方針が積極にして消極ならず進取にして退嬰ならざるは吾人の公言する所にして蓋し大勢に順應する所以なり

### 政交俱樂部。猶興會。政界革新の議。

先年來同志研究會交友俱樂部無名俱樂部同攻會有志會等の名の下に結束したる三十餘人の議員は第二十二回議會召集に際し他の同志の議員と共に、政交俱樂部を組織し第二十三回議會以降、名を猶興會と更め、以て衆議院の一角に蟠據す。此派に屬する議員は平生純潔分子を以て自ら居り、概ね同一の歩調を取り、西園寺内閣の一生を通して、政府の重要政策に反對す。彼の日露講和問題に憤起したる同志聯合會は、和約成立と共に、一たひ其會を解き、次て新に國民俱樂部を起し、其前身以來、口を極めて桂内閣彈劾の議を唱へ、内閣更迭後、尙ほ前閣責任追咎を叫ひて休まず。此時に當りて、上下征利の汚風、滔々として政海を浸し、頻々議員瀆職の醜聞を傳へ、帝國の憲政、寢く將に危機に瀕せんとす。猶興會の有志、深く此趨勢に寒心し、院外同憂の志士團體及新聞同盟等と結び、相偕に革新同志會を起し、盛に政界革新の議を唱へ、運動最も力めたりと雖も、病毒深く膏肓を侵し、爲に容く革新の效を收むる能はずして、却て汚

風の日と共に益増長するを見る。

### 貴族院各派の意向。其政黨觀。

貴族院議員、躬自ら政治團體を院内に形成するに關せず、概ね政黨を忌み、又政黨内閣の我が國體と相容れざるを論ずる者、亦甚た尠からず。此輩常に政友會の暴横を憎み、之を排撃せんとするの念、毫も衆議院の非政友各派に譲らず。今や政友會總裁西園寺公望、起て内閣を組織し、其黨與の力を藉り、政機を運轉する所あらんとす。貴族院議員たる者、自ら此内閣に好感を有すること能はず。然れども今次公望の内閣後繼の推薦を元老に受くるや、之か諾否の決を其黨與に諮らず、且つ閣員の多數を官僚の間に求め、幾と政友會を眼中に置かざるもの、如く、而して政友會亦強て自ら抑制し、内閣成立の初、著しく放逸不遜の舉を敢てせず。今に至る迄、常に政黨を忌みたる貴族院議員、私に公望の措置の公明なるに感し、苟も統帥其人を得ば、政黨必すしも深く之を忌むに足らずと爲し、其内閣を嫉視すること、以往の如く爾く甚しからず。此を以て各

團體は、間、或は政府の計畫に異議を挾まざるにあらすと雖も、其異議や、唯、枝葉末節に止り、根本計畫に至りては、概ね之を是認し、夫の郡制案の紛議を除くの外、此内閣の一生を通し、著しき反抗を敢てするに至らず。初め此内閣の成立するや、貴族院一部の議員、間、或は珍奇の妄想に耽る。曰く、「政權武門に移るの後、公卿の勢力全く地に墜つ。今や園公、清華の裔を以て内閣に首班す。舊公卿にして議席を貴族院に有する者、宜しく政府の提案を贊し、相偕に勢力復活の運に乗せざるへからず」と。奇想突兀、明治憲政の時代に當りて、仍ほ平安朝の榮華を夢み、其勢力の復活を冀ふ。此の如き淺慮固陋の輩、得々として貴族院の一角を占め、之をして贊否表決の權を領せしむ。是れ笑ふへきか、悲しむへきか、將た慊して且つ慨すへきか。

第二章 第二十二回帝國議會(三十八年十二月二十五日召集)(過渡期の財政諸計畫)

## 勅語、頌徳表。

第二十二回帝國議會、是れ日露戦後第一次の召集に係り、其責務の重大なること、固より他の尋常議會の比にあらず。是より先き和約成立し、延て無前の騷擾を帝都に起すや、民論皆な臨時議會召集を以て急務と爲し、交之を時の政府桂内閣に迫り、政府亦略此議を容れ、偏に和約批准を待ちたりと雖も、中途俄に前言を食み、期に及びて通常議會を召集したり。召集の當時、内閣授受の談方さに酣にして、爲に新議會は、桂内閣輔弼の下に開院式を行ふ。賜ふ所の勅語、少しく恒例と揆を異にし、朕は文武臣僚及各員の翼賛と、民庶の忠誠に依り、光榮を以て干戈を戢め、已に露國と善隣の誼を復したり。而て英國との協約、曩に改締を經、締盟各國との交際、益親厚を加ふるは、朕深く之を欣ぶ。帝國と韓

國との關係は、數次の協約に依り、愈密接を加ふ。今後益友好の誼を厚ふし、以て指導啓發の道を完ふせむことを勗めざるべからずの語あり。(語中「而て」厚ふは、共に據る。)兩院は各之に奉答し、別に衆議院は戰捷頌徳の表を上りたり。中に言ふあり、曰く「客歲露國と盟を開くや、大號渙發、乃ち六師を興し、貔貅騰、威遠近に震ひ、神籌授くる所、海に陸に、大捷の功を奏せざるはなし。而して友邦の忠言を呈するや、聖衷恢廓、進んで之を容れ、以て平和の約を結はしめ、旅を振へ師を班へす。是れ寔に曠古の大業にして、盛徳中外に光被す」云々。

## 衆議院議長補闕任命。

衆議院議長松田正久、新に閣班に列し、議長の任を辭す。當期議會開會劈頭、其補闕選舉を行ひ、政友會所屬福井縣選出議員杉田定一勅任せらる。

過渡期の財政、非常豫算及三十九年度豫算協賛。

西園寺内閣は、前内閣の遺策を踏襲するの條件を以て、代て政權の地に就きた

ること、曩に既に之を敍したり。縱令此約束の存するなしとするも、其内閣は、議會召集の後に成立し、新に自ら諸般計畫を作成するの餘暇を有せず。此を以て當期議會に提出する諸案、總て前内閣の計畫を襲ふ。時に平和既に克復したりと雖も、軍隊尙ほ外に暴露し、四周の風物、依然として戰時の状態を帯び、爲に豫算及其他の議案、亦自ら戰時の要務に亘るもの、頗る多しと爲す。政府の聲明に曰く、「眞個戰後經營に手を染むるは、次期議會以降に在り。今次先づ歳入計畫の大本を定め、漸次歳出計畫に及はんことを期す」と。又曰く、「戰前以來の懸案たる行政整理問題は、戰後財界一新の今日を機とし、爰に之を撤裁せん」と。之を聽く者、皆な異様の感を爲す。

桂前内閣は、前期議會の協賛を得たる臨時軍事費及豫備費の全部を支出し、爾後其不足を補はんか爲に、軍事費六千萬圓、豫備費二千八百餘萬圓の責任支出を決行し、又公債三億圓募集の緊急勅令を發し、既に一億四千八百萬圓の募債を了したり。茲に西園寺内閣は、軍事費追加四億五千四百五十萬圓、豫備費追加七百二十萬圓の豫算を編し、前閣の責任支出及緊急勅令と共に、之を當期議會

に提出し、其協賛及承諾を求めたり。募債の緊急勅令たる、是れ憲法第七十條の所謂財政上の必要處分に屬し、世上其發令事情を咎め、未だ全く同條の條件に該らすと爲し、違憲を以て論議する者頗る多し。然も議會は以上の各案に對し、總て協賛及承諾を與へたり。

三十九年度總豫算に計上する歳入歳出は、共に四億九千二百餘萬圓にして、其歳出中、約二億五千七百萬圓は、時局關係豫算と稱し、殘額約二億三千五百萬圓を通常豫算とす。時局關係豫算は、國債元利償却、恩給年金、陸海軍復舊、戰役殘務費等にして、必ずしも時局と相關せざるもの亦其内に存す。戰時の非常特別税を平時に繼續し、以て時局關係豫算の經常費たる國債元利償却に充てんとするは、實に此豫算の特色たり。(次項別叙)若し夫れ通常豫算は、其名の示すか如く、平時通常の經費にして、若干の戰時繰延事業の復興及新規計畫を含む。憲政本黨及政交俱樂部は、此豫算を以て杜撰と爲し、特に其大に軍備に偏傾するを咎め、之に賛成するを吝みたりと雖も、政友會及大同俱樂部は、熱心に之に賛成し、唯、臨時事件豫備費中、五百萬圓を削除し、之を生産事業に活用するの希望

を添へ、兩院之に協賛したり。

### 減債基金設定、非常特別税存続、税制整理公約。

日露戦役爲に國帑を糜すること幾と二十億圓に近く、主として公債を以て其資源に充つ。不幸にして外交其道を誤り、釐毛の債金を收むるなく、爲に此鉅額の債務は、悉く現代國民及其子孫の双肩に繋る。當該桂内閣亦少しく屈辱條約の醜果に省慮する所あり、乃ち此際を時として、帝國債務の一切を整理し、以て幸に將來の禍患を軽度<sup>ニ</sup>に止めんと欲し、之か方策を按定して、之を西園寺内閣に貽す。其方策、公債償還の爲に、新に之か基金を設け、之を特別會計に置き、毎年一定の金額を之に投し、特に日露戦役の爲に募集したる公債は、其償還年額を一億一千万圓以上と定め、而して其財源の如きは、曩者戦時創定の非常特別税法の有効期間(非常特別税は平和克復後翌年末を撤し、此特別税を以て公債償還の資と爲さんとするに在り。)西園寺内閣は、直に此方策を是認し、茲に國債整理基金法案と併せて、非常特別税存続法案を當期議會に提出す。其説明

に曰く、減債基金の制たる、財政の信用を鞏くし、國債の價格を維持し、且つ之か償却の便法を啓くものにして、洵に克く此法を行は、將來三十年を期し、帝國債務の全部を償却するを得べく、此際非常特別税を繼續し、以て其基金の財源に供するは、國家財政上、洵に已むへからざるの措置に屬す」と。在野黨は兩法案に反對し、方今財政困迫の帝國たるもの、敢て減債基金の制を設くるか如きは、爲に益、財政の紊亂を誘致し、却て増債の醜果を來すべく、且つ法律の公約を破りて、戦時の特別税を平時に繼續するか如きは、悖理惡徳の甚しきものと爲す。窮竟兩法案は、帝國議會の協賛を得、減債基金の制爰に成り、國民をして非常特別の重税を平時に負擔し、永く之を脱卸するの期なからしむ。但、非常特別税は、戦時の急に應せんか爲、咄嗟に立案したる所にして、爲に其法制極めて杜撰に涉り、課税亦均衡を失するものあるを以て、今や其有効期限を撤し、之を戦後に繼續するに當りて、政府は議會の希望を容れ、一般税制を整理し、今後二閱年の努力を以て、整理事業を完成せんことを明言し、政治上至大の責任を後年に貽したり。

## 鐵道國有決定。閣裡の異論。外務大臣更迭。

鐵道國有の議、帝國議會の懸案たるもの、日既に久し。立憲の首、嘗て一たひ衆議院解散の題目と爲り、爾來常に軍事及經濟の兩界に横はり、利否交、議論を闘はし、黨人政商輩、往々取て以て投機營利の具に供す。西園寺内閣の與黨政友會は、其前身以來、夙に鐵道國有論を取り、前桂内閣亦以て戰後經營の重要事項と爲し、之か決行を政權授受の一要件に置く。西園寺内閣此議を容れ、四億六千萬圓の公債を財源とし、私設鐵道三十二を買收するの案を立て、當期議會會期の終尾に迫ひ、之を衆議院に提出す。曰ふ、全國の鐵道を統一し、其機能發揮し、以て軍事及經濟上、兩つなから遺憾なからしめんことを期す」と。政友會は大同派と相結ひ、非政府黨の異論を排して、一舉之を可決す。貴族院は、原案中、一地方の交通を目的とする私設鐵道十五を削除し、買收期間及代價交付期間を延長するの修正を加へ、之を衆議院に回付す。衆議院は、會期の末日之を付議し、怒罵格闘、電燈明滅の下、喧囂の間に貴族院の修正を容れ、茲に鐵道國有の宿案を一決す。初め本案を閣議に付するに當りて、異論閣僚の間に起り、輒

く之を一決する能はず。外務大臣加藤高明、固く執りて之を不可とし、今に於て私設鐵道を買收するか如きは、是れ私權を蹂躪し、公債の信用を傷け、將來の管理經營上、決して豫期の効果を收むること能はざるを力説し、其計畫の無謀なるを争ひたりと雖も、閣議終に鐵道國有を可決して、之を議會に付す。高明乃ち三月三日を以て、斷然冠を掛けて去り、首相公望、臨時外務大臣を兼ね、尋て四月十六日、新任文部大臣牧野伸顯に外務大臣事務取扱を命じ、五月十九日に及ひ、駐英大使林董を召還して外務大臣に專任す。

第三章 第二十三回帝國議會(三十九年十二月廿五日召集、四十年三月二十七日閉會)

〔戰後經營——郡制問題紛議〕

## 戰後經營の起程。歲計膨脹。偏武非難。四十豫算協賛。

政府の前期議會に提出したる財政計畫は、仍ほ多量の戰時趣味を帶ひ、眞に戰後經營に着手するは、當期議會提出の四十年豫算に防まる。政府は、此年度

の財政計畫を定むるに當り、前々姑く臨時軍事費豫算に編したる事項は、移して以て通常豫算に繼承し、戰時中一時緊縮したる事業は、漸次之を復興し、財政の許す限り、各般事業を積極經營する所あらんとす。各省交、過大の要求を提し、之か査定會議に屢、激論を交へ、自ら内閣の動搖を誘ひ、彌縫百端、議會召集の後、に及んで、僅に豫算編成を了することを得たり。此豫算に計上する歳入歳出は、共に六億千百三十九萬餘圓にして、前年度豫算に比し、約一億二千萬圓の増額を示す。領土の擴大、國力の發展、時運に順應する戰後の經營、是れ皆な必然國費の膨脹を來す所以にして、政友會の多年唱道せる積極主義、亦與りて歳計増加の因を爲す。世論、此豫算の徒に軍備に偏傾し、極めて生産事業に冷淡なるを詰り、戰後經營の本義を失ひ、異時財政紊亂の端を啓くものと爲す。海陸軍備の復舊擴張等の諸計畫は、前年度豫算に其片鱗を示し、之を當年度に繼承し、益、其規模を大にし、新に繼續費を設け、現に兩軍省所管の經費合計、豫算總額三之一を占め、當局尙ほ以て足れりとせず、今後或は更に追加要求せんとするの意を漏らす。然も輒ち曰く、今後租税を増徴せず、又公債を募集せず、自然

増收及俘虜給養費を以て、新定繼續費を支辨するの計畫なりと。政友會及大同派は、全然政府案に賛す。憲政本黨は、當初軍備偏傾を非議し、盛に之を委員會に争ひたりと雖も、之を本會議に移すに及んで、黨内硬軟兩派紛争の後、俄に其旗幟を變更し、國防産業兩つなから遠くるの希望を附し、凡て政府案に賛す。(別章參照)單り猶與會は、此豫算を以て杜撰と爲し、政府返却説を唱へたりと雖も、衆議院は大多數を以て原案を可決したり。貴族院は、轉、政府の計畫に不安を抱き、秘密會の下に研究を累ね、終に僅少なる修正を施して之を可決し、衆議院其修正に同意し、茲に此大豫算の成立を告ぐ。

### 郡制廢止案の紛議 憲政大同兩派の結束

政府は、郡の自治制を以て無用と爲し、郡制廢止法案を前期議會に提出し、衆議院の可決を經、貴族院の握殺を蒙り、爰に再ひ之を當期議會に提出す。固とは是れ制度の一問題たるに過ぎずと雖も、端なく一轉して黨派政争の問題と化し、政府及兩院、互に機略を藏して相對抗するの奇觀を呈するに至れり。衆議院

の大同派は、前期議會に政友會と提携し、政府援護に力めたりと雖も、政府單り政友會を徳とし、政友會亦自ら其功に居り、往々にして侮蔑我を視るに憤り、寧ろ斷然從來の態度を改め、郡制廢止案に反對して、大に政府及政友會を惱まし、幸に能くすべくんは、乘して以て前開の再興を圖らんとし、而して憲政本黨と事を偕にするの奇計に出つ。憲政本黨亦多年政權に渴し、近者豫算議事の際、俄に從來の旗幟を變更し、秋波を政府に寄せたりと雖も、輒く其一顧を惹かさるを怨み、乃ち大同派と相結ひ、前内閣系に頼りて、政權接近の宿志を濟さんと欲し、黨内多大の異論を排して、郡制廢止案反對の議を決し、大同派と提携するの約を結ぶ。憲政大同兩派提携の約一たひ成るや、政府頗る事の意外なるに驚き、俄に一計を按し、桂太郎に就て大同派を鎮撫せんことを乞ふ。太郎は大同派の籌略に省み、調停の終に能くすべからざるを認め、巧辭以て政府の請を拒み、却て郡制廢止案撤回を勸告す。政府之を難んし、去て憲政本黨の援助を求め、今後兩黨固く相結ひ、誓て官僚勦滅の事に従はんことを提言す。時に本黨は、既に郡制廢止反對の黨議を決し、大同派と提携の約亦既に成り、政府の巧

辭を以てするも、終に其決議提携を破ること能はず。此に於て政府は、密に醜陋の手段を個々議員に加へ、政友會は、獨力以て政府案擁護に任し、相偕に議員誘拐に力め、終に大同派所屬議員若干名をして、遽に去て政友會に投せしめ、茲に贊否互角の形勢を示すに至る。非政府黨は、本案特別委員長を同志の手に收め、故らに委員會を遷延して、姑く形勢の發展を待つの間、政友會は、敵黨委員の闕席に乘し、俄に委員會を開き、一舉原案を可決し、而して本會は、百六十四對百八十八を以て之を可決す。本案贊否の理由の如きは、區々として一ならず、大同派は、政府敢て本案を政略の具に供するを非難し、又貴族院の反對意向甚だ明瞭なるの時、故らに政争問題を提供するを不可なりと爲し、憲政本黨は、必ずしも郡制廢止に異議を挾まずと雖も、郡役所廢止に伴はざる本案は、立法の要なしと爲し、而して猶興會は、郡制廢止は當然郡役所廢止に伴ふものとして之に贊成す。尋て之を貴族院に移すに及んで、形勢極めて政府に利ならずして、否決終に避くべからざらんとす。政府重ねて以て意外と爲し、乃ち衆議院に用ゐたる醜策陋計を以て、之を貴族院に施し、且つ議員の親姻系統を原ね、巧



に之を罩籠するに力む。此等の手段、多少の功を奏し、形勢に變調を來し、委員會終に本案を可決したり。非政府黨頗る之に狼狽し、凡百の手段を盡して勢力回復を圖り、其計策の醜陋なる、毫も政府の爲す所に譲らず。貴族院は終に百八對百四十九を以て本案を否決し、郡制廢止の事復た行はれず。看來れば郡制廢止案は、實に當年政界の暗礁にして、之に觸るゝ者、皆な幾何の損傷を被らざるはなく、就中政府の損傷を最も重しと爲す。世上郡制廢止案の運命に顧み、認めて以て一種高等政策の挫敗と爲し、内閣責任論亦從て生じたりと雖も、政府は單に一法律案の否決に過ぎずと爲し、敢て引責の計に出てず。

### 郡制案の賛否。塗説紛々。

憲政本黨大同俱樂部の兩派、相提携して郡制廢止案に反對せんとするの氣勢を示すや、政府は百方其提携を沮止せんことを勉めたりと雖も、一も其功を奏する能はず。此に於て兩派所屬の陋劣議員を物色し、官舎又は旗亭に密會し、黃白を懸けて之を誘ひ、政友會其間に處して之を佐け、能く若干の議員を羅致

することを得たり。既にして郡制廢止案將に衆議院の議に上らんとするに臨み、大同派所屬議員數名、突如其會を脱し、其多數は直に政友會に投じ、若くは黨外に處して政府を援助し、其結果、僅少の差を以て政府案の可決を見るに至れり。會、都下の新聞紙は、議員瀆職の報を傳へ、瀆職議員八人の氏名を指斥して、其收賄の醜行を發き、報道頗る詳細に渉る。衆議院は、特に委員を舉げて之を調査せしむ。委員會は、政友會所屬議員の多數に成り、其調査は、單に被告議員の辯明を徴したるに止まり、直に瀆職の事實なきを斷し、本會亦少數意見を排して、委員會の報告を可決す。東京辯護士會は、本件議員瀆職事實の有的を認め、司法當局者か、此重大問題を不問に付したるは、曠職の甚しきものと爲し、決議以て社會の公論に訴へたり。

## 第四章 財政計畫變更(緊縮方針)

## 第二十四回帝國議會(四十年十二月二十五日召集)

(政府俄に前年の財政計畫を變更し、嚴に緊縮の方針を以て四十一年度豫算を編し、又増税以て歳入の缺陷を補はんとし、是等諸計畫は、凡て議會の協賛を經たり。財政計畫の變更と第二十四回議會の議事、其因果の關係、極めて相密接し、分つべからざるの關係にあるを以て、便宜之を一章中に敘す。)

## 財政窘迫。元老の忠告。事業繰延。増税計畫。

西園寺内閣は、當初積極主義を標榜して、戦後經營の計畫を立て、過大の豫算を編して、第二十三回議會の協賛を受け、發布後未だ幾くならざるに、早く既に之か實行に難み、其計畫を次年度以下に繼承する能はざるの窮境に陥る。若し前年の計畫を踏襲して、四十一年度豫算を編成せば、約一億五千萬圓の歳入不足を見るべく、一時借入金、國庫剩餘金、俘虏給養費を以て、其一部を補ふの途な

きにあらずと雖も、未だ以て全額の不足を満たすに足らず。此に於て大藏大臣阪谷芳郎は、大に既定事業を繰延へて、出入の均衡を制するの案を立て、之を豫算閣議に提唱す。閣僚亦概ね事業繰延の已むべからざるを認むと雖も、其細目に至りては、意見區々に涉り、輒く閣議を一決する能はず。此時に當り、井上馨、松方正義、桂太郎等、政府の要求に應じ、屢、閣議の席に參し、共に財政の現狀に省み、此際大に經費を節減し、事業を繰延へ、且つ増税以て歳入の不足を補ひ、將來に涉りて、財政の基礎を鞏くするの要務なるを勸告す。政府は前議會に對する言明に顧み、又最近の衆議院議員總選舉に對する利害に按じ、衷心頗る増税を難んじ、姑く他に適當の財源を求め、以て一時の急を救ひ、新選議會を待て、徐に増税計畫を定めんとす。元老等以て姑息と爲し、既に次年度以降、歳入缺陷の明白なる今日、豫め増税を斷行するにあらざれば、以て財政の基礎を安定する能はざるを説き、其態度幾と壓迫に涉る。政府終に屈し、一に元老の忠告を容れ、既定計畫に變更を加へ、大に事業を繰延ふると共に、四十一年度より増税を斷行し、以て歳入の不足を補ふの計を定めたり。

## 鐵道豫算紛議。内閣動搖。大藏・遞信兩大臣更迭。

政府既に元老等の忠告に聽き、既定の財政計畫を變更し、進んで四十一年度豫算を編成するの時に臨み、鐵道豫算に關して、閣員の意見再び相衝突し、延て臺閣の基礎を撼搖するに至れり。此より先き政府は、大に鐵道事業を擴張するの計畫を立て、既定經費一億三千八百餘萬圓に追加するに、一億三千四百萬圓を以てし、將來十二年に涉りて、其事業を完成せんことを期し、閣議一たひ之を可決す。此に於て遞信大臣山縣伊三郎、之を鐵道會議に付し、其決議を了し、次て豫算計上を閣議に提言す。大藏大臣阪谷芳郎、固く執て之を拒む。曰く既定の事業すら之を繰延へ、以て偏に財政の緊縮を圖るの今日、單り鐵道事業の爲に、新に巨額の國費を割くか如きは、現下の財政方針と相容れざるのみならず、又各省の權衡を失し、爲政の要道に反すと。伊三郎仍ほ前日閣議の決定に持み、固く其主張を執り、芳郎終に屈し、鐵道經費増額の議を容れ、之を豫算に計上するを承認す。元老等聽て大に之を奇しむ、是れ益、國費の膨脹を誘致し、前日評定の緊縮主義を覆へすものと爲し、且つ之を任意專決するの舉措を難し、

政府をして必ず閣議を變改せしめんとす。大藏・遞信二大臣、共に全く窮地に陥り、一月十三日夜(四年十)俄に辭表を呈し、翌日、首相公望亦閣議不統一の責を引き、他の閣僚と偕に一齊辭表を呈す。皇上乃ち伊藤博文を召し、之か後圖を諮ふ。博文途にして桂太郎を訪ひ、相偕に現閣支持の議を定め、尋て諮問に奉對するに此意を以てす。皇上之を容れ、即時首相公望を召し、優渥なる聖諭を賜ひ、博文側より切に留任を懇通す。公望感激待命閣僚と共に各、其任に留る。唯、當該大臣芳郎、伊三郎の二人、辭意極めて切にして、復た之を籲へすへからず。乃ち二人の官を免し、姑く司法大臣松田正久をして大藏大臣を兼ねしめ、内務大臣原敬をして遞信大臣を兼ねしめ、而して更改内閣は、鐵道經費追加額を三千五百餘萬圓に止む。越て三月二十五日、第二十四回議會閉會前一日、松田正久の司法大臣を罷め、専ら大藏大臣に任し、男爵千家尊福を司法大臣に任し、原敬の兼遞信大臣を解き、子爵堀田正養を遞信大臣に任す。尊福・正養共に現に貴族院に位列し、尊福は木曜會に屬し、正養は研究會に屬し、各、其會の牛耳を執る。今次二大臣の銓衡、極秘の間に成り、之を元老に諮らす、又之を屬黨に告げ

す、其決行の速なること、猶ほ電撃の如し。時人皆な爲に喫驚し、元老等亦少しく不快の感を爲す。

### 衆議院各派の向背。

政府曩者戦後を經營するに當り、敢然積極方針を執りたるもの、半は其與黨政友會の援助する所なり。今や翻然其方針を改め、消極主義を以て新議會に臨まんとするや、政友會枉けて之に贊し、且つ増税亦已むへからすと爲す。總裁西園寺公望、喜んで會衆に告げて曰く、「自家の苦痛と世上の毀譽とを忘れ、進んで増税案に賛成するは、是れ大政黨の襟度と公心とを表示するものにして、事天聽に達するの日、宸慮定めて安からん」と。若し夫れ憲政本黨の内訌は、此時を以て熄み、明に政府反對の態度を取り、戦後經營の失敗、税制整理の姑息、豫算編成の杜撰、外交の不振、府縣會議員選舉監視の緩怠等を攻撃目標とし、全然増税計畫に反對し、又財政計畫變更の責を問はんとす。大同俱樂部亦政府反抗の鋒鏑を露はし、當路の財政措置を目して、苟且儉安、國家の進運を沮むも

のと爲し、至嚴の宣言を發したりと雖も、其計畫の概ね我か黨師の參贊に出つるに絆され、枉けて財政諸案に賛成するの黨議を定め、唯、其計畫變更の責を問はんとす。猶與會に至つては、最も強硬の態度を取り、政府萬般の措置を非議し、必ず其責任を糾明せすんは休まさらんとす。

### 浮泛政策非難。問責決議案。

第二十四回議會召集の初、閣員問責の議、油然として衆議院民黨三派の間に湧く。唯、問責の題目及其範圍の廣狹に關し、三派の意見同しからずと雖も、財政計畫變更を非議するに至つては、即ち一なり。多方凝議、和協僅に成り、先づ猶與會の提案を取り、三派之に據りて一齊に政府を突撃するの議を決す。其案に曰く、「政府は曩者過大の財政計畫を立て、今に至つて之か實行に艱み、其標榜せる非増税の言明を無視して、苛重の負擔を國民に強ひんとす、其無責任之より甚しきはなし」云々。衆議院は、開院劈頭、此決議案を取りて議事に付し、各

派皆な其所説を盡し、院議終に百六十八對百七十七の少差を以て之を否決し、尋て豫算及増稅案の議事に入る。

### 財政計畫變更。四十一年度豫算及増稅案協賛。

政府の新に企てたる財政計畫の變更は、主として既定事業の繰延にして、其總額約一億二千萬圓、繰延最長期六箇年、四十一年度繰延額を約三千萬圓と定む。繰延事項は、主として陸海軍兩省所管に屬し、陸軍復舊費及軍艦製造費に於て、特に巨額の繰延を行ふ。此計畫に基きて編成したる四十一年度總豫算は、歳入六億千四百餘圓、歳出六億千五百九十五萬餘圓にして、公債を募集し、剩餘金を繰入るゝも、尙ほ約五百萬圓の歳入不足を見る。政府は之を補はんか爲に、酒及砂糖の稅率を増し、石油稅を新設するの計を立て、豫算案と共に、之か法案を當期議會に提出し、而して増稅收入は、之を追加豫算に掲げ、兩豫算を通して、始めて出入の均衡を保ち、共に六億千六百十九萬餘圓の數を示す。増稅收入額は、初年度に於て五百萬圓を越えすと雖も、六年後に於て年額二千萬圓以

上を收入するの計畫にして、外に行政權を以て、專賣煙草の定價を高うし、其增收六百四十萬餘圓を總豫算中に計上したり。政友會は、豫算案増稅案共に全然之に賛成し、大同俱樂部は、大に政府の財政計畫變更を非議したりと雖も、計畫變更に成れる財政諸案に對しては、敢て異議を言はず。憲政本黨及猶興會は、共に政府案に反對し、豫算を返却して、政府の再考を促すの議を唱ふ。此時に當りて増稅反對の議論、院外に勃興し、全國商業會議所亦起て同様の決議を爲し、激烈なる運動を試みたりと雖も、何等反響の起るなく、兩院は總て政府案を可決したり。

### 稅制整理遂行。關係各案の運命。

曩者第二十二回議會中、政府は非常特別稅有效期撤廢法案に協賛を受くるに當りて、稅制整理を衆議院に公約し、之か完成を二年の後に期したり。爾來政府は、屬僚を集めて稅法審査會を起し、銳意審査の業を進む。稅法を根本より改革すへきか、將た現制の下、若干の整理を施すに止めんか、是れ實に審査會の

先決問題にして、議會の希望は前者に存すと雖も、審査會は其方針を後者に取  
り、調査年餘案僅に成り、更に之を官民混合の調査會に付し、其議決を了したり。  
其成案、普く現行各税法に涉り、著しく負擔の權衡を失するものを緩和し、徵稅  
方法を簡易にし、其他二三整理を加へざるにあらずと雖も、其整理や、税法の根  
本に觸れざるを以て、世に所謂惡稅を廢止するの斷に出てす、負擔の偏傾、未だ  
全く除かず、各稅の間、依然として徵稅主義の一貫を缺く。其稅率の如き、増あ  
り、減あり、増減相殺、國庫の歳入を減すること約二百萬圓(四十年豫算對照)にして、其缺  
陷は、自然增收を以て之を補ふの計畫とす。以上調査の業を卒へたるは、四十  
年七月にして、政府は其成案を整理し、二十有四の法律案を編し、之を第二十四  
回議會に提出するに至れり。在野黨は以て微温と爲し、一舉之を否決せんと  
擬し、政府黨を以てするも、皆な政府の成案に歎らすして、其議決を次期議會に  
譲らんとし、院外の議論、亦皆な整理の姑息を非議せざるはなし。議會兩院は、  
其四案(酒稅及砂糖稅)を可決し、一案(地方稅附加制案)を修正可決し、二案(宅地價  
地租に關するもの)は政府之を撤回し、他の十七案は、衆議院之を否決す。外に猶興會は

其所謂三惡稅廢止案を提出したりと雖も、院議之を容れず。

## 第五章 韓國統監政治

### 附 滿洲經營方策。對外交涉事案

#### 統監政治開始。韓王之陰謀及其讓位。帝國の對策。

日露戦後の日韓協約に依り、韓國外交事項の監理指揮權を帝國に收め、政府は  
三十九年二月を以て、統監府を京城に開き、次て新任統監伊藤博文、往て任地に  
就き、茲に始めて統監政治を施す。各國皆な日韓協約を承認し、韓國駐劄の公  
使を召還し、其國際關係は、總て帝國政府の手裡に移る。韓王李熙、深く日韓協  
約に憤り、夙夜之を破棄する所以の策を按し、計畫至らざる所なく、爾時所在の  
暴動、亦其策應の致す所なり。王は邦情を列國に訴へ、其救護を藉りて、幸に帝  
國の羈絆を脱せんと欲し、偶、四十年七月、蘭國海牙府に萬國平和會議を開くを

機とし、密使を派遣し、之をして會議參列の要求を提せしむ。會議之を斥くるや、密使乃ち去て米國に逃る。我が國論、皆な其協約無視の擧を悲り、交、問罪の議を唱へ、政府亦以て事態極めて重大なりと爲し、爰に其對策を一決し、外務大臣林董を京城に急派し、之をして統監博文と力を戮せて、折衝の任に膺らしむ。其京城に著したるは、七月十八日に在り。海牙府密使派遣の事、固と韓王の單意に成り、政府大臣毫も之を關り知らず。事露はるゝや、韓王且つ羞ち且つ懼れ、病と稱して屏居し、偏に帝國の愠を解く所以を考ふ。大臣等、事の真相を知るに及んで、是れ眞に社稷安危の決なりと爲し、七月六日、強て王の臨席を求めて、急に閣議を催し、相偕に善後の策を講ず。曰く、「殿下宜しく親ら日本に赴き、罪を宗主國大皇帝の闕下に待つへし」曰く、「宜しく速に位を儲君に譲り、將來全然意を政治に絶ち、以て前罪を償ふへし」と。王兩つなから之を容るゝに踟疑し、閣議輒く要領を得るに至らず。越て十六日夜中、總理大臣李完用、閣議の旨を銜みて、俄に謁を王に請ひ、強て讓位を迫り、次日各大臣相踵て王宮に詣り、交、讓位の已むへからざるを説くと雖も、王仍ほ依違として之を肯んせず。

十七日、統監博文、召に應じて王に謁す。王は巧辭以て密使特派の事を否認し、且つ讓位の是非を諮ふ。博文答へずして退く、曰く、讓位は一國宗室の私事、外臣の敢て是非する限にあらずと。既にして帝國外務大臣の來著、正に頃刻の間に迫る。韓廷は其來著に先たち、必ず事案を解かんとし、十八日、重ねて御前會議を催し、各員口を極めて讓位を迫り、今に於て社稷を保全するの途、唯、讓位以て協約無視の罪を償ふに在るを力説し、辭色共に利く、其實現を見ずんば、斷して休まざらんとす。王終に屈し、枉けて閣議の旨を承認し、即夜深更を以て、普く之を國民に告ぐ。其意に謂ふ、「民命困衰、國歩岌岌、未だ此秋より甚しきはなく、而して朕既に國務に倦む。施政改善の方は、幸に付託するに其人あり。乃ち祖宗傳禪の盛例を紹述し、淵氷を渉るの危懼を免れんとす」と。翌十九日、韓廷は國王讓位を統監府に傳へ、同日讓位の式を行ひ、世子李坻新に位に即き、尋て八月三日、元を隆熙と改め、先主を尊んで太皇帝と稱し、同月二十七日を以て、新主の即位式を行ふ。

## 日韓協約改締。韓國軍隊解散。國防權收受。

帝國政府は、此機に會して日韓協約を改更せんと欲し、國王讓位の事決するを待ち、七月二十四日を以て、之か約案を韓廷に提す。其案先づ「韓國政府は施政改善に關して統監の指導を受くる事」と定め、法令の制定及重要なる行政處分は、豫め統監の承認を受け、高等官吏の任免は、統監の同意を以て之を行ひ、統監推薦の邦人を韓國官吏に任し、統監の同意を経ずして、外人を雇聘せざることを等々定む。韓廷大臣、強て其是非を争ふの勇なく、多少の異論を交へて、閣議之を承認し、同日直に調印を了す。韓廷は、施政改善の第一歩として、先づ軍隊解散の斷に出つ。韓國由來傭兵の制を取り、烏合の徒を集めて、軍隊の様を形すと雖も、固より以て國家防衛の用に供するに足らず。帝國政府は、此贅物を存するの事有害なるを認め、韓廷をして一切之を解散せしめ、帝國の兵力を以て、半島の保安に任せんとし、乃ち爰に之か勸告を提す。韓廷敢て不可を言はず、議輒く決し、八月一日を以て、軍隊解散の諭告を發し、王室侍衛の爲に、僅少の部隊を残すの外、他は悉く之を解散し、恩金を給して將卒の勞を劬ひ、之を

して退て卒伍に歸せしむ。此に於て帝國は、半島兵馬の全權を收め、若干の軍隊を要所に常置し、以て防護の任に當る。夫れ兵備は國家獨立の要素、今や冗費節略の理由の下、悉く之を解散し、(軍隊解散の旨、國事多難なる時に當り、極めて冗費を節略し、利用厚生の業に應用するは、今日の急務なりとの語あり。)廟議之を翼贊して各ます、悉民之を目睹して異します。是れ洵に史上罕に觀るの奇迹にして、以て國家興亡の殷鑑と爲すに足らん。時論、概ね當路の勇斷を稱し、協約改更及兵權收受、共に至大の成功なりと爲し、頗る統監政治の前途に囑望し、統監博文の歸京するや、特に寵詔を賜うて、其功を光にし、國民の之を迎ふること、恰も凱旋將軍を視るか如し。爾來統監は、邦人を韓國各省の次官以下に推薦し、著々施政の改善を指導し、偏に統治の實績を擧げんことを努む。既にして十月十日、我か皇儲親王、親しく韓國に啓し、著大の好感を彼國の官民に與ふ。尋て韓王は、統監博文を太子大師に任し、託するに儲次李垠輔導の事を以てす。垠時に齡甫めて十一、博文之を帝國に伴ひ、學に就かしめ、長して陸軍士官に任す。日韓兩國の交情、爲に益、親密を加へ、對韓政策、是より大に伸展す。



## 韓民の心事。所在暴動。帝國軍隊の鎮定。

韓民の排日思想は、依然として衰ふる所なく、寧ろ日と共に益々濃厚を加ふるを見る。曩者日露戦後、外交權授受協約締結の議、日韓兩國の間に起るや、彼國宮廷の内豎、草野の儒生輩、交り起て之を妨げ、協約既に成るの後、當路大臣を目するに、賣國の奸賊を以てし、暗殺陰謀盛に行はれ、匪徒の小紛、所在に絶えず。三十年五月、統監の歸東を時として、多數の匪徒、結束して洪州城に據り、排日を標榜して暴動を逞うし、其範圍漸次擴大し、南韓一帯の地に及ぶ。其勢較、頑強にして、我か憲兵及警察の力、以て之を禦くこと能はず、乃ち歩兵を動かし、一撃之を掃蕩す。尋て四十年七月、國王讓位の前後、頑民徒黨を結ひて王宮に迫り、總理大臣の官邸を焼き、迫害を在留邦人に加へ、放肆亡狀に至らざる所なく、而して前王仍ほ政權に睽戀し、内臣と共に密に異圖を運らし、形勢の變、眞に測るべからざるものあり。既にして協約を改縮し、軍隊解散の諭告を發するや、侍衛隊先づ蹶起して匪違を企て、茲に日韓兩軍隊の間に衝突を來し、彼我互に死傷あり。各地の軍隊、亦散歸を肯んせず、頑民と相和して暴動を逞うし、放火暗殺

頻々相踵き、商業交通全く杜絶し、老幼相携へて、難を四方に避く。帝國乃ち陸軍の大部隊を増派し、警察と力を費せて以て暴動を鎮定す。暴兵及匪徒、一たひ潰走して復た起り、都鄙到る處に騷擾の迹を絶たず。固と是れ烏合頑民の蠢動、敢て意とするに足らずと雖も、轉々滿室の蒼蠅拂へとも去り難しの感なきにしもあらず。

## 滿洲經營方針。撤兵及開放。關東都督府設置。

## 南滿洲鐵道會社創立。

帝國は、日露講和條約及之に關聯する日清條約に依り、遼東半島租借權及東清鐵道の讓渡を得、且つ滿洲の撤兵開放其他の施設に關して、清國と相約する所ありたり。第二十二回議會閉會の後、首相西園寺公望、親しく滿洲を視察し、歸來先づ元老等の參同を求め、相偕に閣議を開き、滿洲經營の方針を一決す。其綱要、滿洲に於ける清國の主權を尊重し、列國機會均等主義を取り、其利源を開

發し、努めて武斷主義を避け、土民をして我か誠意を諒知せしめ、併せて南清地方人民の反感を豫遏せんと云ふに在り。政府は期に先ち滿洲の兵を撤し、占領地を清國に還付し、租借地及鐵道を授受し、都市を開放し、新に關東都督府を設けて、遼東租借地を管轄し、(三十九年八月一日、日同府官制發布)又南滿洲鐵道株式會社を起して、滿洲の利源開發の機關と爲す。(六月八日、社設立條例發布)關東都督府は、關東州の外、滿洲鐵道線路の保護及監督を掌り、主として外務大臣の監督を承け、軍政・陸軍の人事・作戰・動員計畫・軍隊教育に關しては、陸軍大臣・參謀總長・教育總監の區處を承く。南滿洲鐵道株式會社は、二億圓の巨資を擁する半官半民の法人にして、政府は鐵道線路及其附屬財産を提供して、一億圓の出資に充て、殘額は之を日清兩國國民の間に募集し、其事業は、單に交通運輸に止らずして、況く拓殖經營の一切に及ぶ。都督府と云ひ、鐵道會社と云ひ、其權限を截然紙上に明定すと雖も、實際の施設に至りては、互に錯綜扞格し、屢、權限の衝突を來し、又往々にして民治と軍政との統一を闕き、常に植民地施設の累を爲す。此より先き關東都督府官制を創定したる後、臺閣の上、俄に同府及臺灣總督府に、各一

名の顧問官を置くの議を生し、終に其決定を經たり。外務大臣林董、顧問官設置を不可とし、閣議席上、首相公望と激論を交へ、議容れられざるや、急に病と稱して湘南に去り、臺閣少しく動搖し、首相姑く外務大臣を兼攝したりと雖も、幾くならずして董の復任を見る。

日佛及日露協約。日露通商條約。對露諸案解決。

日佛兩國政府は、兩國の友好關係を鞏うし、且つ將來誤解の原因を除くの目的を以て、四十年六月十日、清國に關する一協約を締結したり。其大意、兩國政府は、清國の獨立及領土保全、並に各國人民の均等待遇主義を尊重し、清國各地方に於て、秩序及平和事態の確保せらるゝことを希望し、兩締約國の亞細亞大陸に於ける相互の地位並に領土權を保全せんか爲に、清國の平和及安寧を支持するに努むと云ふに在り。次て同年八月十五日、同一目的を以て、露國と一協約を締結す。即ち兩國政府は、今次新に兩國間に成立したる平和善隣の關係を鞏固にし、兩國現在の領土及各般條約より生ずる一切の權利を尊重し、清國

の獨立及領土保全、並に各國の機會均等主義を承認し、且つ平和手段に依りて、現状の存續及前記諸主義の確立を擁護支持せんことを相約したるものなり。以上二種の協約たる、關係各國の從來支持したる主義を取り、之を文書に表明したるに過ぎずと雖も、世論概ね以て時宜に適したるものと爲し、歡喜以て其成立を迎ふ。若し夫れ日露講和條約中、租借地及鐵道の授受並に撤兵は、約に遵ひ其處理を了したること既記の如く、其他の問題に至りては、久しきに涉りて兩國間の懸案たりしと雖も、四十年中概ね解決を告げ、九月十一日を以て、日露通商航海條約及別約並に附屬議定書等を發表し、漁業條約及鐵道接續條約亦協定を了し、樺太の境界を測定し、俘虜給養費を精算受領したり。新締通商航海條約は、大體戰前の條約と其揆を一にし、唯、時運に順應して、特殊の關係を定めたるに過ぎず。

### 萬國平和會議。紛争處理條約。軍備縮少の議。

曩者皇曆明治三十二年、露國皇帝の首唱に依り、萬國平和會議を蘭國海牙府

に開き、帝國政府亦之に賛同す。會議の主意は、平和手段を以て國際の紛争を處理し、努めて戰爭の禍亂に遠さかり、各國の軍備を縮少し、國民の負擔を輕減し、以て人生の幸福を増進せんとするに在り。其目的や爾く高尙なりと雖も、世概ね提唱國平常の心事に鑑み、冷眼以て之に對す。會議は、終に國際紛争平和的處理條約を議決し、紛争處理の爲に、仲裁々判の途を啓き、又兵器彈藥の使用法を制限し、外に平和博愛主義に基ける二三の宣言を議決したり。(平和處理條約は三十二年七月二十九日、即、翌年九月三日批准、同年十一月二十二日公布)日露戰役終局の後、皇曆明治四十年中、再び米國大統領の提議と露國皇帝の招請とに依り、第二回萬國平和會議を海牙府に開き、參加するもの四十四國の多きに及ぶ。此會議は、前回締結したる國際紛争平和的處理條約に若干の修正を加へ、國際の紛争は、當該國相借に兵力に訴ふるに先たち、之を交親國の平和周旋若くは居中調停に委し、又之を國際審査委員會若くは國際仲裁々判所の審理判決に待つ、の制を擴め、其裁判所の構成及訴訟手續等を定むること甚だ詳なり。之を外にして十一件の條約を議決し、數件の宣言及希望を公表し、又適當の時期を待て、第三回平和會議を開くこ

とを豫約したり。條約中、較重要なるものは、宣戰公布以前の戰鬪行爲を禁ずるの件、ジエネヴァ條約の原則を海戰に應用するの件、並に中立國の權利義務に關する件等にして、又比年列國の軍事費益増加するの傾向に鑑み、誠意之か縮少方法を攻究せんとするは、贊同列國の希望一致したる所なり。以上諸條約を議決したるは、四十年十月十八日にして、帝國全權委員亦僅少の留保條件を附して約書に署名す。此等條約は、久しきに涉りて之を高閣に束ねたりと雖も、異時第二次西園寺内閣成るに及んで、四十四年十一月六日批准を經、翌四十五年一月十三日を以て、始めて之を公布したり。左に改緋國際紛争平和的處理條約表示の序文を掲ぐ。

茲に第二回萬國平和會議贊同の列國は、一般平和の維持に協力するの堅實なる意思を有し、全力を竭して國際紛争の友好的處理を補助するに決し、文明國團の各員を結合する連帶義務を認識し、法の領域を擴張すると共に、國際的正義の感を鞏固ならしめんことを欲し、諸獨立國に於ける各國の頼るを得べき仲裁々判の常設制度か右の目的を達するに有效なるべきを確信し、仲裁々判手續に關する一般且正則なる組織の有益なることを考慮し、萬國平和會議の至尊なる發議者と共に、國安

民福の基礎たる公平正理の原則を國際的合意に依りて定立するの須要なるを認め、之が審査委員會及仲裁々判部の實地の運用を一層確實に保障し、且簡易なる手續に依り得べき性質の紛争を仲裁々判に付することを容易ならしめんことを希望し、國際紛争平和處理に關する第一回平和會議の事業に若干の修正を加へ、且之を増補するを必要と認め、新なる條約を締結するに決したり云々

### 日米仲裁々判條約

四十一年五月五日、日米仲裁々判條約を締結し、七月二十日批准を經、九月十二日之を公布す。曰く、「法律問題又は兩締約國間に現存する條約の解釋に關し、外交上の手段に依り處理する能はざる紛争は、海牙に設置せられたる常設仲裁々判所に付せらるべきものとす。但し此等の紛争にして、兩締約國の緊切なる利益獨立若くは名譽に關し、又は第三國の利益に關係ある場合は此限にあらす」と。此條約を締結したるは、現西園寺内閣にして、之を公布したるは、次期桂内閣時代に在り。當時第二回萬國平和會議の議決したる國際紛争平和的處理の改正條約は、未だ帝國元首の批准を經ざるを以て、本件仲裁條約

は、第一回平和會議の議決したる原約に基きて之を締結す。此條約の有効期は、批准交換後五箇年とし、爾後屢其期を延長したり。

## 第六章 議員瀆職の醜聞

### 附政客侈奢官吏暴富

#### 衆議院議員總選舉

第九回衆議院議員總選舉に當選したる議員の法定任期盡き、四十一年五月十五日第十回總選舉を行ふ。選舉の形勢、極めて政友會に利にして、同會は再び絶對多數の勢力を占め、大同俱樂部は半減し、憲政本黨亦大に衰へ、其他若干の異動を來し、而して多數商工業者の新に當選するを見る。此より先き四十年九月より十月に亘り、府縣會議員の總改選を行ひ、其結果、總員千五百餘名中、約八百名は、政友會員之を占め、殘餘約七百名は、各派之を分領す。今次衆議院議

員總選舉の結果、其勢力の比率、略之に似たり。

#### 議員の素質汚下。射利瀆職。忘公營私。窮餘の濫行。生計の補給。議案賛否の標準。

衆議院議員改選毎に、無耻醜陋の徒、頻々其選に當り、議員の素質益々汚下し、皆な其職責の甚だ重大なるを忘れ、交、無忌の行動を逞うし、議政の府を以て、射利の場と爲し、帝國議會の威信、幾と地を掃て熄む。蓋し立憲の初、議員の選に當る者、多くは是れ眞摯魯直、議案の賛否を民人の利害に決し、儼然行政部と對峙して、克く立法部の威信を保つことを得たり。時に或は議員瀆職の醜聞を流さるるにあらすと雖も、其事例極めて稀にして、且つ其之を犯すや、凡て暮夜昏冥の間に於てし、加之世上の監視甚だ嚴厲にして、議員をして常に兢兢として怖るる所を知らしめたり。不幸にして議員の道念、年と共に荒み、世上の監視、亦大に弛み、爲に往々にして破廉耻の醜漢を出す。乃ち瀆職法を制定し、(第十五回議會協賛)法律の力を假りて、道義を保維するの窮策を取りたりと雖も、尙ほ以て政界を廓清

する能はさるのみならず、年毎に腐氣滔々として議院の内外に漲り、凡そ利益の繫屬する事案、醜聞必ず之に伴ひ、賛否を黄白の多寡に決し、概ね視て以て當然と爲し、司法部亦之を不問に付し、瀆職の法規、徒に空文を存するのみ。蓋し多數議員中、先天唯利維れ耽る者あり、若くは虚榮の爲に物慾に趨る者あり、然も亦窮餘の濫心、誤て邪路を履み、之を久うして自ら瀆職の惡徳たるを忘る、者、頗る多しと爲す。此輩巨費を投して、幸に議員の地位を贏得すと雖も、爲に田土を鬻ぎ、什寶を賣り、家に涸井と廢垣とを餘し、内には妻孥の愁訴あり、外には氷菓(近世新定の熟語。利を食り。人を厄する債鬼を指す。)の迫害あり、國庫補給の歳費、以て身家の計を支ふるに足らず。乃ち不義の財を別途に求め、以て生活を資けらて體面を保ち、然も世を欺き自ら欺き、強て天下に傲る。曾て夫の饕餮議員の政界に翱翔するの日、盛に財利を漁し、之を部下の群小に頒ち、群小亦安んじて生活を之に托したりと雖も、其死後に及んで、政黨幹部の二三子、單り其利を私し、餘慶普く黨員に及はず。黨員深く其壟斷を憎み、爰に所謂自營自給の計に出つ。其初に當りてや、個々交、利を征し、力めて僚友の視聽に觸るゝことを避けたりと雖も、

同氣の求むる所、同類相結ひ、終に協同の力を以て、其慾望を満たすの道を講し、曩者穿窬の鼠賊、一變して綠林の集團と化し、會盟の下に利源を探り、利害の反する所、同一黨内に別團を作り、競うて營私に狂奔し、醜怪放縱、至らざる所なく、世罵りて匪徒と呼ひ、又馬賊を以て之を自す。嗚呼、匪徒馬賊を擧げて議員と爲し、之をして協贊監督の重任に膺らしむ。帝國憲政の甚た振はずして、國民其慶に頼る能はさるもの、亦偶然にあらざるなり。

### 議員瀆職事例彙纂。政界裏面の實相。

立憲中葉以降、毎期の衆議院、必ずや議員瀆職の醜聞を流さるはなく、而して此趨勢は、會期と共に益、長するを見る。且らく現西園寺内閣時代の瀆職醜聞に就き、事態の較、重大なるものを算ふるに、航路補助の問題を以て、當該會社を脅かし、砂糖戻税及糖業官營の問題を以て、莫大の賄賂を貪り、原油輸入税の問題を以て、利害相反する兩當業者の請託を容れ、取引所法改正及信託會社設立の問題を以て、投機商等と相結託し、輸出燐寸官營及民設會社特許の問題を以

て、躬ら權利株式を攫まんと企て、滿洲滯在邦人等に對する開戦損害救済元煙草販賣業者に對する賠償金交付、北海道鐵道買収に關する特別救済等の諸問題を以て、浮利を其間に私せんと試み、鐵道、築港、官衙學校等の諸問題を以て、關係地方人民の請託を受け、激烈なる競争を他派及黨僚の間に交へ、諸般の請願に關して、請願者と醜交を結び、終に郡制廢止案に於て、政府及與黨の誘拐に應じ、若くは自ら進んで節義を售り、公然議政壇上の問題と爲り、明に議員墮落の真相を暴露するに至る。若し夫れ議員の地位を利用し、邪惡を議案以外の問題に逞うしたる事例に至りては、僕を更ふるも殆ど枚舉に遑あらず。童兒あり、謠うて曰く、「選良の腸胃は甲鐵堅く、糖を舐り油を飲み又船を喰ふ」と。所謂糖を舐るとは糖業に關する收賄を指すなり、油を飲むとは油業に關する收賄を指すなり、船を喰ふとは航路補助に關する收賄を指すなり。唯、此童謠、議員瀆職の一端を示すに過ぎずと雖も、當年政界裏面の實相を道破して、復た餘蘊なしと謂ふへし。

### 日糖の醜獄。處刑二十人。免而無耻徒。

議員瀆職の事例、頻々續出すること、洵に此の如きものあり。就中其計畫の洪大にして、且つ其事迹最も明確、終に一代の醜獄を起すに至りたるもの、糖業に關する議員收賄の事案是なり。大日本精糖會社なるものあり、粗糖を精製して、之を販賣するの業を營む。政府が第二十三回議會に輸入原料砂糖戻稅法有效期延長の法律案を提出するや、(砂糖戻稅法の有效期は、四十年三月末日を以て條約有效期間四十四年七月十六日迄之を存續せんとし、乃ち此法案を提出す。)從來戻稅の利に浴したる同會社は、將來亦其慶に頼らんと欲し、議員に贈賄して、其法案の通過を圖る。別に臺灣粗糖製造會社なるものあり、戻稅法の存續は、其商利を害するに鑑み、是れ亦議員に贈賄して、其法案の廢棄を圖る。兩々競争、互に其商利を擁護し、議員交、力を之に假し、齊しく同一政黨に屬する者を以てして、一は甲社の請託を納れ、他は乙社の贈賄を受け、若くは一人を以てして、兩社に併せ許したる者亦是れなきにあらず。衆議院は終に戻稅法の有效期を短縮して之を可決し、以て兩社擁護の實を現はしたり。由來大日本精糖會社は、常に議員と結託して、幸に社運を維

持するもの。近時社運寝く傾くや、私に砂糖官營の計畫を立て、其財産を政府に估却し、依て以て損耗を免れんとし、是れ亦盛に議員に賄ひ、且つ事案幸に功を奏するを得は、三十萬金を政黨本部に贈らんとし、約書を納れて後日に左券す。其請託を受けたる議員、砂糖官營法案を第二十四回議會に提出し、會社の爲に遊説すること最も力む。衆議院は終に此法案を否決し、會社の計圖水泡に歸したりと雖も、會社は尙ほ希望を將來に繋ぎ、時偶衆議院議員の改選期なるを奇貨とし、議員候補者に選舉資金を給與し、改選議會を待て、其素懐を達せんことを期す。既にして會社の事業益、非にして、終に破綻の運命に陥る。官乃ち就て其帳簿を検し、又其實情を査するに、内部全然紊亂し、前來醜恠の事跡、歴々として掌を指すか如し。司法部先つ會社重役を拘引し、尋て瀆職の議員及前議員二十名を拘引す。共に砂糖戻稅法案及砂糖官營法案に關する請託聽許及賄賂收受の犯行に因し、世に此事件を略稱して日糖の疑獄と謂ふ。裁判確定し、各瀆職法違反の罪名の下、相借に獄に下る。此等囚徒の黨籍を舉ぐれば、政友會最も多くして十二人、(内二人は前議員、外に處刑)憲政本黨改革派

六人(内二人は前議員)大同派二人なり。初め本件疑獄の起るや、拘禁を被りたる現議員、自ら其地位に省みて議員を辭し、其他依然其任に留りたる者は、第一審有罪の判決と共に失格し、各補關選舉を行ふ。補關選舉の結果、政友會員多く選に當り、黨運毫も衰ふる所なし。

惟ふに當年議員の瀆職行爲、何そ必ずしも大日本精糖會社に關するものに限らんや。其宜しく處刑すへき者、亦何そ必ずしも二十人の議員及前議員に止らんや。而して單り大日本精糖會社の事件に關し、敢て刑獄を起したる所以のもの、同會社偶破綻を來し、司法部探查の結果、端なく内部の醜狀を發見したるを以てなり。又單り二十人を處刑するに止めたる所以のもの、一たひ手を檢舉に下すに及んで、根莖彌蔓して終極なく、且つ往々にして幹部の政客に聯るものあるを以てなり。被告の自白する所、證人の陳述する所、會社内部の醜狀を示すこと甚だ詳にして、訴外議員の醜行、參差として其間に隱見し、掩はんと欲して掩ふへからざるものあり。想ふに大日本精糖會社たるもの、若し破綻の否境に陥らず、又官の検査を受くること微りせば、夫の二十人者、揚々とし



て政界に馳驅するを得ん。之に反して贈賄を競争したる臺灣粗糖會社たるもの、若し大日本精糖會社と其地位を易へんか、内部の醜狀悉く暴露し、爲に多數の瀆職議員を此方面に出したるや必せり。將た司法部にして、若し此事件の檢舉を中廢することなく、且つ猛然として爾餘一切の瀆職事件に及び、秋霜烈日、毫末の遺漏なくんは、爲に政治生命を此際に殞す者、陳々相因らん。即ち知る大日本精糖會社に關する刑獄たる、唯、是れ多數瀆職事件中の片鱗にして、夫の二十人者不幸にして偶、犠牲に供せられたるに過ぎざるを。『雀あり阿に在り、群り飛んで禾を啄む、農人罟を設く、僅に數羽を羅す。』所謂日糖の疑獄、何を酷た之に肖たるや。

### 貴族院議員腐敗一斑。黃白要請の謎語。

去て貴族院の内情を一瞥するに、未だ猝に之に許すに清淨潔白を以てする能はざるを憾とす。蓋し貴族院に位列する者、必ずしも悉く資財に豐たるにあらず、其生活の窮狀、或は衆議院の放浪政客に讓らざる者あり。此輩本來主

張なく、抱負なく、唯、生活を歳費に托せんと欲し、漫然議院に入り、幸に能くすへくんは、物質の慾望を満たさんことを期し、常に所屬幹部の意を受けて進退す。幹部詳に其心情を看破し、乃ち利害問題の起る毎に、阿堵を政府又は當事者に求め、之を會員の間に頒ち、操縦以て會運を維持す。其手段頗る巧慧にして、當初先つ贊否を曖昧に付し、若くは反對の氣勢を示し、以て暗に黃白要請の謎語を懸け、幸に之を得れば則ち贊し、否らされば則ち之に反す。政府此間の消息に通し、敏に謎語を解し、直に其要請を満たし、以て問題を疏解したること、嘗に一再のみにあらず。數次の増稅案然り、新事業の豫算案然り、鐵道國有、航路補助其他利害相關する諸問題、概ね皆な然らざるなし。夫の第二十三回議會の郡制廢止案の如き、現に貴族院二三有力議員、一たひ贊意を表し、若くは提案を政府に慫慂したる所に係る。故に政府若し初より此謎語を解し、直に議員誘拐に手を下さは、恐くは彼か如き失敗を招くに至らざりしならん。豈に嘗に是れのみならんや、宗教法案に關しては、比丘の請託を容れて、無前の狂態を演し、歳費増額案に關しては、廉恥德操を忘れて、絶醜絶陋の言動を逞うし、某々議

案に關しては、幹部の收賄中飽を摘發し、交、之か分與を迫り、若くは配當の偏頗を論して、陰に怨言を漏らす。是れ皆な事實の歴證する所にして、其醜怪陋劣、眞に言議の外に在り。唯、夫の貴族院議員、自ら特殊の地位を社會に占め、贊否の交渉、財物の授受、總て隱微の間に之を行ひ、爲に其内情の世上に流布すること、衆議院議員の如く爾く甚しきに至らずと雖も、一たひ裏面の眞相を剔抉せは、其腐敗の程度、寧ろ遙に之に超ゆるものあり。

### 政客侈奢。意氣銷沈。虛榮遊蕩。國用濫糜。

#### 官紀弛廢。議員瀆職の源泉。

議員の瀆職と相關聯し、更に一事の輕々看過すへからざるものあり、政客侈奢の趨勢即ち是なり。按ずるに日清・日露の二大戦役を経て、邦人寢く誇街の念を兆し、儂薄の病に罹り、其間自ら侈奢の俗を醸成す。此風潮は、滔々として社會の全面に瀰り、政界亦其浸蕩する所と爲り、當年剛健の意氣、茫として終に尋ぬへからず。願れば、憲政創設の前後、志士邦家を憂ふる者、内には米鹽と闘ひ、

外には官憲と争ひ、蓬頭弊袴、昂然として天下の大勢を論し、身を以て國に許し、復た他あるを知らず。今や即ち如何、政客争うて虚榮に走り、物慾を求め、其門戸を壯にし、其身邊を飾り、長袖緩帶、都人を學ひ、綠酒紅燈、兒女に戯れ、倡優巧にして、鐵劍鈍く、眉斧憐むへし、壯士の腸を解剖す。此輩、政治を以て一場の餘戯と爲し、若くは以て漁利街名の具に供し、熱情なく、誠意なく、又眞摯の態なく、國家の利害、民人の喜戚、幾と之を意に介せず。且つ其政治を論議するや、概ね常に旗亭酒宴の席上に於てし、強て多數を集めて其勢力を誇張し、政治季節に入るに及んで、此種の宴會、日夕相踵き、宛も政談を以て、飲を助くるの下物と爲す。甚しきに至ては、即ち狹斜の巷、衽席の下、幹部の二三子、相集りて密議を凝らし、一黨の去就、國政の贊否、之を此等少數者の密議に定め、政黨本部の如きは、唯、黨員評決の式場に充つるのみ。是れ之を飲食會議と謂ふ、是れ之を遊蕩政治と謂ふ。飲食遊蕩の間に國政を玩弄し、習うて以て常と爲し、世亦甚た之を異します。紀律の頹廢、士風の汚下、此に至りて亦極れりと謂ふへし。眼を轉して、官界を見れば、大臣高官の輩、屢、士商を招きて盛宴を張り、交驩迎合に維れ努め、

一夕萬金を擲ちて復た吝ます。更に各省院廳に官舎の設あり、必ずしも輪奐の美を窮むるにあらすど、雖も其屋内の裝置、迥に現代の國度に超え、大臣より記室秘書郎の徒に至る迄、安んじて妻孥を此に托し、百事華美に流れ、因襲久しきを経て、自ら官紀の弛廢と國費の膨脹とを來し、而して國民を代表する衆議院、見て之を制遏するなし。嘗て立憲の初、民黨の政費節減論を樹つるや、其豫算査定方針中の一節に曰く、「官舎は贅物とす、故に將來其新築を制止し、現存の官舎は、適度の賃料を徴して之を貸與す」と。又曰く、「官吏の交際費及各省院廳の馬車馬匹費、總て之を廢除し、一切の應費を極度に節減し、以て歳計の膨脹を制す」と。當年の此査定主義、今將た何くにか在る。政費節減の論、久しく既に其聲を絶ち、議會は漫然厯大の豫算を可決し、事後の監督を懈り、且つ政府と相呼應して國用を濫糜し、益、歳計膨脹の趨勢を助長して憚らず。試に目前一二の實例を見よ。單り官吏の官舎を存置し、又其新築を許すに止らず、議長官舎、儼として昆谷の一角に聳ゆるにあらすや。其官舎に新式輕快の安車を備へ、又新に議長交際の費目を設け、安車は以て遊覽回禮等の用に供し、交際費は以

て無益の宴會又は海外漫遊等の冗費に充つるにあらすや。是れ皆な租税は國民の膏血なるの義を忘れ、之を濫糜して以て一時の虛榮を衒はんとするものにして、亦是れ侈奢の餘毒と爲す。夫れ侈奢の生活は、失費の増加自ら之に伴ひ、財を有する者は、其産を傾け、財に匿しき者は、他に資源を求めざるを得ず。此幾微の際、薄志弱行の徒、往々にして他の誘惑に陥り、知らず識らず常軌を逸し、終に得るを見て義を思はざるの濫行に出つ。彼れ議員の瀆職、固より憎むへしと雖も、滔々侈奢の流俗、輒ち之を驅て此に至らしめたるものなるを知らざるへからず。

### 官吏暴富。其實情。其原因。世態の變遷。

前來議員瀆職の事を記し、筆研之か爲に穢を被るを覺ゆ。請ふ此問題に聯り、少しく官吏暴富の事を説き、而して後に我か筆研を洗はん。蓋し之を官界に觀るに、當年曾て身を一寒の書生に起し、累進して久しく顯榮の官職を奉ずる者、概ね鉅萬の財を積み、玉樓に起臥し、方丈に飲食し、稀代の珍寶を藏し、廣濶の

美田を買ひ、其富裕豪華、決して夫の累葉の右族に譲らず。僅に一方面の官仕に任ずる者を以てするも、奉仕數年、輒ち財囊を満たし、輒ち別墅を興し、武臣亦概ね錢を愛し、汲々として理財に努め、妾を以て馬に代ふる者亦尠からず。夫れ本邦の制、吏を待つこと敢て菲きにあらすと雖も、其俸祿や自ら限あり。乃ち嚴に衣食を吝み、終生兀々として、偏に利殖を圖るも、剩す所は即ち知るべきのみ。且つ官吏服務規律は、官吏の營利の業に従ふを禁し、其廉恥操行を誠むること頗る嚴なり。故に官吏由來致富の因を闕き、一生鉅萬の富を累ぬるか如きは、固と空想に屬す。理や即ち然り、而して實は即ち之に反す、是れ必ずや之が原因なかるへからず。支那の俚諺に是れあり、曰く「知縣三年、優に一家三世の計を支ふるに足る」と。是れ其故何そや、他なし、租税を中飽し、公金を私消し、請託を允許し、贈遺を收受し、禍福を弄して國民に蒞み、機密を漏らして寵商に私し、肆に官憲を以て漁利の具に供するに是れ由る。我か東方君子國の官吏、固より夫の支那官吏と選を異にすと雖も、單り暴富を致すの一事に至りては、兩者頗る相肖たるものあり。予日夕其原因を求め、迂遠にして未だ之を得

す。乃ち姑く此問題を一擲し、其討究を世間有識の士に委せんと欲す。昔者巨人西郷南洲、參議陸軍大將の榮職に居り、一裘一葛、恬淡自ら安んじ、常に超然として物外に逍遙す。一日嘗て衫を浚ひ、更衣の以て纏ふべきなく、乃ち他の招宴を辭し、裸軀を茅屋に横へて、徐に清風を納る。其吟詠に曰く「我家遺法人知否、不爲子孫買美田」と。又曰く「上衣はさもあらはあれ、敷島の和錦を心にそ衣る」と。其高風清節、欽すべきなり、仰くべきなり。此翁逝て後僅に數十年、大小の官吏、滔々胥率ひて榮華を夢み、争うて子孫の計を爲し、身邊輕羅を纏うて、得々自ら賢とす。嗚呼亦以て世態の變遷を觀るべきなるかな。

## 第七章 内閣崩壊

### 内閣動搖 順境の逆運

四十一年七月四日、内閣總理大臣西園寺公望以下閣僚全員、相駢ひて突如辭表を呈す。此内閣は、層々稅政を累ね、一世の信望を失ふと雖も、彌縫百端、纔に財